

平成 21 年度中部地方環境事務所請負業務

平成 21 年度
中部地方における環境協働政策に関する検討業務
報告書

平成 22 年 3 月 25 日
特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ

目次

1. はじめに	3
2. 中部環境パートナーシップオフィスの概要について	4
2.1 経緯と現状	4
2.2 目的	4
2.3 対象地域	4
2.4 機能について	4
2.5 業務概要について	5
2.6 運営体制について	6
3. 在り方会議の概要について	7
4. 環境協働を推進するための中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点についての検討	9
4.1 課題の整理	9
4.1.1 目標の課題	9
4.1.2 業務内容の課題	10
4.1.3 運営体制の課題	10
4.1.4 課題の整理	11
4.2 中長期に向けた在り方や運営方法の検討	12
4.2.1 機能・位置付け	12
4.2.2 資金調達及び運用	14
4.2.3 運営形態と事業責任	14
4.2.4 将来の運営基盤の在り方	15
4.2.5 将来像に向けた運営基盤の進め方	16
4.2.6 将来像に向けた運営基盤の考え方	17
5. おわりに	18
6. 参考資料	19
6.1 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 記録	20
6.1.1 要旨	20
6.1.2 要旨(図)	22
6.1.3 会議録	26
6.2 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 当日資料	52
6.2.1 次第	52
6.2.2 要旨	53
6.2.3 プレゼン資料1：EPO 中部の経緯(中部地方環境事務所)	62
6.2.4 プレゼン資料2：コメント(石川県環境部地球温暖化対策室 新広昭 課参事)	66
6.2.5 プレゼン資料3：EPO 北海道の活動状況	69
6.2.6 プレゼン資料4：GEIC	81
6.2.7 参考資料1：EPO 中部の成果について	84
6.2.8 参考資料2：EPO 中部の課題について	85
6.2.9 参考資料3：詳細内容	86
6.2.10 参考資料4：平成21年度中部環境パートナーシップオフィス運営業務仕様書	120
6.2.11 参考資料5：中部環境パートナーシップオフィス運営検討・提案会議 設置要領	124

1. はじめに

地球温暖化問題を始めとした環境問題が多岐にわたる中で、気候変動枠組条約等が採択された「環境と開発に関する国際連合会議」が開催された平成4年（1992年）から比べれば、その対応や対策は国際レベルで急速に進んでいる。

一方、地球温暖化や廃棄物対策、生態系保全などの環境問題と対峙するための持続可能な社会づくりの為には、単一の組織機能だけでは限界があり、法律や条例などの行政対応のみならず、事業者、NGO/NPO、国民などが積極的に当事者として環境保全活動に取り組むことが求められる。

このような環境保全活動の重要性から、平成15年7月には、持続可能な社会づくりの基盤となるよう、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定された。同法の基で、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、地域におけるNPO、企業、行政、市民等のパートナーシップによる課題解決を目指すパートナーシップづくり支援拠点として、環境パートナーシップオフィスが全国7ヶ所に設置された。

本件は、中部地方における環境協働推進の基盤となる中部環境パートナーシップオフィス（以下、EPO 中部）を検討対象とし、過去3年の業務実績から捉えられた機能やその運営体制、並びに推進課題を題材に、地域主体間のパートナーシップによる中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の在り方について取りまとめ、その成果を環境協働政策に活かすことを目的に報告するものである。

平成22年3月
特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ

2. 中部環境パートナーシップオフィスの概要について

2. 1 経緯と現状

平成 15 年 7 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布され、翌年 9 月には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。同法では、持続可能な社会を構築するために、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備が示された。

他方、中部地域においては民間主導による環境パートナーシップ構想が進められていた。環境省は平成 16 年 10 月から平成 17 年 2 月にかけて地域の中間支援組織等を中心とした EPO 中部運営検討会を開き（計 5 回）、それらの構想を踏まえて、EPO 中部の在り方を協議した。

その後、NPO、企業、行政、市民の主体的参加によるパートナーシップづくり支援拠点として平成 17 年 3 月に中部環境パートナーシップオフィス（EPO 中部）が開設された。当初は環境カウンセラー協会が臨時に運営していたが、企画競争により正式に請負団体が決定し、同年 9 月から第 1 期の運営（原則 1 期：3 ヶ年）が開始された。

EPO 中部の年度の事業の評価や運営に関する協議については、地域の産官学民で構成される運営協議会、外部有識者等による外部評価委員会にて行われた。

平成 21 年 4 月には、第 2 期運営が開始され（第 1 期と同団体による運営）、同年 7 月には地域の産官学民で構成される運営検討・提案会議にて、評価や運営に関する協議が行われた。現在は第 2 期目の 1 年目を終えるところである。

2. 2 目的

市民、環境 NGO/NPO、行政、企業など社会を構成する主体によるパートナーシップにおける取り組みを実施し、持続可能な地域づくりが行われることが目的である。

2. 3 対象地域

中部 7 県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県が対象地域である。

2. 4 機能について

様々な環境課題やニーズを多様なセクターと共有することや、パートナーシップ型の施策立案、或いは事業の実施を通じた課題解決の促進やニーズの把握、各主体間のパートナーシップ促進などを通して、持続可能な地域づくりに貢献することである。

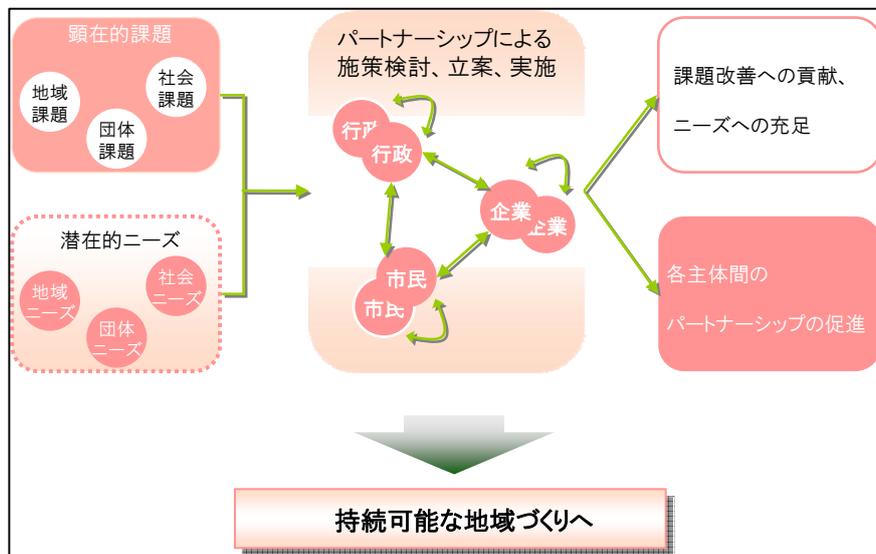


図 2. 4 機能概要

また、主な機能については、以下の 7 項目に分類される。

- ①環境情報の収集・蓄積及び提供
- ②地域課題の収集と蓄積
- ③環境パートナーシップに関する資源の提供とコーディネート
- ④人材の育成
- ⑤各主体の強化
- ⑥地域基盤の強化
- ⑦主体間の協働体制・形態の促進

2. 5 業務概要について

2. 4 に挙げられる機能を発揮するために、以下の 4 つの業務を実施している。なお、同項④運営協議会事業については、環境省請負費以外に企業や行政からの外部資金を導入して事業展開をしている。平成 20 年度の事業費に対する外部資金の比率は全体の約 3 割である。

- ①基本運營業務
 - ・施設維持管理業務
 - ・環境パートナーシップコンサルティング業務
- ②環境情報の収集、提供及び広報に関する業務
 - ・環境情報のニーズ把握等

- ・環境パートナーシップに関する情報の収集、整理及び提供
- ・環境関連書籍・資料等の収集、整理及び提供
- ・ホームページの維持管理
- ・館内展示の企画及び実施

③環境パートナーシップの推進業務

- ・様々な主体間における連携の促進（テーマ：生物多様性、ESD など）
- ・中部地方における中間支援組織（官民）の連携体制の構築
- ・広域的な環境パートナーシップの促進
- ・EPO 中部運営の為の会議等の開催
- ・その他

④その他業務

- ・スタッフミーティングの開催
- ・運営会議提案事業（外部資金の導入）

2. 6 運営体制について

中部地方環境事務所と請負団体並びに地域の主体により運営される。また、2. 5 で示すとおり、EPO 中部に関しては、外部資金を導入しており、事業の取扱や妥当性については、運営検討・提案会議にて協議され、推進される。

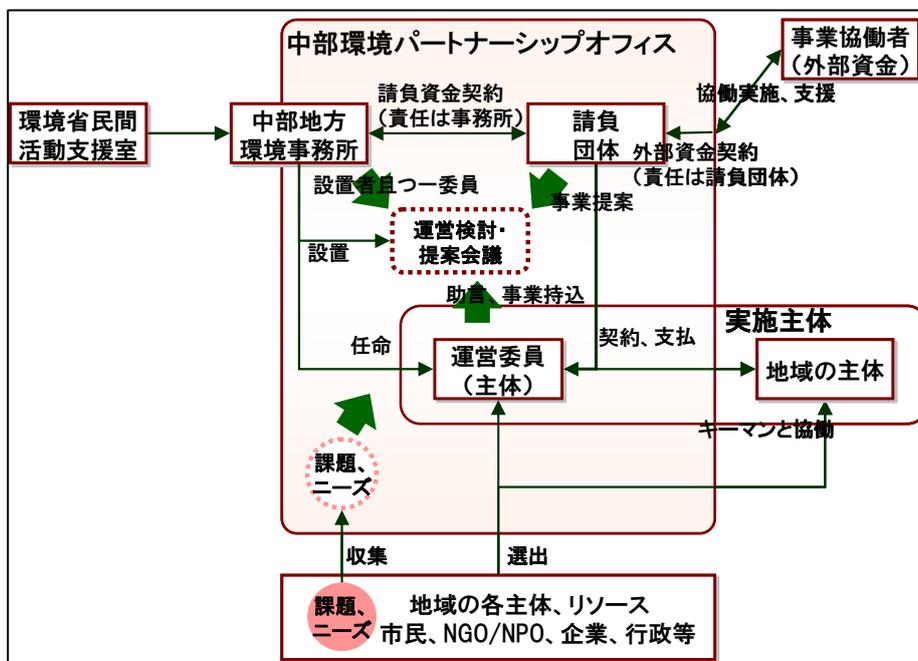


図 2. 6. 1 運営体制

また、業務毎のフローにおける環境省、委員、請負団体のそれぞれの役割分担について以下の表 2. 6. 2 のとおり整理した。

表 2. 6. 2 各業務における役割分担

業務フロー	環境省	運営検討・提案会議委員	請負団体
1.プロポーザル仕様	仕様書作成	※ 環境省、請負団体は除く	
2.プロポーザル仕様 (運営検討・提案会議の意向)		運営検討・提案会議成果をアウトプット	
3.プロポーザル提出			上記2項を汲取り解釈し提案
4.運営検討・提案会議の設置	運営検討・提案会議設置、委員は任命		
5.方針・企画素案		外部資金事業を提案	プロポーザル等を基に作成
6.方針・企画協議	運営検討・提案会議で協議（原則年間2回）		
7.事業推進運営			
-環境省重点事業	責任、資金		実施主体
-請負重点事業	責任、資金		実施主体、(地域団体も主体に)、(一部外部資金もあり)
-運営検討・提案会議重点事業		支援、アドバイザー(資金は外部企業から)	責任、実施主体
8.スタッフ評価			年次報告書の作成
9.運営検討・提案会議評価	随時事業毎に助言、評価	評価	
10.外部評価	外部委員(任命)による評価		

3. 在り方会議の概要について

本業務では、EPO 中部の平成 17～平成 20 年度（第 1 期）及び平成 21 年度（第 2 期 1 年目）に関する運営体制や推進課題について、主に年度の運営業務実施報告書、運営協議会資料、運営検討・提案会議資料をもとに課題の取りまとめを行った。

それら抽出した課題に対して、運営に関わる有識者及び関係者と中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の中長期の在り方やその運営のための施策や仕組みなどを検討する場を設け、議論結果を以下のとおり整理するとともに、将来像についての取りまとめを行った。

中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議

趣 旨：EPO 中部の第 1 期を経て、様々な推進課題が明らかになる中で、現行の運営体制とは別に、将来の中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の在り方（役割、運営体制、協働の仕組み）を検討する。

日 時：平成 22 年 2 月 9 日（火）10:00～16:00

場 所：中部地方環境事務所 第1会議室

出席者：18名

H21～23 EPO 中部運営検討・提案会議委員

- ・金沢大学フロンティアサイエンス機構 鈴木 克徳 特任教授
- ・日本福祉大学国際福祉開発学部 千頭 聡 教授 (午前のみ)
- ・愛知中小企業家同友会 平沼 辰雄 副会長
- ・名古屋市環境局環境都市推進部生物多様性企画室 増田 達雄 室長
- ・石川県環境部地球温暖化対策室 新 広昭 課参事 (欠席のため資料代読)

H18～20 EPO 中部運営協議会委員

- ・社団法人環境創造研究センター 児玉 剛則 専務理事 (午前のみ)
- ・NPO 法人地域の未来・志援センター 萩原 喜之 代表理事
- ・NPO 法人ぎふ NPO センター 駒宮 博男 理事長

地方 EPO/GEIC

- ・EPO 北海道 久保田 学 氏 ((財)北海道環境財団企画事業課長)
- ・地球環境パートナーシッププラザ (GEIC/EPO) 平田 裕之 氏
(社)環境パートナーシップ会議環境ソーシャルビジネス支援担当)

環境省

- ・総合環境政策局民間活動支援室 香具 輝男 室長補佐
(スカイプ参加午前のみ・午後代理：渡辺 充補佐)
- ・中部地方環境事務所 細川 真宏 統括環境保全企画官
- ・中部地方環境事務所環境対策課 伊藤 正市 課長
- ・中部地方環境事務所環境対策課 中井 啓三 課長補佐
- ・中部地方環境事務所環境対策課 高木 丈子 企画係

EPO 中部 (請負団体)

- ・NPO 法人ボランティアネイバーズ 大西 光夫 理事長
- ・中部環境パートナーシップオフィス 新海 洋子 チーフプロデューサー
- ・中部環境パートナーシップオフィス 桜井 温子 NGO/NPO コーディネーター
- ・中部環境パートナーシップオフィス 鶴飼 哲 プログラム・オフィサー

4. 環境協働を推進するための中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点についての検討

4. 1 課題の整理

4. 1. 1 目標の課題

EPO 中部の在り方そのものの考え方としても言えるが、以下の図4. 1. 1で示す目的に対し、その目標設定については大きく2つの考え方がある。下記の左図では、地域の様々な主体が情報や事業を通して出会う中で、共通となる目標を設定することが挙げられる。右図では、地域の課題やニーズを事前に設定した後に、応じた組織で目標を設定することが挙げられる。

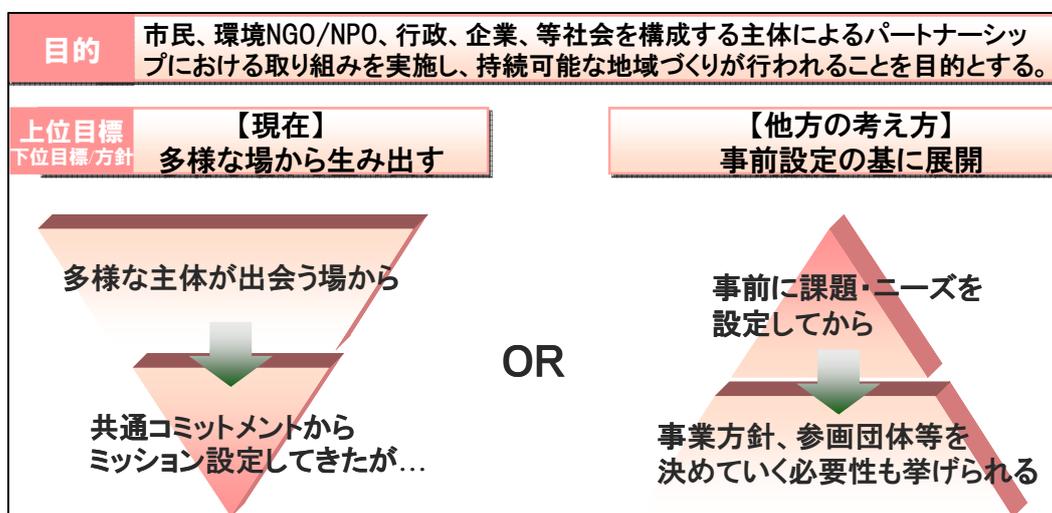


図4. 1. 1 目標からみる課題点

左図では、広域且つ多様な団体や案件からパートナーシップ型の目標や事業を設定できるメリットが考えられるが、他方、方針が定まりにくいことや地域の主体が参画し辛いなど、運営体制が不安定となるデメリットも考えられる。

右図では、事前にテーマを設定するため、地域の主体が明確な目的を持って参画し易く、方針や運営のブレを防ぎ事業遂行に重点的に力を注げられるメリットが考えられる。他方、テーマの設定が難題であり、設定主体や場などが重視される。また、事業内容についても広い意味でのパートナーシップ展開が希薄になると考えられる。

4. 1. 2 業務内容の課題

業務の大項目におけるメリットと課題について、以下の表4. 1. 2のとおり整理した。

表4. 1. 2 業務内容からみる課題点

業務内容	推進メリット	推進課題
1 施設維持管理 コンサルテーション	・常時事務局作業が可能 ・相談業務が拡大	・机上事務作業と外へのネットワーク拡大(営業)の両立は困難(予算規模の問題) ・事務局の過労問題
2 ニーズ把握、ハブ 情報(書籍、HP)	・事業実施から活用情報の獲得 ・環境パートナーシップに特化した情報	・定性的と定量的把握の両立は困難
3 相談、意見交換 官民の連携 広域パートナーシップ 運営協議会	・リアル/ホットなネットワーク、情報、ノウハウを基軸とした支援	・広域事業と深度事業の両立は困難
4 外部団体協働 (外部資金)	・企業リソースを活用した環境パートナーシップ事業の展開(広域、内容深化)	・地域課題解決に即しているか(私企業支援だけではない、資金に振り回されない)

利点を活かした課題改善スキームは
如何なるものか

4. 1. 3 運営体制の課題

図2. 6. 1で示した運営体制において、各主体間の課題を EPO 中部の運営に当てはめ、以下のとおり整理した。

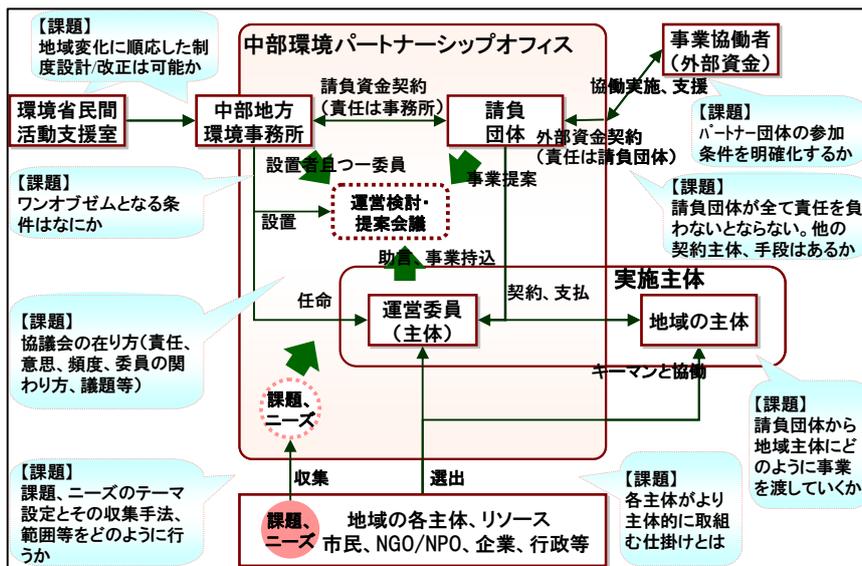


図4. 1. 3-1 運営体制からみる課題点

また、各主体の提案から始まった事業に対して、業務フロー毎の各主体間の関係度合いに関する課題点を以下の表4. 1. 3-2として整理した。

表4. 1. 3-2 各事業に対する事業毎の関係度合いからみる課題点

提案事業	業務フロー対象者	課題コース提供	主体参加	素案作成	事業立案	資金	責任	実施	成果物所在	
省 地方事務所	省	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	請負	○	不時の業務をどのように位置付けていくのか(資金も含めて)						○	
	委員									
	一般利用者									
請負団体	省	△	○		△	◎	○	○	◎	
	請負	◎	◎	◎	◎		◎	◎		
	委員		○		○			○		
	一般利用者		利用したくなる機能であるか(客観的評価)、解り易いサービスであるか							
協議会委員	省		協議会委員提案事業にどのような関わり方ができるか							
	請負		◎	◎	◎		契約者問題	主体限界		
	委員	◎	◎	○	◎	◎(企業)	○	△	◎(企業)	
	一般利用者		△		△			△		
一般利用者	省		△		△	◎				
	請負	◎	請負事業のウエイトをいかに委員やパートナー団体へ移行していけるか 相談から事業支援への条件設定必要							
	委員									
	一般利用者	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	

凡例(業務に対する対象者の関係度合) ◎:大 ○並 △:少 空白:なし

4. 1. 4 課題の整理

目標、業務内容、運営体制から把握した推進課題について、目的・目標、運営組織・体制、個別機能の3つの項目に応じて課題を整理し、考えられる今後の方向性について以下の表4.

1. 4のとおりまとめた。

表 4. 1. 4 今後の方向性

項目	今後の方向性
目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援拠点の目的、ビジョン（中長期）づくり ・ 環境パートナーシップ拠点に求められる機能の整理
運営組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営協議会（仮）及び委員の役割や権限等の明確化 ・ 地域の主体による運営とそのしくみ ・ 資金等の明確化 ・ スタッフの拡充 ・ 組織を支える基盤の骨太化と新規開拓
個別機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標・役割を明確にした計画づくり ・ 広く誰もが活用できる情報の可視化 ・ 拠点機能の広報 ・ 情報や事業運営のための基盤整備 ・ リソースに応じたコーディネーションとマネジメント ・ 新規人材の確保と育成 ・ 成果の地域共有化 ・ 個別事業体制の明確化

4. 2 中長期に向けた在り方や運営方法の検討

4. 1. 4の取りまとめ及び、平成 22 年 2 月 9 日に開催した「中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議」で中長期に向けた在り方について議論された結果を、以下の 6 点に整理した。

- ①機能・位置付け
- ②資金調達及び運用
- ③運営形態と事業責任
- ④将来像に向けた運営基盤の在り方
- ⑤将来像に向けた運営基盤の進め方
- ⑥将来像に向けた運営基盤の考え方

4. 2. 1 機能・位置付け

環境省が位置づけた EPO、地域が必要とする EPO、地域の行政・圏域区分の中で補完性に基

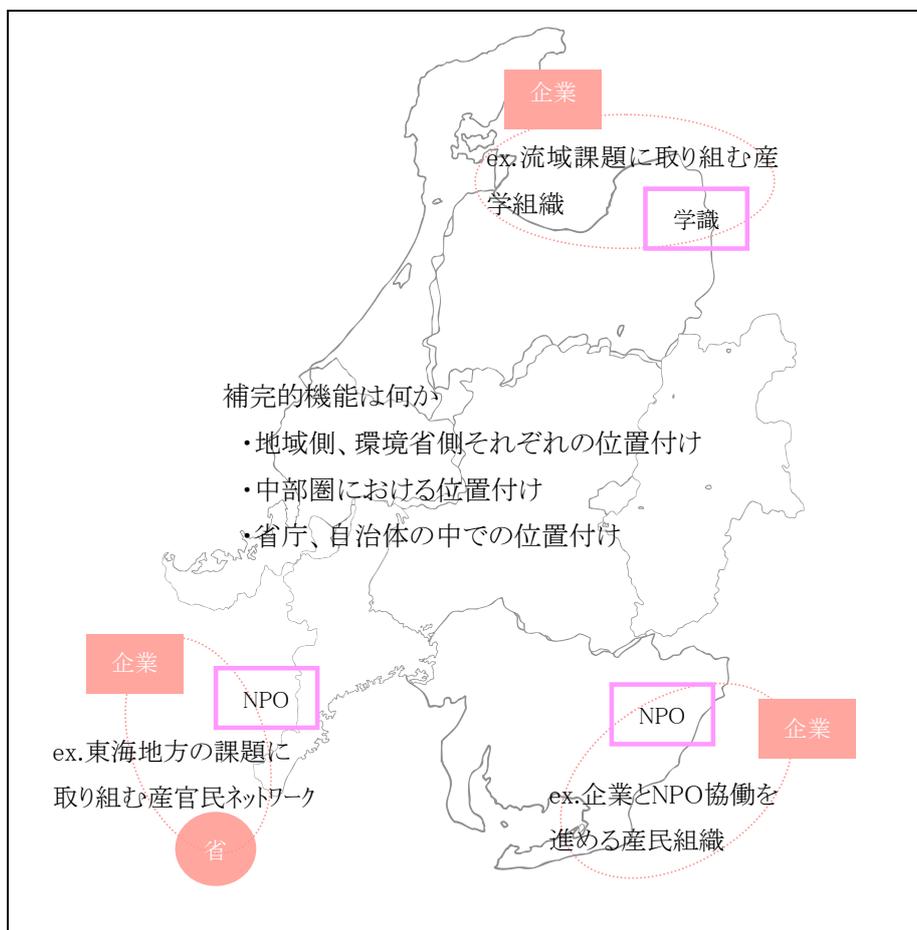
づく機能は何か

法令における機能、地域の民間団体等が考える機能を整理し、他省庁も含む行政機能や圏域区分、並びに民間支援組織や活動などとの差別化を図り、補完性の原則に則った機能を明確化する。

なお、以下の3つが EPO の重要な機能項目（大機能）だと挙げられる。

- ①環境省情報を地域へ提供
- ②各省庁、行政機関の横串
- ③地域の取り組みの側面的支援（適切なモデル事業の実施・支援）

図4. 2. 1 機能・位置付けの在り方



4. 2. 2 資金調達及び運用

環境省も含めた地域の主体により運営資金を分担する形式も一つの在り方である。

現在は、環境省の請負費による施設維持と事業の実施、並びに企業や行政による外部資金による事業が EPO 中部では実施されている。多様な地域課題やニーズへの対応や地域の主体の責任ある参加を目指すには、環境省をはじめ国土交通省や経済産業省等の他省庁や地方公共団体なども含めた関係者持ち寄り（負担金など）による運営（全体、部分的）も一つの形として考えられる。

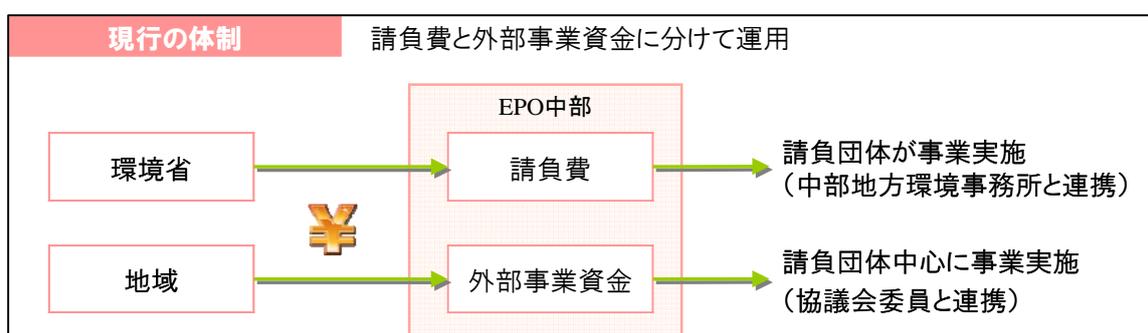


図4. 2. 2-1 現行の資金調達及び運用体制

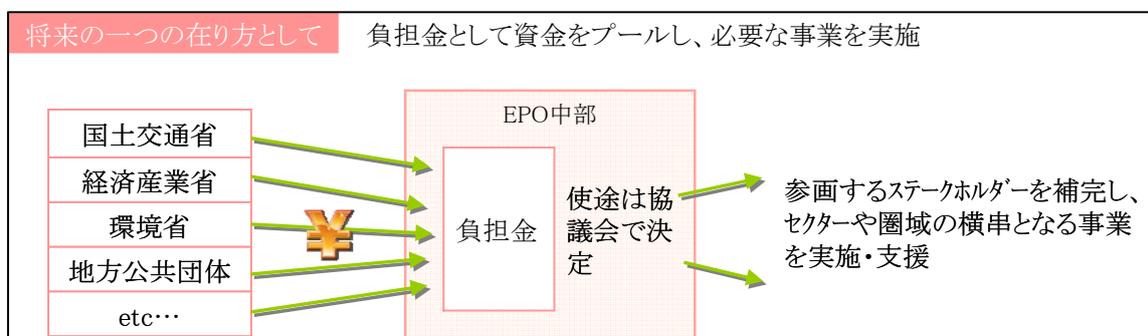


図4. 2. 2-2 将来の資金調達及び運用体制の一つの考え方

4. 2. 3 運営形態と事業責任

責任の所在を明確化する考え方と、グレーゾーンで進める考え方がある。

地域の多様な主体が出会い、金・物・人、情報が行き交う中でマッチングが成立し、結果として地域課題を改善するパートナーシップ事業が生み出されている。しかし、責任所在については、1) 明確化して事業を行う、2) 協働事業であるためグレーゾーンは止むを得ない、という相対的な意見がある。

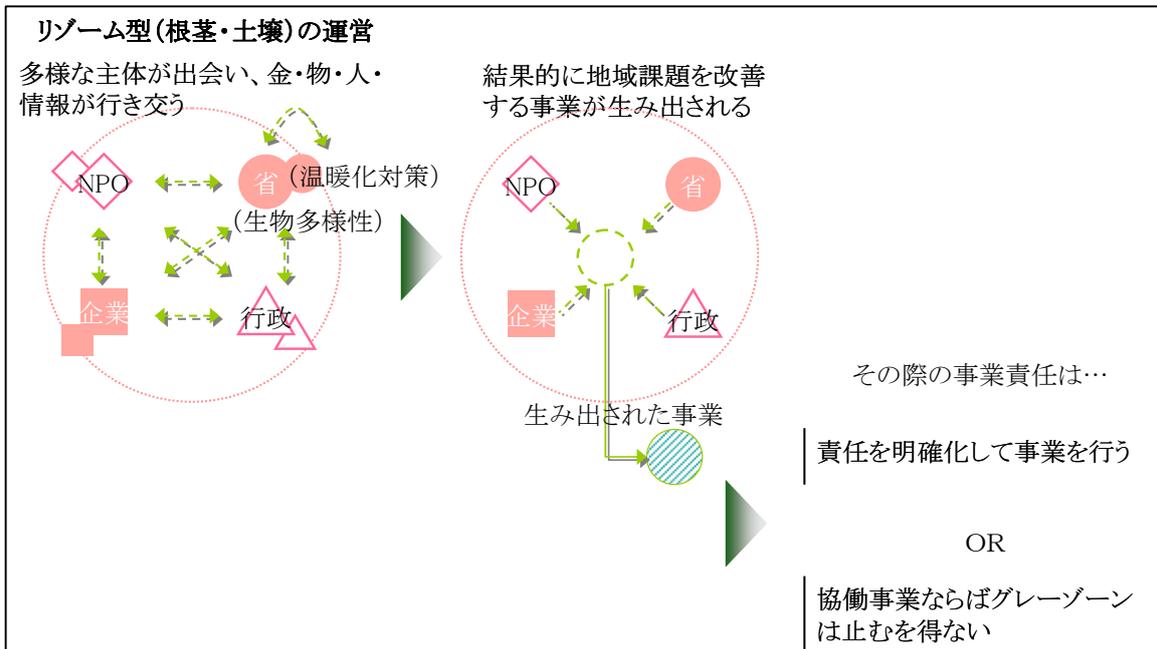


図4. 2. 3 運営形態とその事業責任所在の在り方

4. 2. 4 将来の運営基盤の在り方

地域の一つのステークホルダーとして環境省が参画できる運営体制の必要性

現行は、環境省の法令により整理されているため、環境省のミッションや呼び掛けに賛同し参画した主体と、地域の取り組みを支援するために環境省が位置付けられていると認識している主体がいる。環境省も地域の一ステークホルダーとして参画できる運営体制を構築していくことが必要である。

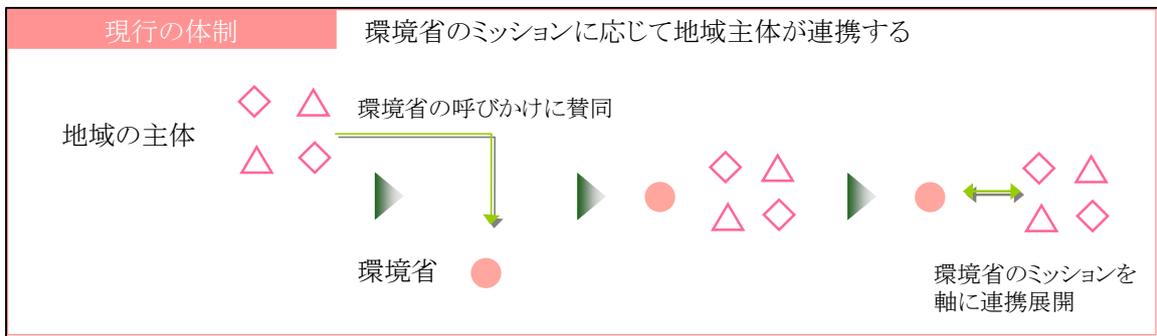


図4. 2. 4-1 現行の運営基盤の在り方

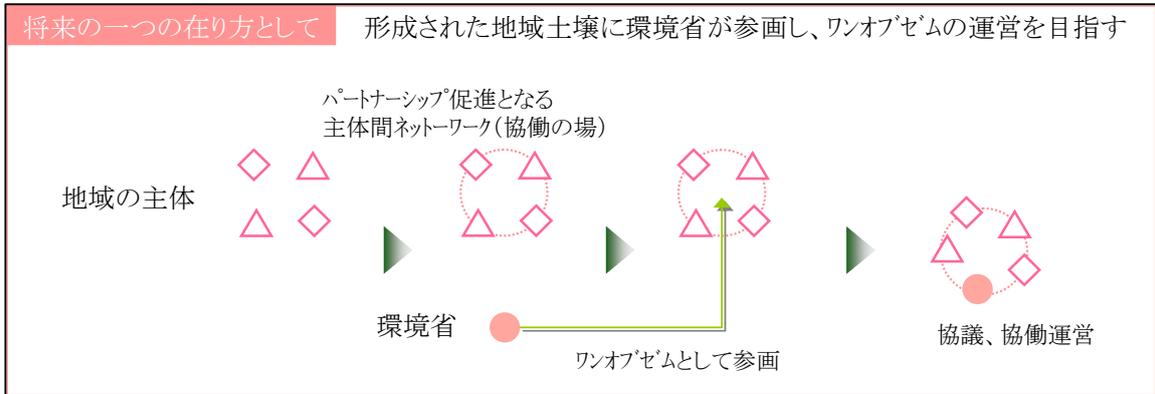


図4. 2. 4-2 将来の運営基盤の在り方

4. 2. 5 将来像に向けた運営基盤の進め方

ポリシーステートメントによる明文化及び責任主体の設定

現行から将来に移行する際に、行政担当者の異動により培った議論が引継がれない、という問題がある。その事態を回避するために、官民が協働して運営を進めるためのコミットメントと、それを明文化すること（ポリシーステートメントの作成）が必要とされた。並びに、具体的に進めるためには、責任を持って参画する主体の選定と、そのメンバーで構成する協議会の設置が必要である。

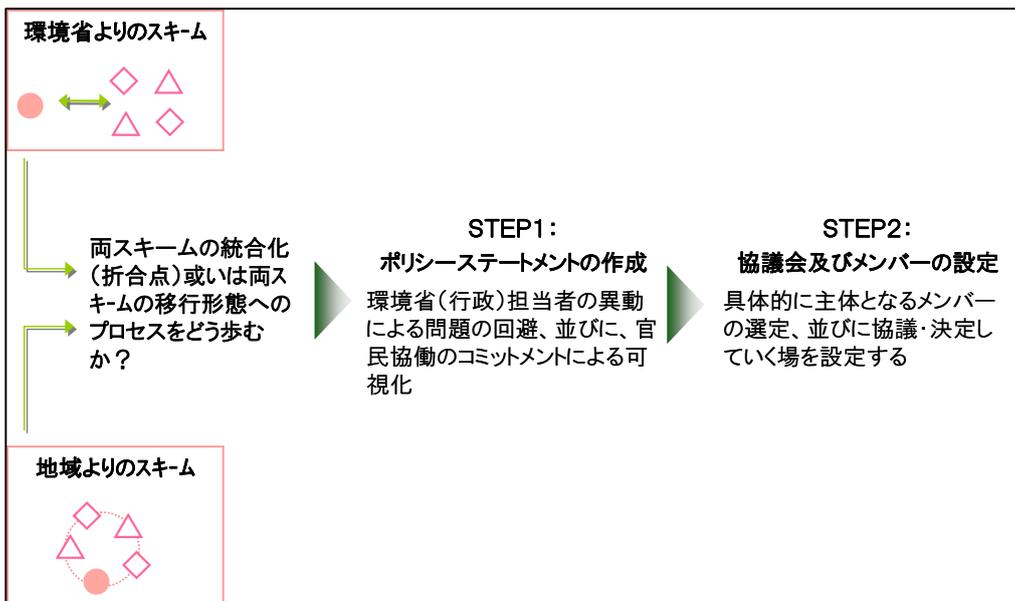


図4. 2. 5 将来像に向けた運営基盤の進め方

4. 2. 6 将来像に向けた運営基盤の考え方

4. 2. 4で述べたとおり、環境省をはじめ地域の様々な主体が対等な責任の下で EPO の事業を協働して企画、実施する形態を目指すのであれば、環境省と地域団体のスタンスや考え方を十分に協議し、すり合わせを行うことが必要である。現行の体制では特に以下の点が論点となると考える。

(環境省)

請負費については、環境省が全責任を有するが、地域の企業や行政からの資金においては、2. 2. 3で挙げられるように請負団体が責任を負うこととなっている。上記のような協働体制を推進するのであれば、外部資金にも環境省が責任を持つことが必要となる。

(地域の主体)

対等な責任の下で事業を行うためには、環境省の請負事業に対する助言を行うだけでなく、EPO の運営や事業に対する権限を有することが重要なファクターとなる。同時に、それら運営や事業に責任を負うことや、EPO の機能を活用する主体の顕在化が必須となる。

以上より、いずれも環境省を含めた地域の主体間の信頼関係の構築が前提であり、検討すべき事項について協議する協働の場を継続的に開いていくことが求められる。

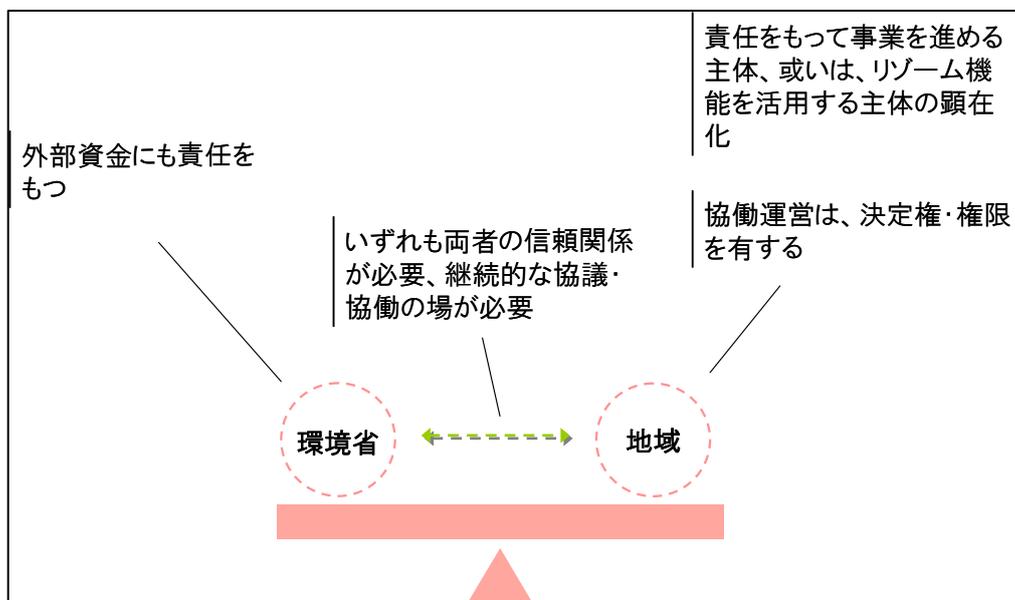


図4. 2. 6 将来像に向けた運営基盤の考え方

5. おわりに

4. 2のとおり、将来に向けた中部地方の環境パートナーシップづくりの支援拠点について、その在り方を考えるためのキーコンテンツとなる機能、資金運用、責任の所在、運営基盤について検討した。冒頭に挙げたとおり、本業務は EPO 中部の現行体制とは別の検討であるため、その具現化においては、現行の協議会や関係者などの責任主体によって進められることが求められる。

その際、現行体制から将来の在り方に向けた制度設計を進めていく上では、事業仕分けなどで指摘されるように、環境省（国）として EPO を設置する意義をより明確に示すことが求められる。併せて、国が EPO 機能や役割の位置付けを進めていく中で、各地方レベルにおいて求められる機能や役割をすり合わせる必要がある。

第一段階としては、EPO の運営を支える基盤体制について議論を深めることが一案と考えられ、4. 2. 5で挙げられたとおり、官民協働のコミットメント（公約）、即ちポリシーステートメントの明文化を優先課題とし、官民一体となってそのコミットメントの検討に取り組むことが求められる。

しかしその際には、協議に責任を持って取り組む主体が顕在することが前提であり、その後の運営体制についても、同様に責任を有して協働で事業を実施していくような地域基盤の醸成も進めていかなければ本末転倒となる。

以上のように、この地方における協働拠点の在り方に近づくためには、責任を持って取り組む主体の選定などの課題が多くあり、更なる議論を要すると言える。しかし、中部地方における環境協働推進の基盤となり、地域に必要な機能を果たせるパートナーシップ推進拠点が存在するためには、将来の在り方を官民協働で設定し、その具現化に向かっていくことが必要である。

このレポートが、EPO 中部の将来の在り方の検討、あるいは、環境協働政策を議論する際において有効な素材になることを願う。

6. 参考資料

6. 参考資料.....	19
6. 1 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 記録...	20
6. 1. 1 要旨	20
6. 1. 2 要旨 (図)	22
6. 1. 3 会議録.....	26
6. 2 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 当日資料	52
6. 2. 1 次第	52
6. 2. 2 要旨	53
6. 2. 3 プレゼン資料1：EPO 中部の経緯（中部地方環境事務所）	62
6. 2. 4 プレゼン資料2：コメント（石川県環境部地球温暖化対策室 新広昭 課参事）	66
6. 2. 5 プレゼン資料3：EPO 北海道の活動状況	69
6. 2. 6 プレゼン資料4：GEIC	81
6. 2. 7 参考資料1：EPO 中部の成果について.....	84
6. 2. 8 参考資料2：EPO 中部の課題について.....	85
6. 2. 9 参考資料3：詳細内容	86
6. 2. 10 参考資料4：平成21年度中部環境パートナーシップオフィス運営業務仕様書.....	120
6. 2. 11 参考資料5：中部環境パートナーシップオフィス運営検討・提案会議 設置要領	124

6. 1 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 記録

6. 1. 1 要旨

中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 要旨

1. 背景

平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布され、翌年9月には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。それらから、持続可能な社会を構築するために、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点の設置が示された。

環境省は、平成16年10月から計5回に亘りEPO 中部の在り方を協議する運営検討会を設置し、中部地域において民間主導で進められていた環境パートナーシップ構想を含め協議し、NPO、企業、行政、市民の主体的参加によるパートナーシップづくり支援拠点として、平成17年3月に中部環境パートナーシップオフィス(EPO 中部)を開設した。その後、企画競争により請負団体が決定し、同年9月から第1期の運営(原則1期3年)を開始、現在は平成21年4月より第2期に入った。

2. 趣旨

第1期を経て、様々な推進課題が明らかになり、現行の運営体制とは別の位置づけにおいて、将来の中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の在り方(役割、運営体制、協働の仕組み)を検討する場を設けた。

3. 会議概要

会議名称:中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議

日 時:平成22年2月9日(火)10:00~16:00

出席者:17名(今年度委員4名、過去委員2名、地方EPO/GEIC2名、本省1名、地方事務所4名、EPO 中部4名)

4. 議論の要旨

(1) 役割

環境省が位置づけたEPO、地域が必要とするEPO、地域の行政・圏域区分の中で補完性に基づく役割は何か

環境省の法令における役割、地域の民間団体等が考える役割を整理し、他省庁も含む行政機

能や圏域区分、並びに民間支援組織や活動などとの差別化を図り、補完性の原則に則った役割を明確化する。

大枠の機能として、1) 環境省情報を地域へ提供、2) 各省庁、行政機関の横串、3) 地域の取り組みの側面的支援、が挙げられる。

(2) 運営資金の調達方法

環境省も含めた地域の主体からの負担金形式も一つの在り方である

現在は、環境省の委託金による施設維持と事業、並びに企業や行政による外部資金による事業が実施されている。多様な地域課題やニーズへの対応や地域の主体の責任ある参加を目指すには、環境省をはじめ国土交通省や経済産業省、地方公共団体なども含めた負担金による運営(全体、部分的)も一つの形として考えられる。

(3) 事業に対する責任の所在

責任の所在を明確化する考え方、グレーゾーンで進める考え方がある。

地域の多様な主体が出会い、金・物・人・情報が行き交う中で、結果として地域課題を改善するパートナーシップ事業が生み出されているが、その際の責任については、1) 責任を明確化して事業を行う、2) 協働事業であるため責任のグレーゾーンは止むを得ない、という相対な意見がある。

(4) 運営体制

地域の一つのステークホルダーとして環境省が参画できる運営体制の必要性

現行は、環境省の法令により整理されているが、環境省のミッションや呼び掛けに賛同し参加した主体や、地域の取り組みを支援するために環境省が位置付けられていると認識している主体などがある。環境省も地域のステークホルダーとして参画できる運営体制を構築していくことが必要である。

(5) 将来の在り方に向けた運営基盤の構築

ポリーステートメントによる明文化及び責任主体の設定

現行から将来の在り方への移行する際に、行政の異動により培った議論の引継ぎがされない、という問題がある。そのことを回避するために、官民が協働して進めていくためのコミットメントが必要であり、明文化すること(ポリーステートメントの作成)が必要とされた。並びに、具体的に進めるために、責任を持って参画する主体の選定、そのメンバーで構成する協議会を設置することが必要である。

6. 1. 2 要旨 (図)



1 機能・位置付けの在り方 Environmental Partnership Office Chubu

機能・位置付けについて

様々な環境パートナーシップ促進を目的とする組織がある中で、補完性に則り、地域(地域課題)が求めるEPO中部のポジションについて明確化する必要がある

補完的役割は何か

- ・地域側、環境省側それぞれの位置付け
- ・中部圏における位置付け
- ・省庁、自治体の中での位置付け

機能項目として(案)

- ①環境省の情報を地域に伝える
- ②各省庁、行政機関の横串を担う
- ③地域の取り組みの側面支援 (適切なモデル事業の実施・支援)

All Rights Reserved 2

2 資金運用の在り方

Environmental Partnership Office Chubu

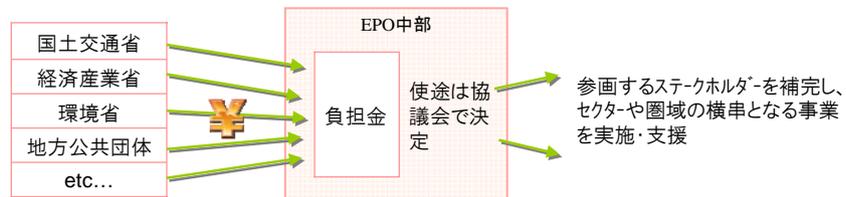
現行の体制

請負費と外部事業資金に分けて運用



将来の一つの在り方として

負担金として資金をプールし、必要な事業を実施



All Rights Reserved

3

3 運営形態とその事業責任の在り方

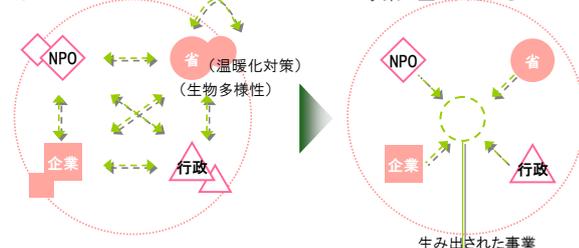
Environmental Partnership Office Chubu

多様な主体間交流の場から、結果的に地域課題改善事業が生み出される その事業責任主体は...

リゾーム型(根茎・土壌)の運営

多様な主体が出会い、金・物・人・情報が行き交う

結果的に地域課題を改善する事業が生み出される



その際の事業責任は...

責任を明確化して事業を行う

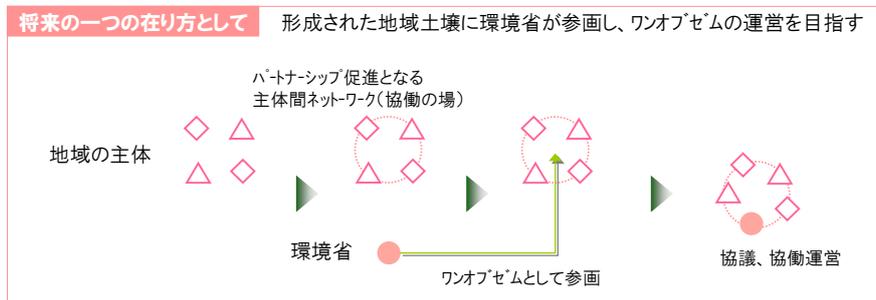
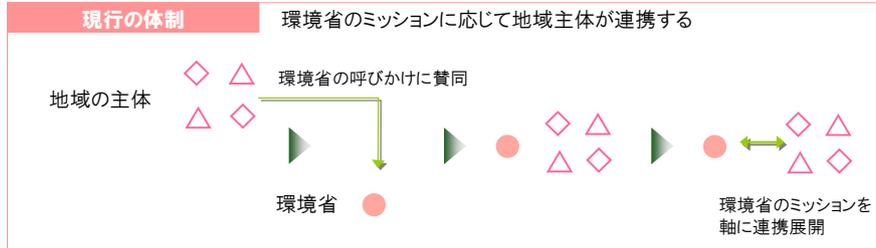
OR

協働事業ならばグレーゾーンは止むを得ない

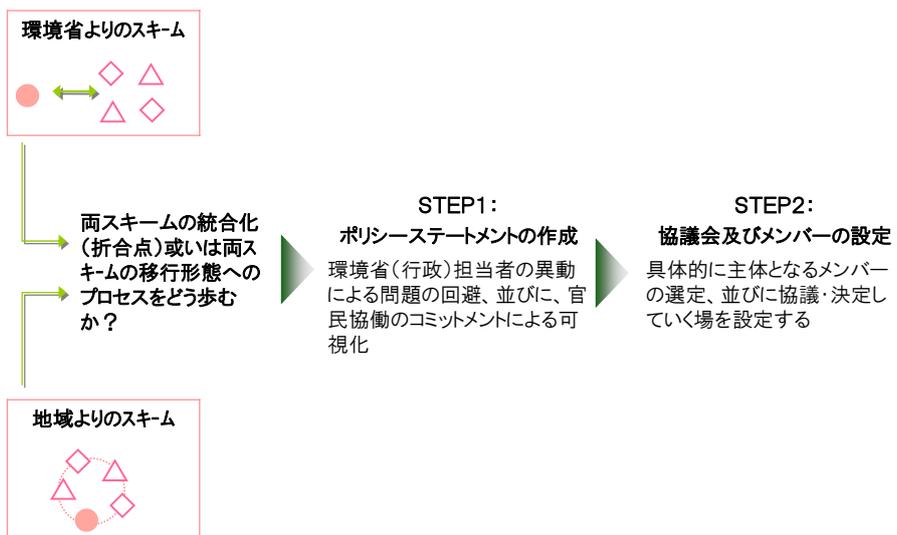
All Rights Reserved

4

4 運営基盤の在り方について



5 将来像に向けた運営基盤の進め方について



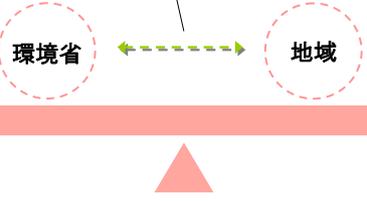
天秤の両立を目指すのなら

外部資金にも責任をもつ

責任をもって事業を進める主体、或いは、リゾーム機能を活用する主体の顕在化

いずれも両者の信頼関係が必要、継続的な協議・協働の場が必要

協働運営は、決定権・権限を有する



6. 1. 3 会議録

中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 会 議 録

1. 概要

日時 平成 22 年 2 月 9 日（火） 10:00～16:00 （昼食を含む）

場所 環境省中部地方環境事務所 第 1 会議室

目的 地方で環境協働を推進するために、EPO 中部や地方 EPO などが抱える推進課題を踏まえ、中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の中長期の在り方やその運営のための施策や仕組みなどを検討し、それを基に EPO 中部の次期 3 年間（H24～26）の在り方へのインプット材料を取り纏めることを目的に開催する。

参加者 計 18 名 ※別紙参照

主催 特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ（中部地方環境事務所請負業務）

2. 議題

(1) 開会

(2) 現状課題提起

(3) 意見交換

①課題から見える 2 つのスキーム（仮説）について

②スキームの運営（協議会、資金、主体など）について

(4) 地方 EPO/ネットワークの課題、EPO 連絡会・勉強会での議論

(5) GEIC/EPO の課題と展望

(6) 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方についてのコメント

(7) 意見交換

①常任委員会のような組織はどう可能か（責任、主体、資金）

②上記議論を踏まえ、次期（H24～26）で何をインプットするか

(8) まとめ

(9) 閉会

3. 内容

(1) 開会挨拶

：環境省中部地方環境事務所 統括環境保全企画官 細川 真宏 氏

これまで運営協議会、運営検討・提案会議にて EPO の在り方も含めて議論してきた。これまでの経緯も踏まえ、EPO が地域の中でどういった役割を担っていくのかについても一度原点に戻り考えていきたい。今の EPO の延長線上に関わらず地域ニーズの支援に対してどういった組織が必要となるのか、それらを EPO が果たし得るのかどうかを議論していきたい。また、全国 EPO 連絡会でも EPO の在り方についての議論をしている為、中部の議論をインプットしていくことも想定して議論を進めていきたい。

(2) 現状課題提起

「EPO 中部の経緯について」

：環境省中部地方環境事務所 統括環境保全企画官 細川 真宏 氏

プレゼンテーション資料

「課題点の整理並びに課題から見える仮説について」

：環境省中部環境パートナーシップオフィス プログラム・オフィサー 鶴飼 哲

プレゼンテーション資料

(3) 意見交換

千頭氏：行政の参加をどう考えるか。私は兵庫県西宮市にある NPO で 10 年間代表理事をしてきた。そこには行政、教育委員会、学校、組合、企業などが全部理事で入っている。高教組、組合と教育委員会とが一緒に入っている例は恐らくない。地域を担うステークホルダーが全部入っている。これは新しい税金の使い方である。税金を集めることができるのは、国と地方自治体であり、その使い方を決めるのは、実際は行政である。本来は行政を含めて、市民も企業も入って税金の使い方を決めると思う。税金を使うので、行政だけではなく、そして排除するのではなく、行政を含めて責任を持つかたちを進めてきた。

一方、なごや環境大学に関わっている。これも税金の新しい使い道である。名古屋市も含めた地域のステークホルダーで税金の使い方を考えている。地域の県を超えたパートナーシップづくりとした時に、行政がどう関わるかがターニングポイントとなる。行政は一つの重要なアクターとして関わる。しかし行政だけが関わるわけではない。

協働の在り方の議論は切りがなく、共通の結論をもっているわけではない。だからこそ様々なセクターが同じテーブルで議論するのは大事な点である。

EPO は NPO 支援センターではない。EPO は NPO だけの支援ではなく、行政なり、自治体、

市民なども含めたセクターのパートナーシップを支援する施設である。

萩原氏：ではなぜ今はこうなのか。そもそも論を話したい。青山にある地球環境パートナーシッププラザを反面教師として、地域につくることについて関わってきた。それが難しいと思っ席を立った経緯がある。法律上は環境省が設置するということだが、意思は誰が持っているのか。行政機関が持っていることの限界。パートナーシップは各主体が対等な立場で責任を取ることに於いてのみ実現となる。現実には運営に関してそうなっていない。行政も入って一緒になるのではなかったのか。行政の限界。意思は環境省だけではない、環境省もワンオブゼムで入ってつくる地域拠点に拘ってきた。しかも地域の構成員が主体となって一緒につくる。自分だけが錯覚していたのか。環境省に呼ばれて来た人が多くいたのではないか。一人ひとりが意志を持ち、そこで意見交換して意志決定していくテーブルのはずだった。ただ、国の予算も付き、走らざるを得ない状況もあり、走りながら考える方向に進んだ。それが形骸化してきてしまった。環境省の事業運営の議論をする場ではなく、地域の拠点づくりの議論をしていた。しかも環境省のアドバイザーボードにもなり、無駄だと感じた。行政の人が変わる度にリセットボタンを押される、顔のない組織と付き合いが必要がないと言っ席を立った。誰が主体としてビジョンをつくるかといったことを話さないと意味がないと考える。

税金の件も運営検討会で議論されてきた。公平性を扱う点で限界がある。即座に使う時には民間資金などを使うなり、様々な多様な財源を確保することも議論してきた。そこを超えていこうと議論してきた。

千頭氏：国の予算だけで運営するのではなく、外部資金も入れて運営していく。それは行政も含めて対等に検討していく為に大事なことである。税金が入ることは否定をせず、税金も含めて考える。

大西氏：予算の使い方については、議会と行政で基本は決めていく仕組みになっている。その仕組みの中で市民が参加や意見すべきである。名古屋市でも、議会制民主主義、立法機関と行政の仕組みの枠組みの中で議論していく。予算が決まっていく段階で1回の公聴会ではない場の中で入れ込むことや、また、市民が意見を議会とつないで予算をつくる際、また、その使い方の段階で市民参加していく。その仕組みを崩してはいけない。名古屋市でも執行の範囲、立法権の範囲ではない。立法権の話と執行権の話に分けて考える。行政、議員自体の役割も考える。行政、議会が権限と責任を考えなければならない。パートナーシップの名の基に責任や役割を曖昧にしてはならない。ただ、立案、決定する場、使われ方の場に市民がより入るべきだと考える。

萩原氏：運営検討会は立法であった。計画立案、決定、実施、評価でいえば、計画立案に国、県市町村なども入り検討してきた。

大西氏：現行の国の仕組みでいえばそれはヒアリングである。

萩原氏：法をつくる話ではない。

駒宮氏：現状のシステムが老朽化している為にオルタナティブな仕組みをどうつくるかという話である。法を犯してはならないことを原則すると大西氏の発言は尊重しなければならない。議会は政策、施策まで。その後は事務事業、それは積算しないとできないし、議会はタッチできない、予算を承認するだけ。事務事業の際にどこまで関われるかといったことを探っている。現状の制度の中でできる最大限である。

対等な責任はいいことだが、それは在り得ないと考えている。パートナーシップの危ない点は責任が不明確になり、公金を使う以上明確な責任者がいないといけない。

鈴木氏：これは EPO 中部ありきの議論である。仮に環境教育基本法を前提として拠点をつくると言っているが、EPO をつくることは言われていない。これは環境省がつくったもの。市民社会やパートナーシップを進めることが EPO 中部でなければならないとどこにも書いていない。EPO と協働を進める為の組織を分けて考える。環境省は前提ではない。環境省の中では制約も多くある。そこを整理しないと混乱する。関わる主体からみれば参加するメリットがない。パートナーシップがどういうメリットを提供していくのか。EPO 中部は1つの組織があり、北陸の人たちにとってどうメリットをくれるのか。パートナーシップを進めていく中で、役に立つのであれば参加する。市民社会におけるパートナーシップの在り方=EPO ではない。いろいろなパートナーシップの組織がある中で EPO がどの位置にあるのかを整理しなければならない。

萩原氏：初期議論してきた。補完性の原則、国・行政機関は限界があるが、国でないとやれないことは行ってほしい。だがそうでないことはやる必要はない。役割分担をしっかりとする。基本的には一人ひとりがやれば他はいらない。

鈴木氏：補完性の議論でいうのであれば、EPO の話にはならない。従って、補完性の議論が原則になっていない。

駒宮氏：補完性がなっていない。EPO の存在意義は誰の為か、何の為か。必要性があつて EPO がある。EPO ありきの議論であり、EPO がなければ誰がどの程度困るか言えなければなくしてしまつた方がよい。参加意義がなければ EPO はいらない。GEIC のある方は、EPO がなくなれば環境省と私が困ると言われた人がいた。それは違う。10 歩譲れば、パートナーシップオフィスは確かに必要。組織をつくっているのは環境省だけがつくっている。それが明確化し、補完性に則る取り組みがされる必要がある。

平沼氏：EPO 存在ありきである。何を目的で行うのかをみんなで考える、それは他力本願である。予算の限界で協議会が年 2 回しかできないというのが、本当にできないのか。本来の存在意義がしっかりとしていれば、関係者へ要請もできるが、いつまで経っても曖昧である。ずっとこのままである。環境省も含めて主体的に EPO が自分達の存在意義をきちんと考えなければならぬ。

児玉氏：事業仕分で温暖化センターの事業の大半が廃止になった。自分たちの存在意義を改めて考えさせられた。寂しい気持ち、食べていけないといけない気持ち。地域が求める温暖化対策を考えていないといつまで経っても仕分を考えなければならぬ。地方事務所の思いはある。役所と地域の意向は違う。地域の未来・志援センターのような地域の組織があり、環境省の EPO が入ってくるようなスキームをイメージする。EPO の存在意義は何か、とあるが、先ほどの地方事務所の思いで地域に愛されることができるといふのか。環境省のためにはなるが、地域は一部にしかすぎない。ある大きな輪の中の一部に入る存在。その存在を確立するためには、環境省で言えば、法令上の位置付けを超えないといけない。予算提供側の役所の立場を忘れなければ次に進まない。

増田氏：行政がどこまで責任を取るか。名古屋市のなごや環境大学の事例を話したい。市税から負担金 3,000 万円出るが、これは名古屋市が責任を取る。なごや環境大学は自主財源なり補助財源も入れながら 5,000 万円程を執行している。なごや環境大学では、実行委員会をつくり、実行委員会の中で 5,000 万円の企画をつくり、名古屋市は 3,000 万円、残りは委員のメンバーというかたちである。そして予算を付けて負担金として払っている。その場合に、5,000 万円の責任を名古屋市が背負っている。3,000 万円使っているが、5,000 万円の責任を負っている。EPO に 1,320 万円以外の、環境省の意向に沿う自主事業に対して、環境省はその自主事業に責任を取る気持ちがあるかどうかについてお聞きしたい。なごや環境大学では、具体的な執行は実行委員会、行政は名古屋市が責任を、民は実行委員会の両方が責任を取っている。

細川氏：私の考えでは責任があると思う。1,320 万円で4つの機能をボランティアネイバーズが運営している。環境省の施設として相談があり、事業の持込みなどがある。環境省の肩書きで相談していただいている。お金を出している部分だけではなく、組織として責任を負っている。

1,320 万円の性格によるものだが、請負になっている。お願いして機能を担っていただいている。予算の制約があるが、一つのアイデアとしては、請負のかたちではなく、分担金のようなやり方はあるのではないか。集めたお金をどういったかたちで地域に活かすかを責任組織が考える。お金の出し方は、EPOをどうつくるのかにも関わってくる。予算要求の出し方を考える一つのオプションである。ただし、分担金は責任関係が見えづらくなるため、予算要求上認められにくい過去の経緯がある。

千頭氏：国と地方自治体の性格の違いはある。国としたら、ダムをつくるための予算とする場合もあるが、そもそも環境保全の推進といった時に国が直接やることではない。税金を地方に還して地域が決めていくということを国が決めればよい。

萩原氏：評価し難い。成果主義。結果だけだと予算がつけ辛い。

千頭氏：NPOだと好き嫌いの団体が選べる。しかし、市の税金だと選ばない。この団体とは付き合えないとは言えない。国の資金を入れるならそこを担わないといけない。

大西氏：なごや環境大学のような受け皿形式の組織に国が入るモデルが一つ。国自身の意思あれば直接の組織があってもおかしくない。そのモデルイメージがある。どちらの組織もある。前者であればそういった運営の仕組みをルールとして考える。後者であれば、国のしっかりとした意志を見せてもらってつくる。国だけが裸でやるのではなく、それに市町村などが参加する仕組みをつくり上げればよい。それはそれぞれで広がりもできる。

萩原氏：後者なら私は関わらない。意味がない。

大西氏：それをスカッとさせないといけない。

鈴木氏：拠出金、分担金は国の施策そのもの。韓国はNGOに対して拠出金を出した。政権交代や環境教育基本法が見直される中で、その流れは考えられる。

地域全体のパートナーシップをどうつくるかというのがあり、EPOがある。それがイコール

なのか。EPO は今の状況は国のセンターである。地域協議会のような状況になっていない。補完性でいえば、他の組織の中で体制を位置付ければいい。環境省からは、EPO の位置付け、支援組織とどう違うのかの認識はない。イコールではない。国の考え、地域の考えをどうコンセンサスできるか。出てきた結果で判断していく。

千頭氏：今の EPO だけを考えるだけではない。

細川：環境教育推進法という法律を変えることは難しいが、EPO を設置すると書かれている基本方針は、閣議決定。それが今の時代と合わなければ変えればいい。国が拠点を設置することが地域のニーズに合っているかの議論をしていきたい。そこから掘り起こしたい。地域の中に既に支援団体があって、そこをサポートできる部分があればそこを EPO が補う。その意味は何か。地域で議論されてきて EPO はもういらぬといった議論もある。地域の中で果たすべき役割のどこまでを、将来もしくは今担うべきなのかを議論したい。

千頭氏：地域の意思、課題、ニーズは何にもって捉えられ、見えるかたちで表現できるのか。この場が地域ではない。顕在化しているもの、してないものもある。

駒宮氏：地域が始めにあるのではない。課題があり地域が生まれる。リージョナルで解決できるもの、グローバルで解決しなければならないもの、流域単位などいろいろある。課題があり地域が見える。地域課題についてどれだけ合意形成、共有できるか、それが本当の話である。個々は様々な課題を抱えていて、それをパートナーシップを組まなければ解決できないものが明確に見えてくると課題解決型の議論ができるが、この場はできない。

平沼氏：地域課題はそこに住む人の意見が出ないと見えない。人や産業なども含めて考えなければいけない。見えてない、見ていないのではないか。中部7県を2、3人のスタッフでできるのか。その為に協議会があるが、各々が地域課題を持ってこれるのか。人間が生まれて生きて働ける場が地域、地域は重層的に重なる。今、中部7県を一堂に議論していることがやるべきことなのか。本来なら、県単位で行わなければならない。絞らないといけない。例えば、富山県単位で、或いは北陸単位とかで。

鈴木氏：地域は重層的でしか考えられない。広いエリアをカバーできない。私は北陸3県、それでも連携は難しい。長野県は遠い、東海は蚊帳の外。中部7圏は環境省の要請である。情報を交流することによって、メリットもある。(株)ユニーの事業やリコー中部(株)事業を通してメリ

ットも出てきた。EPO 中部が全部行うのは在り得ない、補完性の原則は適応されていない。地域のことを EPO がやることは幻想。地域は地域で動く、地域だけで動けない、超えたときに何がメリットになるのか。誰かがつないでくれれば進める。それを EPO には期待したい。メリットを何に求めるのか。みんなの事業をどう支援できるかが重要であるが、何か事業ありきに聞こえる。それぞれの活動をどう支援していくのか。北陸は北陸メンバーで決める。それにどう支援してもらえるのか。

新海氏：きんき環境館に行った。情報を中部・近畿間で共有した。本日も北海道、東京のメンバーがいる。そういうつながりはできるし、全国ネットワークの価値を地域のサポートに活かすことも役割の一つにはある。

久保田氏：このような議論が地方 EPO でできるのは中部だけである。北海道では上流の議論はしていない。ある意味、国の請負事業と割り切って議論をしている。その中では、比較的自由度が高く、可能性を感じている。EPO 事業の与件があったとしても、自由度・メリットを使いこなせていない。請負も環境省も事務所も使えていない。全国 EPO と民間活動支援室のメンバーで国の役割をもう少し炙り出せないかといった議論をしている。環境省が用意した実験場であれば突破できる議論が始められる。自治体や地域の話全部を EPO がカバーするのは困難。現場から掛け離れる議論だけでも良くないが。北海道の場合、道が環境学習施設を持っており、尚且つ札幌市がもう一つ環境学習センターをつくった。それに続いて EPO は3つ目だったこともあり、国ならではのプロジェクトだと話しを進めた。環境施策だけ考えてもたくさんやるべきことはある。そこで何をすべきかを環境省としてもしっかりと考えていくべき。年2回全国の EPO が集まる場でも同じような議論をしているが、答えが出ない。それにピリオドを打つ為には、前段である環境教育推進法が具体的に EPO に関わってくるのか、またどの地域に重点的に力を入れていくのかについて議論している。その上流の議論にこの場の論点を持ち込めるか解らないが、逆に EPO 事業の中から環境省を動かしていくことができると考えている。

平田氏：必要でないものはないと考えており、民間でできるものは民間で、地域は地域でと考えている。全国 EPO 連絡会のワーキンググループでは、受託団体側ですり合わせしているが、環境省側がどうなっているかといった議論に必ずなる。先ほどの地方事務所の案は良いが、人が変わると議論がなくなるので、事務所内で合意され、そして民間活動支援室での合意されることが必要となる。現在、受託団体側でまとめている意見は民活室に上がっていくが、事務所と民活室とで合意されないと、EPO は事業を行うのか、つなぐ機能なのか、などの

同じ議論が何度も回っている。経営の中で何をやらないのかという議論や、1,320万円以外の資金を入れるのであればその責任を不明確にするのではなく誰がどうするのかといったことを決めないとガス抜きのような議論になってしまう。

萩原氏：当時の民間活動支援室長の時の再現をしているようである。顔が見えない組織と議論はできない。それは行政の限界である。

駒宮氏：事例とアイデアを挙げる。文部科学省のJST事業で小水力を普及させる事業を展開している。岐阜県と富山県で取り組んでいる。環境、産業の面いろいろあり、河川法、電事法、都市改良法などが関わりそれをクリアしないとできない。富山県でラウンドテーブルを立ち上げ議論している。そこには、国交省、農水省、経産省、県、市などに来てもらいどのような小水力施策を有しているかといった意見交換をした。何回目かに、国交省と農水省が話し合っている。そういった場を必要としている。負担金として各省から資金を集めて、環境省がイニシアティブをとり本当のパートナーシップオフィスをつくることはどうか。その横串をさせるような組織が出来ると助かる。ワンストップサービスのような機能を。

新海：一つの中に持ち寄るのか、環境省と別で行うのか、或いはその統合を考えるのか。地域に一番影響力のあるモデルを考えていきたい。

香具氏：通信の関係で詳しくは聞き取れていないが、筆記から読ませてもらった。パートナーシップオフィスやGEICも含めてどういう役割を担うのかがはっきりしていない。民活室も明確にしなければならない課題は共有している。各地のご意見を聞きながらはっきりさせていきたい。

児玉氏：温暖化センターで3県と長野県が入り1村1品事業をしてきた。EPOに頼る発想はなかった。それはニーズがなかった。周りからも言われなかった。特化した事業が必要。行政のコンシェルジュ機能などが看板として出ていると活用者も増える。目に見える活動を看板として出していくとよい。

千頭氏：EPOの在り方はいろいろある。意志がどこにあるのか、意志決定はどうおこなうのか。機能としてどうなのかということと、実態としての話がセットでないと議論できない。協議会が2回という回数ではなく、意志決定権を持っている方が日常的にコミットメントできなければ空論だと思うので、その点が非常に重要である。

新海：中長期像を追いながらどんなスキーム、どんな主体で行っていいのか、そして、次期年度の具体的な取組を考えたい。

休憩

(4)「地方 EPO/ネットワークの課題、EPO 連絡会・勉強会での議論」
：EPO 北海道 久保田 学 氏 ((財)北海道環境財団企画事業課長)
プレゼンテーション資料

(5)「GEIC/EPO の課題と展望」
：地球環境パートナーシッププラザ® (GEIC/EPO) 平田 裕之 氏
(社)環境パートナーシップ会議環境ソーシャルビジネス支援担当
プレゼンテーション資料

(6)「中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方についてのコメント」
：石川県環境部地球温暖化対策室 課参事 新 広昭 氏 (欠席のため代読)
プレゼンテーション資料

新海：EPO はどのような機能や役割を担い、どのようなスキームでそれを達成していくのか、そして EPO 中部の次期ターム (H24～26) に向けて新しい方向性、実現性についてご提案をいただきたい。

(7) 意見交換

細川氏：久保田氏へ質問したい。EPO 北海道の事業の絞り込み、札幌圏で4つの拠点と EPO 機能の役割分担についての議論はどのようなであったか。公開施設としていない中で、相談業務などは行われていないのか。それは他の中間支援組織が相談業務を行っているから担っていないのか。

久保田氏：一つ目は、他の組織と役割分担の重複を省き、ワンストップの役割を担うよう明確にすることが目的の一つだが、現在はそれが明確に共有されている訳ではない。それぞれの組織に強み、弱みがある。ロケーション、スタッフの力量、抱えている事業などの現状に応じて、実態としてすみ分けができてしまっている。その実態から本来の EPO の役割を現在議論して

いる最中である。

特に市民活動に縛りがある訳でないが、一方、行政の方で何らかの縛りがある。一つの地域で国と道、市と3重行政がある中で無駄を省き取り組むが、共通項が判然としていない。環境政策、環境教育がどうなってほしいか、そのために何が必要かといったことが共有化されていないので、それを作り出すことが一つの大きな目的であり、国と道の両方から議論している。

二つ目の相談業務では、EPOがあることで問い合わせや相談が来る。必ずしもEPOに常時人がいる訳でないとの情報が今では流れている。道の政策センターを併用しているが、同センターから伝達されることや、4拠点連携事業を通して他センターから情報が伝わり、現在では弊害はない。基本的にはアポイントを取ってから来られる方がほとんどである。

駒宮氏：中部も北海道もセブーンイレブンの拠点事業を行っているが、その役割分担はどのようにされているのか。函館の地域に手を付けるような、自ら動くことをどのように扱っているのか。

久保田氏：セブーンイレブンの助成事業から生まれた組織は北海道市民環境ネットワークである。常勤は少なく活動に制約がある。産官民が参加する清掃活動事業を看板事業としており、中間支援機能は現在弱くなっている。

駒宮氏：活動がEPOと競合していないとのことだが、合体することが理想ではないのか。

久保田氏：市民ネットワークだけではなく、市や道の環境施設が一体となって取り組むことが検討されたが、実態として事業運営ができなかったといった議論を行っているところである。地域に入り込んだ事業はあるが、たくさん作り出していけるとは思わない。一方で地域課題というよりは、社会的テーマに取り組むことがEPOの在りようにも感じる。地域に対して組むパートナーとつながっていないので、事業の実態を通して実績モデルを作りたいと考える。この拠点が4つあり、これを広げていくつもりはないが、そこを重点的にしていき、そこ以外のエリアに手を付けないといった位置付けで行っている。

大西：㈱ガリバーインターナショナルとの協働事業の契約はどのような形態か。

平田氏：㈱ガリバーインターナショナルと一般社団法人環境パートナーシップ会議が一つ結び、東京ボランティア・市民活動センターと一般社団法人環境パートナーシップ会議と契約を結んでいる。環境省とは全国EPO連絡会の事業として位置付けている。GEICが契約主体ではない。

細川氏：様々な課題が地域にある中で、パートナーシップを築いていくことで、課題解決に向けた取り組みが広がっていく。その取り組みに際し、何らかのサポートが求められている。その必要なサポートとして環境教育推進法で言えば4つの機能として整理できる。この機能を誰が担うのか。従来はこの機能を国がサポートしてきた。しかし、EPO在りきではないとの議論の中、地域でできれば地域で、地域ができなければ国としてサポートする、それらの役割分担を考えていく。ただその境界線は未来永劫あるものではなく、地域の中で担える機能が拡大していけば役割は変わっていく。地域の支援の成熟に応じて段階的にその役割のバランスが変わっていったらいい。どのような役割、機能かをはっきりさせていくことをまず決めなければならぬと考える。地域の課題を解決させるために支えていく機能は環境教育推進法からの4つの機能、その中で地域が担っていけるもの、EPOに期待したい部分はどこかをはっきりさせる必要がある。

鈴木氏：givenの要件は何か。国の出先としての仕事をやるのが前提になるのか、今後、その部分が変わる可能性があるのか。仕分けの位置付けが変わってくるが、どこを今givenの部分として考えるべきか。

細川氏：EPOは国がつくる拠点であることは変わらない。

駒宮氏：環境教育推進法第19条に則った意味であるか。

細川氏：国はこういう拠点としての機能を担う体制の整備に努めるとあるが、国が全てを整備する必要はないと考える。

駒宮氏：そもそもの地域課題という言葉に問題があるのではないか。Givenがどの部分であるかといった根源的な問題である。地域の課題を解決するには環境教育推進法だけではなく、様々なものが必要となる。しかし今の話は環境教育推進法の中で捉えることになるのか。

平田氏：環境省の事業ばかり行っているのではないとの議論があったが。その前段にEPOは環境省だけの事業を行うところではないとの議論であれば、前提が崩れる話になる。環境省の事業の中での話を今回は提起させていただいている。

久保田氏：午前の資料説明の中で、リゾーム型と課題改善事業型とのスキームの中で、潜在的恒常的課題・ニーズについては、環境省側から幾分でも説明できると考えられるが、一方の緊

急性・公共性ある課題・ニーズについてはどのように把握していくのか。それは本当にあるのか、それは EPO が行うことなのか、或いは、地域側から掘り出すことができるのかなど、先ほどの議論とセットで考えないといけない。

鶴飼：用意した資料の絵は、今の環境省の施策範囲だけではなく、それ以上に地域で求められる課題等に対応していくために、ある種の大風呂敷を拵げたスキームを仮説立てしたものである。それを実際に実施していくためには、現行の請負団体の体制では困難であるので、地域課題を汲み取る人やそれを実施していく人など、現行の請負団体と別に主体がいるイメージである。あくまで中長期像を考える際にイメージした絵であり、そこから現実的にどの様に、どの段階を実現していくのかを考えなければならない。

新海：EPO を環境省の枠の中で考えるのか否か、それは位置付ければよい。法律に即さないのであれば、それ以外の部分で考えればよい。

鶴飼：中長期像の絵を補足する。環境省の意志や施策に沿う事業があり、一方では地域の主体間の協働事業もあり、また一方で各委員の重点事業も一つある。この統合されたスキームへのチャレンジをいかにできるかといったことではないか。

鈴木氏：環境省の事業を枠の内といった際に、何を意味するのかについての共通理解が必要である。環境省設置法か、環境省が施策として行いたいことが環境省の枠なのか。持続可能性は環境だけではない。環境省は幅広いものに対して対応したいが、設置法の建前上では環境だけである。環境基本計画の中の施策ではかなり幅が広く、私はこのような幅の広い枠について議論を進めていくべきだと考え、これらのコンセンサスを取ることが必要である。環境教育基本法の中では、EPO の設置ではなく、拠点をつくることが明記されている。EPO と環境教育基本法が一体となっていない。環境省の今の施策判断として、環境教育推進法、或いは基本方針がベースとなり EPO ができていることが可変であることの共通認識を持つことが必要である。パートナーシップと EPO とが一体しない。パートナーシップの構築は EPO が全て行うものではない。EPO は現行体制、或いは将来像の中でどのような役割を担うのかを別の議論として考えなければならない。

萩原氏：地域の未来・支援センターが行っている「豊森」事業を例にするが、豊田市の合併で7割を占める中山間地をのみこんだことになるが、そこで様々な課題がある。しかし、一 NPO だけでは取り組めず他に力が必要だといった時に、豊田市役所とトヨタ自動車(株)があり、問題

を解決する為にパートナーシップを組むことになった。EPO がそのパートナーシップを促進してくれるのであれば、力を貸して欲しい、国の知恵を貸して欲しい、といったはずである。もう一つ、省庁間をまたいで欲しい、との意見があったが、豊田市役所の中でもその問題があった。環境部だけではなく、産業部、社会部も必要であり、また、経済産業省も必要となり、事業化しないと何ともならないといった状況であった。中山間地では産業を生まないとどうしようもならない。当初の EPO 中部設置の際に議論したことはそういったことである。持続可能な社会は環境省だけではできない。

新海：横串に EPO が成りえるかどうか。

萩原氏：時代認識の問題である。環境に拘っている時ではないのではないのか。持続可能省なら分かる。

新海：環境（環境省）もワンオブゼムとしてどうそれをつくっていくのか。

増田氏：なごや環境大学の例を出す。なごや環境大学は名古屋市の一つの施策と言えるが、名古屋市内外関係なしに取り組める。市外の人にも補助金を出すことができる。テーマについても環境に関連しているが、食育やまちづくりなどの案件も取り扱う。国でいえば、国土交通省や農政局なども全部取り組めるように枠を拡げて行っている。そこに市費をつぎ込んでいいのかといった議論はあった。市費を投じて行うことが幅広い活動につながり、結果的に名古屋市民の利益になるといったことで了解を取り付けている。一番狭い幅を言えば EPO の業務は施設管理だけである。業務仕様書を見れば、6、7割を占めている。パートナーシップを推進するための各種企画運営を行うと記載されていること自体が名古屋市では諦めた。地域の課題を解決すること自体を仕様書としてまとめること自体を諦めた方がいいと考える。なごや環境大学ではそれを諦め、丸投げして、実行委員会の中で一般の方の知恵を借りながら作り上げている。それを中部地方環境事務所がどこまで踏み込んで行うかである。踏み出せば踏み出すほど、委託では説明できないとの議論が出、自然と負担金なり分担金なりの議論になる。委託で行っている以上この先の議論は進んでいかないと考える。

もう一つ、関係省庁の横串となる取り組みは大賛成である。それを行わないと持続可能な社会は在り得ない。名古屋市では生物多様性をどう守るかといった際に、地域の枠を超えて少なくとも流域の上流部分と 50 年後や 100 年後の世界をどうつくるかについて踏み出さないと考えないが、その踏み出す知恵もノウハウも全くない。その中で拡大した EPO 中部が担うのであれば、国土交通省や農政局などの参加も期待できる。中部地方環境事務所や EPO

中部が描く持続可能な社会が見えてくれば、自ずと責任を取る組織体が現れてくるのではないかと考える。

新海：国土交通省や農水局などの相談も増えている。仕様書の相談業務等でそれに応えているが、それをより使える情報にしていくことができていない。

久保田氏：全国 EPO 連絡会で議論している際に真っ先に出たことがまさにその話であった。環境省だけではなく、経済産業局、開発局などをつないだりしているが、オフィシャルな位置付けがないので限界がある。一つは環境省が資金を出している事業であるものの国土交通省や経済産業省も入れて別の政府のような組織をつくる方向を目指すのか。一方矛盾するが、請負はしっかりと契約が決められ、そのとおりに行き、できたかどうかそのモノサシで測られる世界である。それとは裏腹にお金の使い道がある程度融通の利くメリットがあるうちに、その事業の中で自由に請負団体、外側の組織などで事実上事業を組み上げていくことができれば本当はよい。

駒宮氏：契約形態はすごく重要である。委託は受けるサイドは単なるアウトソーシング先で、ミッションは行政にある。そこからスタートしなければならない。そこから行えば随分変わると考える。

萩原氏：名古屋市は最初から現行のなごや環境大学が出来た訳ではない。誰もやったことがなく分からなかった。名古屋市全体ではなく環境部だけはごみ問題を経験しているので市民との信頼関係があり、結果的に転がって現在に至る。やはりそういった産みの苦しみをしなければいけない。

鈴木氏：委託と請負、負担金との根本的な違い。委託は、活動に対して指示を受けて行うこと。対して、請負は成果主義で、成果物の為にどのようなお金を使うか、お金の使い方に自由度がある。負担金は、お願いしますといったこと、ある程度丸投げである。委託は言われたことをそのまま行うだけで、出来ることに限りがある。委託で出来ることは環境省の代行でしかない。請負は成果物を出せばいいので自由度がある。負担金では、自由度と責任を持って行える。そのあたりを理解しておくべきである。

省庁間の連携を EPO が代行することは無理だと考える。それは、省庁間であれば中部地方環境事務所がやるべき役割であると考え。EPO が行うのであれば、省庁を含め、企業などのセクターも集めより幅広いステークホルダーで情報などをループさせる。EPO はパートナーシ

ップの支援である。EPO 北海道の資料の中で、地域のパートナーシップづくり支援、地域の主体間連携・協働促進とあるが、パートナーシップを自らつくるのではなく、お手伝いをする。或いは、主体間が連携・協働するお手伝いをする。どうしたらそれが進むのかを手伝う。北海道と中部との取り組みにギャップがある。協働でモデル事業を行い、それが広がるのなら分かるが、EPO が何でもかんでも行うのは無理があり、また環境教育推進法から照らし合わせても行き過ぎていると考える。北海道と中部との取り組みは違う。北海道は大きな行政体の中だが、中部のいくつも異なった行政体の中で全体に被さってくるものが何かを考える。名古屋の話は名古屋で行えばいい。EPO が地域の話を決められるとは思えない。北陸は北陸の人たちで決める。北陸から7つの県を見ることが出来ない。長野や名古屋と連携を持つことが出来ない部分を支援して欲しいと思う。

久保田氏：環境省とのつなぎの窓口だと思う。事務所は名古屋にあるが、北陸など各地につくることが出来ないのであれば、地域側からのニーズや課題を拾い出して、環境省や自治体などを含めてつなげていくこと、或いはその逆もあり、本省が期待していることを各地につなげられる。地方事務所や国立公園などが行っているかもしれないが、それ全てを役所が行えるかといえそうではないと考える。異動でネットワークがリセットされる中で、民が行う機能が期待されると考える。

鈴木氏：それは北海道と中部との違いである。北陸からアクセスする際には、名古屋を経由せず直接東京にアクセスする。いろんな地域によって違いがある。

駒宮氏：国土交通省、農林水産省は地域に局があるからその局を使う。

鈴木氏：北陸農政局にはいくが、名古屋には行かない。

大西：自治体レベルも直接国へ行く。

鈴木氏：東京で意志決定していれば名古屋を経由せずに東京に行く。

地域は多層構造である。小学校、中学校から始まり、市町村、県、北陸などあるが、北陸の次は国かといったら、そこは中部となるのではないか。北陸3県よりもう少し大きく、全国よりは小さくしたエリアをどうまとめていくか。外部資金事業の企業で名古屋に本部をおいている例えば、リコー中部(株)やユニー(株)の協働事業の件は、東京に行かず、北陸3県より大きく、全国より小さなエリアである中でやり取りができる。便利で使い勝手がよい。

新海：大きく分けると3つくらいの話が出たと考える。1) 北陸や東海などの小さな単位ではなく7県のエリアをどのように使うか、2) 省庁間や企業、NPOとどうつながっていくか、3) 環境省をどう活用していくか。地域を見るようにどうフォローしていくのか。

これを進めていく時に、請負、委託、負担金方式のどのようなかたちがいいのか。環境省をワンオブゼムとして位置付けていくのが厳しい中で、どのように変えていくのかについて議論していきたい。今の話でいえば、地域の中に環境省がワンオブゼムとして入ってくるイメージである。その中で持ち寄り形式、除々に移行させていくなど様々なかたちがある。中長期に向けてどのように進めていくことができるか。

平沼氏：政権が代わり地方に力を移していくとされているが、国が地域に拠点をつくること自体ができないと考える。具体的に疲弊した地域を仕事づくりで活性化させる観点で取り組まないと空論ばかりで実態が見えない。中途半端な雇用体制でEPOが本当に永続的に続くのか。1,320万円の体制でスタッフが夢を持ち仕事できるような組織であるのかを考えないといけない。多方面から見えていく。EPOを支える人たちの存在感をしっかりとつくらなければ絵に描いた餅になる。

新海：対象は誰か。

平沼氏：委託、請負であれば環境省である。それを外すのなら違った体制にして、地域の人たちがどうつくるかを両側面で話さないとならない。企業セクターなどが参加することも考えないといけない。トップランナーの大手企業をコーディネートするのは得意だと思うが、地域の課題は地域に任せるべきである。县市単位の振り分けをしっかりと考えるべきである。

鈴木氏：地域のパートナーシップや課題を取り上げて対話する仕組みとEPOとは1対1対応ではない。地域のありかた、或いは課題をどう出しどのように取り組むかが見えないと関われない。EPOイコールではなく、整理をする必要がある。地域の問題をどうするかは環境省側で整理をすべきである。その際にEPOを活用するのであれば、請負だけではなく、資金負担のことも含めて環境省サイドで考えるべき話である。環境省の枠の中か、或いはその枠を超えるものなのかを分けて議論していく。

新海：地域のことをすること、環境省の中で行っていくこと、或いはどうつないでいくのか。環境省の枠の中か、それを超えていくのか。

大西：市町村のレベルは今後益々担う役割がはっきりとしていく。県も中間的な組織としての役割を議論している。行政機関の中で、国県市町村がどのような役割を担っていくのが重要なことである。また、省庁の縦割りをどのように克服していくのか。省庁連絡会議や、企画部署の中で権限を与えるなど様々なことが少しずつされている。国からのお金で一つの NPO に委託し、その NPO がネットワークを形成して行っていくケースなのか、或いは、産官学民の様々なアクターで形成された協議会のような場にお金が入って行うのか。たくさんの広範の団体が参加しているからネットワークづくりの仕組み化が上手くいくかは限らない。なごや環境大学は負担金で実行委員会として回しているが、どのアクター、主体がどのように選ばれて構成され、どのようなルールの基運営していくのが重要となる。或いは、ネットワークをつくることをはっきりさせ、その事業を推進する為に統一的に認識し、委託していく。それはお金を出す側がしっかりと考えるべきである。

萩原氏：私が言ってきたことはそのどちらでもない。なごや環境大学の場合では、市民はお金を出していないが、汗はかいている。持ち寄りで行っている。それぞれの当事者意識と責任感があるからもっている。市もそこに対して信頼している。「豊森」事業であってもトヨタ自動車㈱だけが資金を出しているように見えるがそうではない。どこかからお金が降りてくるのではない。

大西：お金を出す側がどのような位置付けで出すかである。出す側が意志をはっきりさせないといけない。協働組織をつくりそこに負担金を入れるのであればそういった議論をしなければならぬ。全体が統括して動かさなければならぬことについて行い。しっかりと仕様書をつくらなければ誰が実行しても構わない。

鈴木氏：国県市町村の議論はいろいろあるが、ガバナンスの在り方である。環境省がやって欲しいと言って物事が決定されるのか。誰がどういったかたちで意志決定されていくか。行政から言うのではうまくいかない。マルチステークホルダーでどう集まり、地域のコンセンサスをつくるか。その為の意志決定のしくみをどうつくっていくのか。それから考えると委託は無理がある。

萩原氏：地域環境力創造戦略のポリシーは地域のガバナンスの話である。

大西：ガバナンスの話と、行政の資金の出し方は分けて考える。ガバナンス、協働の中でそれが曖昧になってはならない。行政の役割が不明確になってきた。

鈴木氏：名古屋市は説明責任を放棄していない。負担金方式である。それは曖昧にしているのではない。新しい税金の使い方の在り方である。説明責任を取れるようにしておく。意志決定の場は名古屋の場合は実行委員会で決めている。その方式に移行していくのかをこの場で議論すべきである。

新海：環境省の意志決定と、外部資金事業は運営委員会で決定していくことの両方があった。持ち寄りのものがありその場で意志決定を目指す理想の中で今はその進化の途中であると考ええる。環境省が請負、委託となるとその場に入り辛い問題がある。その場を EPO とするのであれば、環境教育推進法の枠を超えたものでなければならない。そしてその意志決定のチームが責任を持って動かしていく覚悟と実行があれば3年、5年で移行できると考える。移行していく時の方策について、国に提案していくのか、地域でやっていくのか。

鈴木氏：その際の機能は何か。

新海：1) 環境省の情報を地域に伝える、2) 各省庁、行政機関等の横串、3) 地域の取り組みの側面支援、である。

鈴木氏：EPO としては1) 2) を共通に捉えてもよい。国の情報なら地方環境事務所でもよいので、より幅広いステークホルダーのいろいろな情報があるとよい。助成金や補助金の情報を地域の人たちがどう使うことができるか。国に限定する必要はない。集めて提供していく。側面支援だけではなく適切なものについてはモデルとして実施していく。

駒宮氏：理想形は10年、20年経っても出来ないのでは、現実的な話をすべきとの意見がある中で、この点が合意出来ないと負担金などの議論をしても意味がない。

新海：機能を移行させていく期間はどれくらいか。

大西：受け皿団体ができて資金を落としていく方向で考える。3年、5年で体制が出来る状況ではない。現実的には現行のルールでやるしかないので、将来像は別途考えないといけない。

萩原氏：新氏が、責任のグレーゾーンがどうしても生じ、そこは突き詰められない部分であり、突き詰めたらこのような組織は存続できないと指摘されているが、私も現場にいる側からすれば答えは曖昧である。関わっている事業において、契約書はあるものの、担当者とはそれとは

別で一緒に行っている。役所でできないことは飲み屋でしている。担当者が役所の中を誤魔化すくらいの信頼関係がなければ単なる曖昧なことで終わってしまう。信頼関係があれば請負でもよい。

増田氏：環境教育推進法改正の経緯を見れば、委託から負担金になることも全然おかしくない。それを地方から言っていくことは、この時代全くおかしくない。それを変えていく意志があれば、地域もそれに見合った組織づくりの体制をつくることができると思う。中部地方環境事務所の方々からご意見を言っていたきたい。

細川氏：どのような機能を持たせるかによりお金の在るべきものが変わってくる。それを実現可能かどうかは別の話である。将来に負担金が好ましいということであれば、その旨を本省へ提言していく。そのためには、どのような機能を期待されており、その負担金によって何を行うのか、地域の中での役割分担が何なのかを、地域の皆さんとストーリーを組み立ててつくっていく。あとはどのくらいのタイムスパンで行うのが重要である。

鈴木氏：タイムスパンの議論はあまり意味がないのではないかと。政権が変わった中でいきなりタイミングが来るかもしれない、或いは全くこないかもしれない。ビジョンがありこの方向に持っていきたいことを共有しておくことが必要。ものの考え方が変わった時点で変化する。中部の向かう方向を主張していく。

新海：担当者などが異動で代わり途切れてしまう。

鈴木氏：紙でそれをつくっておくことは大事である。

大西：一番決めておくべきことは、運営主体の構成である。誰が参加して、どういったふうを決めていくのか。他の行政機関、民間機関、そしてそれをどのようにつくるのか。やりたい団体だけなのか、或いは集まらないといけない団体が集まるのか。

鈴木氏：具体的に中部7圏を抱える中でどうつくるのか。

平田氏：全国 EPO の中でやり得ることができるのか。一つのやり方としては考えられるが。リゾーム型と課題改善事業型のやり方などをどうするのか。理想像に向かうためのタイミングの中で負担金方式にいきなり変更はできないので、現実路線との2段階をつくっておきながら、

タイミングがあれば移行できるような事前の策をはめ込んでいくことがポイントになる。

高木氏：負担金方式は、役所の立場から見れば現実的には厳しい。やり方について言えば、お互い信頼をおいて一緒にできるのであれば、契約上は請負というかたちになるが、実態とすれば負担金と同様の形になることは可能かと思う。

平田氏：信頼関係の部分で担当者が変わるリスクがあるが、例えば覚書、合意文章として継続していく、ポリシーということができるのか。主体は環境省と運営協議会においてである。

高木氏：環境省とどこかということではなく、地域の皆さんで作りに上げた文章であり、それを環境省のメンバーも入り一緒につくっていくということであれば、担当者により変動しないものが実現できると考える。

鈴木氏：覚書の方式はとり得ない、ポリシーステートメントである。ここの場として合意していくことを残していく。

平田氏：GEICとしては、本省と協定書を結ぶということで動いていた経緯がある。今は動いていないが、タイミングを見て入れ込むことは考えている。この場のルールが何らかのかたちで残っていかなければならない。人と人との関係は文言では表せないが、異動の度にこの議論が繰り返されることを避けるためにポリシーステートメントが残ることは大事なことである。

久保田氏：その一手手前でお金を出す意志の話があったが、お金を出す役所の意志が圧倒的に欠けていた。他の事務所も同様である。地方環境事務所とEPO、GEICとの役割区別がされてこなかった。これらを文章化したものと地域のもので組み合わせさせて初めて文章が生きるのではないか。全体としての芯を立てておくべきだと考える。

新海：全国EPO、GEICが現在取り纏めているのがそれであり、地域単位のものも現在議論しているものとする。

萩原氏：国は方向性がなければお金がでないのか。

久保田氏：方向性がなかった訳ではなく、基本方針が出た頃には拠点をつくることがあったが、その先の議論ははっきりとしていない。

鈴木氏：環境省のベースの考え方はある。それを具体的に運用していくことがなかった。それを変えるのか、運用の詰めを行うのか。

久保田氏：方針は時代遅れとなってきたので、作り直すことである。

鶴飼：将来像に向けた直近の取り組みとして、現行の外部資金事業を使いながら負担金、省庁間連携などのチャレンジを行う。テーマは生物多様性保全の事業として現行の体制の中で将来像の組織形態をつくっていく。一方で環境省の基本業務については、省庁や自治体の情報を集め発信する機能を行い、できる範囲での支援業務を行っていく。また、地方環境事務所内でも負担金などを提言するなどの体制を構築しておく。そして、次のタームでは、その両者がチャレンジしてできた部分の到達点を合流させていく。生物多様性に関する個別団体・テーマではなく、副産物としての運営体制、ネットワークを活かし、そこに環境省が入るスキームも一つに現実的に考えられる。

駒宮氏：請負団体はボランタリーネイバーズであり、現場スタッフは3人である。万が一事業仕分けで切られても EPO が必要だと思っていればいくらかでも協力する、その気がなければ協力しない。信念を持った人がやらなければいけない。形式的な組織はその後に付いてくるものである。主体者はボランタリーネイバーズである。ここに集まった人たちの位置付けをはっきりさせない限りポリシーステートメントは出せない。

中井氏：ポリシーステートメントの縛りについて、会計検査がかかる際にこの場と外部評価委員会とは、外部評価委員会の決定事項が優先される。ポリシーステートメントと外部評価委員会の内容が合致していなければならない。その点が心配である。

萩原氏：国がやらなくても地域は地域でやる。

大西：国の位置付けをしっかりとしないと国の役割が浮いていく。或いは消えていく。

増田氏：ボランタリーネイバーズが主体との意見があったが、中部地方環境事務所からしっかりとした意志を打ち出してもらわないと地域側も燃え上がらない。生物多様性でいえば、中部7県のビジョンづくりを行っていらっしゃるが、その中で中部地方環境事務所が自ら取り組むことができず、且つ足りていないものがあり、こういったビジョンに対して地域側と一緒にやっていきたいなど思いを出して欲しい。

細川氏：ビジョンには、当事務所だけの思いだけではなく、他の自治体や地域の主体の思いが入っている。地域で応援することが何なのかは常に考えており、EPO を通じて少しは貢献できていると考える。環境教育推進法や基本方針をつくった時点で EPO に対する期待は高かったが、今は為し得ていない。請負のお金の出し方やスタッフの労働問題などいろんな問題を改善していきたい思いは強くある。これまで様々な議論があったが曖昧な部分があるので、それについて改善策を具体的に打ち出していきたい。

久保田氏：地方環境事務所が EPO をやることにより何を達成していきたいのかについて具体的に提案されたらいいと考える。それは本省に対して一番聞きたいところである。地方環境事務所の皆さんでも課題を抱えておられると思うので、地方環境事務所間でも意見交換をしていただき、示していただきたい。

細川氏：今の仕様書にはそれを反映しているつもりである。しかし、地域ニーズへの対応やマンパワーに見合ったものになってきたかの振り返りがなかったのではないかと思う。

平田氏：これまでの環境省は意見をもらって、拝聴して持ち帰り、決めていく方式だが、この場に出る前に意見をまとめて出席することが必要である。一ステークホルダーになるのであれば、地方環境事務所の意志を持ってガチンコで議論しなければ進まない。少なくとも場に座る以上は決定権を持って参加する。

萩原氏：少なくとも次回はそれがなければ私は参加しない。一旦席を立った立場なので。

高木：持ち寄りとして、ワンオブゼムという考え方で進めていくといった、設置の際の検討会議の頃の内容から進んでいない。事務所も対等にテーブルで議論していきたい。行政の肩書が対等になることを阻害していることもあるので、逆に何かよいご意見をいただきたい。

鈴木氏：ガバナンスのかたちに関わる。地方環境事務所が意見を言わない選択肢はないと考える。しかし、中部が意見を言うとそれに引っ張られることもある。地域の皆さんの考え方があり、それに対する意見はあって然るべきだが。このようなビジョンを共有し、紙に落とすことが共有されたことは今日の進展であったと考える。他方、今出来ることの中で詰めることも重要である。どのセクター、どのメンバーを入れるのかに落ちていかないといけない。

新海：次をどうするか。ペーパーは誰が作り進めていくか。このメンバーだけでいいのか。こ

のメンバーに固執している訳ではない。

駒宮氏：メンバーはデザインした人が責任を持てばそれでいい。誰かが決めなければならない。

鈴木氏：アウトプットを公開して皆さんに意見をもらえるようにすればいい。誰かが一旦作らないといけない。それに対して意見を言える場をつくることである。

平沼氏：仕様書の枠にはめてやることは大変。自由な発言と責任を持てる発言がないとできない。自由な議論をしていくべき。我々が出した意見を反映してもらって運営協議会にしないと意味がない。ある一定はどれだけ自主的に運営ができるかどうかにも必要。

萩原氏：はっきりと意志を持って欲しい。事業仕分で危機意識を持つなど動機は何でもいいので、何か言ってほしい。判断できない。

高木氏：事務所の思いについて、担当として言うが、この場は中部の環境や社会をどう創り上げていくかといったことで在ると思うが、仮に環境省の予算がなくなったとしても地方環境事務所のメンバーも入れてもらえるような場をつくりたいと思っている。

萩原氏：その言葉が欲しかった。それだけで十分である。

伊藤氏：基本ベースは4年間でできたと思う。進化論をこれから煮詰めていくといった話である。地方環境事務所としては見直し内容に全力に入れていきたい。4年間値上げなしで行っているが、これからは値下げなしで現状以上として、土台作りは継続していきたいと考える。

中井氏：EPO 中部がどの部分を担い、地域のステークホルダーがどの程度責任を持てるのか。また、請負団体や地方環境事務所メンバーが変わってしまった場合にどの程度保てるのか少し疑問が残る。

鈴木氏：地域のことは地域が決める。EPO をどうしていくのか。環境省へ要求を出していけばそれなりに対応していくことが求められる。

久保田氏：EPO はいろいろな意味で新しい仕組みを含んでいる。これをきっかけにこれまで議論されたことへ反映していける夢を感じられる事業だと思う。

桜井：次世代の人も続けられる、運命共同体で行えるようなことを現行の業務の中でつくって
いきたい。

細川氏：長時間のご議論大変感謝したい。今日の議論を踏まえて中部地方環境事務所としての
意見を改めて紹介していきたい。EPO 在り方の課題改善を少しでも具体的に示していきたい。
本日は感謝申し上げたい。

4. 実施の様子



参加者一覧

H21～23 EPO 中部運営検討・提案会議委員

- ・金沢大学フロンティアサイエンス機構 鈴木 克徳 特任教授
- ・日本福祉大学国際福祉開発学部 千頭 聡 教授 (午前のみ)
- ・愛知中小企業家同友会 平沼 辰雄 副会長
- ・名古屋市環境局環境都市推進部生物多様性企画室 増田 達雄 室長
- ・石川県環境部地球温暖化対策室 新 広昭 課参事 (欠席のため資料代読)

H18～20 EPO 中部運営協議会委員

- ・社団法人環境創造研究センター 児玉 剛則 専務理事 (午前のみ)
- ・NPO 法人地域の未来・志援センター 萩原 喜之 代表理事
- ・NPO 法人ぎふ NPO センター 駒宮 博男 理事長代行

地方 EPO/GEIC

- ・EPO 北海道 久保田 学 氏 ((財)北海道環境財団企画事業課長)
- ・地球環境パートナーシッププラザ (GEIC/EPO) 平田 裕之 氏
(社)環境パートナーシップ会議環境ワシントン支援担当)

環境省

- ・総合環境政策局民間活動支援室 香具 輝男 室長補佐 (スカイプ参加午前のみ・午後渡辺補佐代理)
- ・中部地方環境事務所 細川 真宏 統括環境保全企画官
- ・中部地方環境事務所環境対策課 伊藤 正市 課長
- ・中部地方環境事務所環境対策課 中井啓三 課長補佐
- ・中部地方環境事務所環境対策課 高木丈子 企画係

EPO 中部 (請負団体)

- ・NPO 法人ボランタリーネイバーズ 大西光夫 理事長
- ・中部環境パートナーシップオフィス 新海洋子 チーフ・コーディネーター
- ・中部環境パートナーシップオフィス 桜井温子 NGO/NPO コーディネーター
- ・中部環境パートナーシップオフィス 鵜飼哲 プログラム・オフィサー

計 18 名
以上

6.2 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議 当日資料

6.2.1 次第

次 第		Environmental Partnership Office Chubu
日時	平成22年2月9日(火) 10:00~16:00 (昼食を含む)	
場所	環境省中部地方環境事務所 第1会議室	
開催趣旨	地方で環境協働を推進するために、EPO中部や地方EPOなどが抱える推進課題を踏まえ、中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の中長期の在り方やその運営のための施策や仕組みなどを検討し、それを基にEPO中部の次期3年間(H24~26)の在り方へのインプット材料を取り纏めることを目的に開催します。	
議題	<p><午前> 10:00- 開会 10:10- 現状課題提起 10:45- 意見交換 ①課題から見える2つのスキーム(仮説)について ②スキームの運営(協議会、資金、主体など)について</p> <p><午後> 13:30- 地方EPOの課題と全国連絡会討議内容について 13:50- GEIC/EPOの課題と展望 14:00- 意見交換 ①常任委員会のような組織はどう可能か(責任、主体、資金) ②上記議論を踏まえ、次期(H24~26)で何をインプットするか</p> <p>15:30- まとめ 15:50- 閉会</p>	
All Rights Reserved		

参加者一覧		Environmental Partnership Office Chubu
H21~23 EPO中部運営検討・提案会議委員		
<ul style="list-style-type: none"> ・金沢大学フロンティアサイエンス機構 鈴木克徳 特任教授 ・日本福祉大学国際福祉開発学部 千頭聡 教授 ・愛知中小企業家同友会 平沼辰雄 副会長 ・名古屋市環境局環境都市推進部生物多様性企画室 増田達雄 室長 		
H18~20 EPO中部運営協議会委員		
<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人環境創造研究センター 児玉剛則 専務理事 ・NPO法人地域の未来・志援センター 萩原喜之 代表理事 ・NPO法人ぎふNPOセンター 駒宮博男 理事長代行 		
地方EPO/GEIC		
<ul style="list-style-type: none"> ・EPO北海道 久保田学 氏 ((財)北海道環境財団企画事業課長) ・地球環境パートナーシッププラザ(GEIC/EPO) 平田裕之 氏 (社)環境パートナーシップ会議環境ソーシャルビジネス支援担当) 		
環境省		
<ul style="list-style-type: none"> ・総合環境政策局民間活動支援室 香具輝男 室長補佐 ・中部地方環境事務所 細川真宏 統括環境保全企画官 ・中部地方環境事務所環境対策課 伊藤正市 課長 ・中部地方環境事務所環境対策課 中井啓三 課長補佐 ・中部地方環境事務所環境対策課 高木文子 企画係 		
EPO中部(請負団体)		
<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人ボランティアネイバーズ 大西光夫 理事長 ・中部環境パートナーシップオフィス 新海洋子 チーフプロデューサー ・中部環境パートナーシップオフィス 桜井温子 NGO/NPOコーディネーター ・中部環境パートナーシップオフィス 鶴飼哲 プログラム・オフィサー 		
		計18名
All Rights Reserved		

6. 2. 2 要旨

要旨

中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点
の今後の在り方について



Ver.<参加者事前送付>

2010/03/24
1

2
会議概要
(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

日時 平成22年2月9日(火) 10:00~16:00 (昼食を含む)
場所 環境省中部地方環境事務所 第1会議室

開催趣旨 地方で環境協働を推進するために、EPO中部や地方EPOなどが抱える推進課題を踏まえ、中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の中長期の在り方やその運営のための施策や仕組みなどを検討し、それを基にEPO中部の次期3年間(H24~26)の在り方へのインプット材料を取り纏めることを目的に開催します。

	<午前>	10:00-	開会
		10:10-	現状課題提起
		10:45-	意見交換
			①課題から見える2つのスキーム(仮説)について
			②スキームの運営(協議会、資金、主体など)について
議題	<午後>	13:30-	地方EPOの課題と全国連絡会討議内容について
		13:50-	GEIC/EPOの課題と展望
		14:00-	意見交換
			①常任委員会のような組織はどうか(責任・主体・資金)
			②上記議論を踏まえ、次期(H24~26)で何をインプットするか
		15:30-	まとめ
		15:50-	閉会

2010/03/24
2

All Rights Reserved

3 参加者一覧

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

H21～23 EPO中部運営検討・提案会議委員

- ・金沢大学フロンティアサイエンス機構 鈴木克徳 特任教授
- ・日本福祉大学国際福祉開発学部 千頭聡 教授
- ・愛知中小企業家同友会 平沼辰雄 副会長
- ・名古屋市環境局環境都市推進部生物多様性企画室 増田達雄 室長

H18～20 EPO中部運営協議会委員

- ・NPO法人地域の未来・志援センター 萩原喜之 代表理事
- ・NPO法人ぎふNPOセンター 駒宮博男 理事長代行

地方EPO/GEIC

- ・EPO北海道 久保田学 氏 ((財)北海道環境財団企画事業課長)
- ・地球環境パートナーシッププラザ(GEIC/EPO) 平田裕之 氏
(社)環境パートナーシップ会議環境ソーシャルビジネス支援担当)

環境省

- ・総合環境政策局民間活動支援室 香具輝男 室長補佐
- ・中部地方環境事務所 細川真宏 統括環境保全企画官
- ・中部地方環境事務所 伊藤正市 環境対策課長
- ・中部地方環境事務所 中井啓三 環境対策課長補佐
- ・中部地方環境事務所 高木文子 環境対策課企画係

EPO中部(運営団体)

- ・NPO法人ボランティアネイバーズ 大西光夫 理事長
- ・中部環境パートナーシップオフィス 新海洋子 チーフプロデューサー
- ・中部環境パートナーシップオフィス 桜井温子 NGO/NPOコーディネーター
- ・中部環境パートナーシップオフィス 鶴飼哲 プログラムオフィサー

計17名

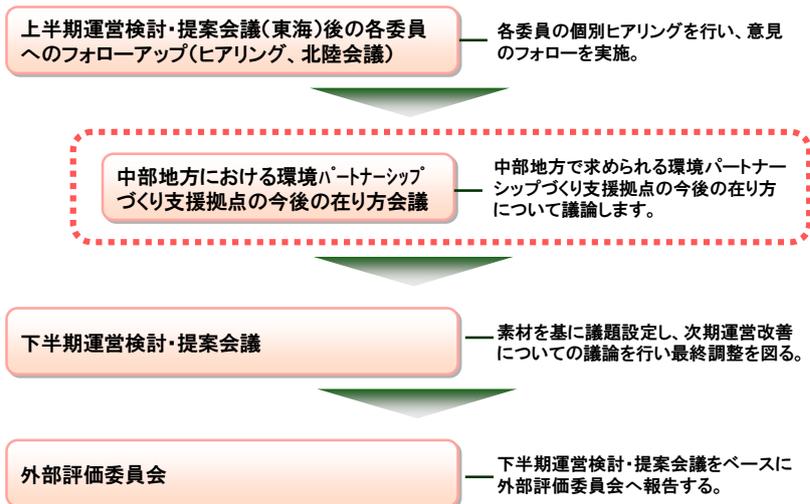
All Rights Reserved

3

4 本会議の位置付け

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

EPO中部の運営フローについて



2010/03/24

All Rights Reserved

4

5 当検討会で議論する領域

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

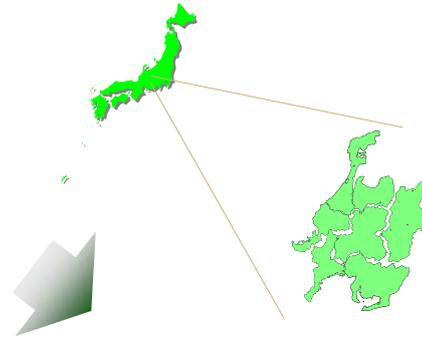
政策/施策スケール毎で検討

・環境保全活動・環境教育推進法

・環境省施策(地方環境パートナーシップオフィスについて)

・中部地方環境事務所施策
(中部環境パートナーシップオフィス、
運営検討・提案会議など)

中部は、地域からパートナーシップ
拠点設立の動きがあり、連携を図った



本日は、中部地方のパートナーシップづくり支援拠点在り方(下段領域)について議論を行います。

2010/03/24

All Rights Reserved

5

6 本日の議論の枠組みについて

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

課題

広範囲な中部圏域の地域課題を対象にした産官学民のパートナーシップに於ける取り組みを展開するには現行のEPO中部の体制では、限界がある。

目指すべく環境パートナーシップづくり支援拠点在り方について検討

中長期在り方 (ex.2020年) 中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の中長期の在り方を検討。

↓ バックキャスティング

EPO中部第3期 (H24~26) 第3期中長期在り方に向けて具体的に実施しなければならない方法を議論。

実現化させる為の組織体制、期間を検討します。

EPO中部の過去の成果・課題を参考とするが、現行の体制に捉われずに議論を行います。

2010/03/24

All Rights Reserved

6

EPOの存在意義は何か？
何の為、誰のためのものか？
社会、地域に必要とされる機能は何か？

「EPO中部」から見た運営の課題について～目的・目標/運営組織・体制～

テーマ	課題	今後の方向性
目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆EPOの将来像が見えていない(まず、環境省はEPOをどうしたいのか) ◆存在価値が明確ではない。公設民営の型の中間支援センターとしてどうありたいか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中長期ビジョンを明確にする ◆上位目標を造り、どう近づけてゆかかを議論する ◆環境パートナーシップ促進のためのEPO中部の機能の整理
運営組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆協議会・委員の位置づけが不明確 ◆目指すべき組織像が共有されていない(独立した組織化を目指すべきか?) ◆EPOで生まれる商品価値は誰がどのように責任を持って誘致、商品化するのか ◆協議会が年2回では何も議論できない。地域ごと・部会毎に議論が必要 ◆一部のネットワークと能力に頼りすぎている 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営協議会及び委員の役割や権限等の明確化 ◆主体的に参画するための役割、時間、金銭等の明確化 ◆社会的汎用性のある地域課題及び協働の成功事例を整理し、地域協働の仕組みづくりを構築する ◆スタッフの拡充・組織基盤の骨太化 ◆主体的意志と行動力を持つ委員により構成

9 検討課題 ー運営に於けるボトルネックとは何か②ー

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

「EPO中部」から見た運営の課題について～個別機能～

テーマ	課題	今後の方向性
環境情報の収集・蓄積及び提供	◆目標設定が不明確 ◆スタッフ内に情報が有り、明文化(HPなどで公表)されていない。	◆外部が活用できる情報収集とその見せ方(特に行政情報) ◆情報の可視化
地域課題の収集と蓄積	◆限られたスタッフで情報の収集・蓄積は物理的に難しい ◆収集のスタンスとどれだけ収集したかが不明 ◆ターゲットを絞ることが必要	◆地域の情報ソースの把握・集積する基盤整備 ◆拠点機能の広報の強化と人材確保
資源の提供とコーディネート	◆使い勝手の良さが必要	◆行政等を巻き込んだパートナーシップをさらに有効に機能させる仕組み ○地域リソースに応じた行政等の資源の提供及びコーディネート
人材の育成	◆新たな人材育成には至らなかった ◆人材育成の到達目標が明確ではなかった	◆目標を明確にした計画づくり ◆新規人材育成の手法の確立
各主体の強化	◆主体間が重複し、活動範囲も狭い	◆主体間の役割を見据えた計画づくり
地域基盤の強化	◆評価の基準に対する議論が不十分 ◆スタッフ人材の力量が必要	◆地域課題及びその改善を明確化してゆくマネジメント機能の発揮 ○対象基盤の設定とその成果の地域共有化
主体間の協働体制・形態の促進	◆方向性の決まった事業として実施された ◆参加主体に権限を委譲すべき ◆中長期展望にたった財政的・人的支援の仕組みが必要	◆協働主体への適切な助言及び主体の選択等のコーディネート ○運営体制の明確化

平成20年度運営協議会資料(協働評価事業について)及び平成21年度運営検討提案会議委員ヒアリング結果より抜粋要約
○:運営協議会提案事業からの提案

2010/03/24

All Rights Reserved

9

10 検討課題 ー運営に於けるボトルネックとは何か③ー

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

「EPO中部」から見た運営の課題について～まとめ～

テーマ	課題からの対策
目的・目標	◆EPO中部の目的、ビジョン(中長期)づくり ◆環境パートナーシップ拠点に求められる機能の整理
運営組織・体制	◆運営協議会(仮)及び委員の役割や権限等の明確化 ◆地域の主体による運営とそのしくみ ◆資金等の明確化 ◆スタッフの拡充 ◆組織を支える基盤の骨太化と新規開拓
個別機能	◆目標・役割を明確にした計画づくり ◆広く誰でも活用できるための情報の可視化 ◆拠点機能の広報 ◆情報や事業運営のための基盤整備 ◆リソースに応じたコーディネートとマネジメント ◆新規人材の確保と育成 ◆成果の地域共有化 ◆個別事業体制の明確化

2010/03/24

All Rights Reserved

10

11 将来像の検討 —ボトルネック解消のための方法(たたき台)— (DRAFT) Environmental Partnership Office Chubu

EPOが地域や社会に提供するサービスを大きく2つの機能(課題改善機能とつなぐ機能)に二分化した上で、各課題点を体系的に改善するための仕組みとしては以下のようなものが考えられる。

スキーム	地域課題・ニーズを現実的に改善する事業の実施(課題改善事業型) 地域や社会の緊急性・公共性ある課題・ニーズに対し、行政区分なく、産官学民等によるパートナーシップ型で改善に向けた事業を実施する。	多様な課題、主体等が出会う場の創出(リゾーム型) 地域や社会の潜在的・恒常的課題・ニーズや人材、資源(施策、資金、手法など)が共有される場。コーディネーション機能の充実が求められる。
運営		
運営基盤(運営組織)	常任委員会 経営改善・事業審査を主として協議し、運営の円滑化を図る機関。 - 別途、各事業毎に事業運営会議も行う。	ステークホルダー交流会 様々な案件を持ち寄り、地域資源が自由に行き交う場とする場。
主体	自発(責任)型 事業遂行のための自走する体制且つ調整能力を持ち、責任を持って事業を進めていける主体の参画による。	受け身(共有)型 情報提供・共有をメインとし、将来の具体的案件へ参画する為の基盤となる主体の参画による。
資金	事業資金導入(流動的) 地域の課題や各組織に於ける課題改善を図る為に持ち込まれる外部資金。公共団体や環境省の施策意図により持ち込まれるものもあり。	広範支援拠点運営費(固定的) 基本的には、多様な課題、主体などの情報受発信作業、マッチングアドバイスなどの相談、コーディネーション、場づくりの予算とする。基本運営資金を公共(環境省含む)から抽出。将来的には会費基本運営などを目指すなど。

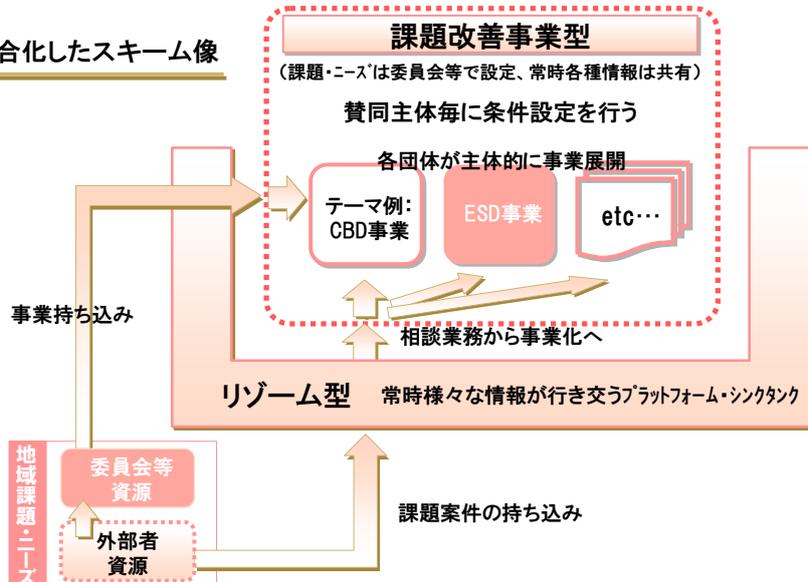
2010/03/24

All Rights Reserved

11

12 両型が統合化したスキームの全体について(仮設立) (DRAFT) Environmental Partnership Office Chubu

統合化したスキーム像



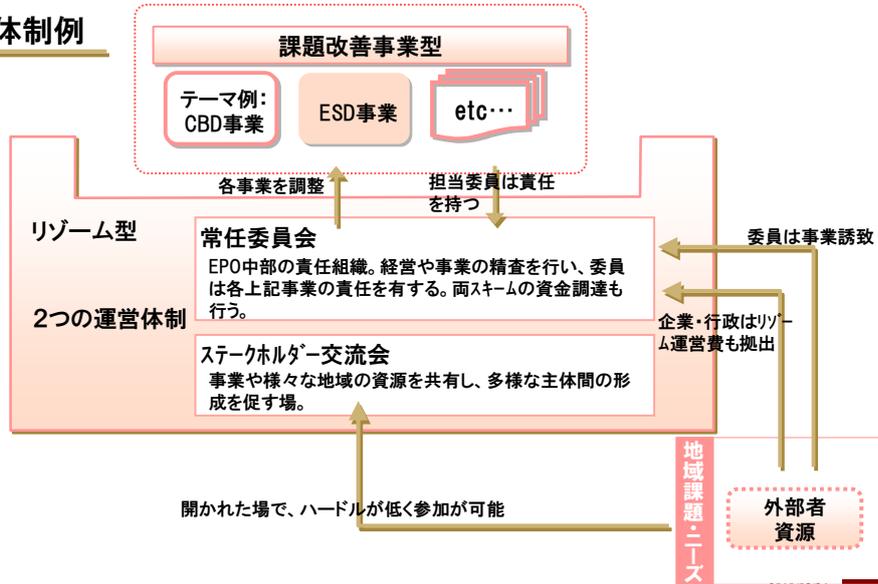
2010/03/24

All Rights Reserved

12

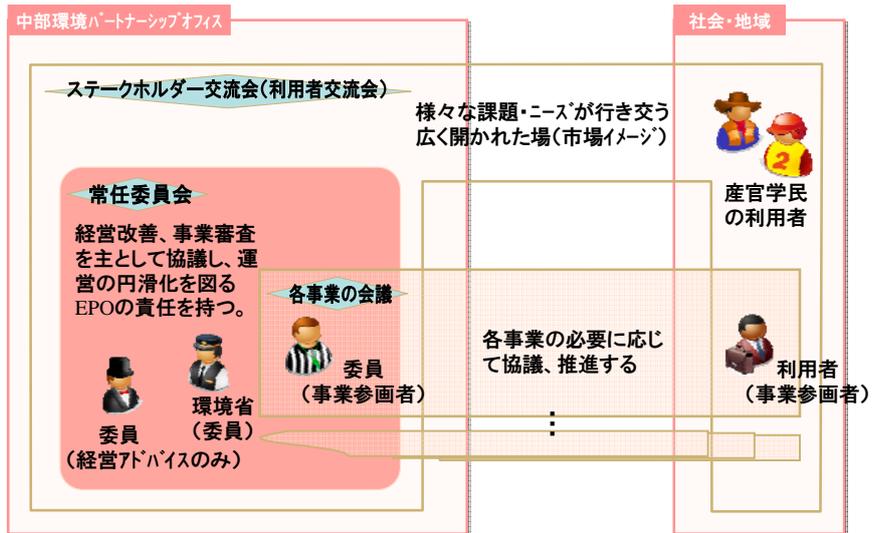
13 リゾーム型の2つの運営体制

体制例



14 運営組織の構成について

例:3つの会議体を持って運営を推進



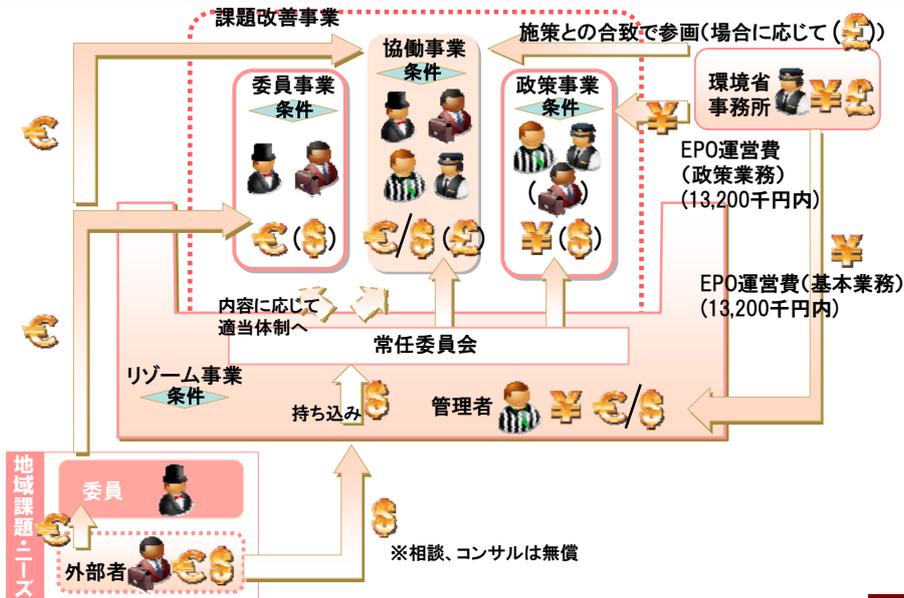
15 リゾーム型の2つの運営体制例



委員の役割を明確にし、円滑的な事業推進の為にどのような形態での推進が適切か？

例：運営にあたっては
委員による新たな組織化(契約主体)がいいのか、
現行のように既存団体での請負形式がいいのか？

16 全体像について ー資金と主体の流れについてー



EPO中部のマイルストーン、目的・目標・方針の設定例

目的	市民、環境NGO/NPO、行政、企業、等社会を構成する主体によるパートナーシップにより、持続可能な社会づくりに貢献する。	事前に設定
 中長期の在り方が関係者にてオーソライズされる。  常任委員会の設置、常任委員の選出。 		
マイルストーン 及び 目標・方針	主体的に参加し、責任を持つ常任委員を中心にマイルストーン及び、目標・方針を協議し、設定する。 > 設定期間については、常任委員の任期に関わらず設定するが、必要に応じて年度毎で見直しを図る（緊急性ある課題や重点課題等へ順応する）	組織、委員の確定後に設定

2010/03/24

All Rights Reserved

➡ EPOの存在意義は何か？
何の為、誰のためのものか？
社会、地域に必要とされる機能は何か？

地域や社会に利用され愛され続ける為の

EPOでなければならぬ

或いは次世代の一步を踏み出す組織へ

2010/03/24

All Rights Reserved

6. 2. 3 プレゼン資料1：EPO 中部の経緯（中部地方環境事務所）

プレゼン資料1

EPO中部の経緯について

平成22年2月9日
中部地方環境事務所

▶

■EPO中部の経緯①（～設置まで）

- ▶ 平成8年10月 地球環境パートナーシッププラザ設置
(設置者:環境庁(当時)・国連大学)
- ▶ 平成14年12月 中央環境審議会中間答申
「環境保全活動の活性化方策について」
- ▶ 平成15年7月 環境教育推進法公布
- ▶ 平成16年9月 環境教育推進に関する基本方針告示
- ▶ 平成16年10月～「EPO中部運営検討会」(計5回)
- 平成17年2月
- ▶ 平成17年2月 環境教育推進法施行
- ▶ 平成17年3月 EPO中部開設(カウンセラー協会が臨時運営)
- ▶ 平成17年9月 第1期運営開始(～平成21年3月)
(ボランティアネイバーズによる運営)

▶ 2

■EPO中部の経緯②(設置後～)

- ▶ 平成18年3月 H18年度運営協議会
- ▶ 平成18年9月 H18年度運営協議会
- ▶ 平成19年7月 H19年度運営協議会
- ▶ 平成20年3月 H19年度運営協議会
- ▶ 平成20年5月 H20年度運営協議会
- ▶ 平成20年12月 H20年度運営協議会
- ▶ 平成21年1月 外部評価委員会
- ▶ 平成21年4月 第2期運営開始
(引き続きボランタリーネイバーズにより運営)
- ▶ 平成21年7月 H21年度運営検討・提案会議
- ▶ 平成21年9月 H21年度運営検討・提案会議<北陸>

▶ 3

■EPOの基本的な考え方■

環境省民間活動支援室ペーパー(H18.4)より(抜粋)

地方EPOに期待される役割

地方環境パートナーシップオフィスは、パートナーシップによる課題解決を目指し、地域におけるNPO、企業、行政、市民の主体的参加によるパートナーシップ作りに役立つ拠点としての役割を担うことが期待される。

具体的には、

- ①国の設置する拠点として環境省や国の行政と、地域の市民、NPO、企業、地方公共団体などとの間の**情報の共有・交流**、**パートナーシップでの取組を推進**する役割
- ②地域の拠点として、**行政単位を超えた**各主体の**協働での取組みを支援**する役割

その際、以下のことに配慮することが必要と考えられる。

- ア 地域の各主体の参加・協力を得ること。
- イ 地域の特色を生かした取組みを行うこと。
- ウ 地域の取組みと、**全国の動き**、**国際的な動きとをつなぐ視点**を大切にすること。

▶ 4

■EPOの根拠法令■

環境教育推進法 第19条・第21条

- ▶ **第十九条** 国は、国民、民間団体等並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進と相まって、**環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。**
 - ▶ 一 国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他環境の保全に関する**情報及び資料を収集し、及び提供**すること。
 - ▶ 二 環境の保全に関する**人材の育成**のための手引その他の資料等に係る助言を行うことその他環境の保全に関し、**照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行う**こと。
 - ▶ 三 環境保全の意欲の増進を行う国民、民間**団体等相互間の情報交換及び交流**に関し、その**機会を提供**することその他の**便宜を供与**すること。
 - ▶ 四 その他環境保全の**意欲の増進**を行うこと。
- ▶ **2** 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じ、国民、民間団体等及び国が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備(次項において「**拠点機能整備**」という。)に努めるものとする。
- ▶ **3** 国は、都道府県及び市町村が行う**拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。**

- ▶ **第二十一条** 国は、**協働取組**(二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。以下この条において同じ。)について、その**在り方、その有効かつ適切な実施の方法及び協働取組相互の連携の在り方の周知**のために**必要な措置**を講ずるよう努めるものとする。

▶ 5

■EPOの根拠法令■

環境教育推進に関する基本方針

2. (2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

④ 拠点機能整備 **ア 政府の拠点機能整備**

- ▶ 環境省と国連大学が設置した地球環境パートナーシッププラザは、平成8年(1996年)から**各主体間のパートナーシップの促進、民間活動の支援のほか、情報提供の拠点**としての活動を行ってきました。近年、民間活動が活発化し、社会的に認知されてきたこと、民間活動を支援する施設が官民により各地に設置されてきたことを踏まえ、**先進事例の紹介、各主体間の連携促進のための意見交換会の開催等**に取り組んでいきます。
- ▶ また、地球環境パートナーシッププラザと連携し、**地域のパートナーシップづくりの支援拠点**を地方環境対策調査官事務所ごとに設置していきます。その際には、**施設やサービスの内容や運営方法について地域の住民、民間団体、事業者、地方公共団体等と十分に話し合いながら進めます。**地域の民間団体等と協力した運営方法の採用を図るとともに、**地域の各主体間のネットワークづくり**を通じて、住民、民間団体、事業者、行政等が幅広く参画することで、**協働を促進するような拠点**としていきます。
- ▶ このほか、拠点の機能の強化の観点から関係府省の地方支分部局等では、環境教育等に関する**情報の収集や提供**を行うほか、事業を実施する際に**民間団体等との協力を推進**します。また、子どもの水辺サポートセンターや防災ステーション等における環境教育等の支援機能の整備を進めます。
- ▶ 現在、各地にある青少年教育施設、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、港湾、漁港、農地等でも、環境保全活動や環境教育等を行っていることから、こうした拠点の充実や機能強化、**拠点間の連携を図り、効果的な支援を進めていきます。**
- ▶ さらに、周辺の地方公共団体が整備した拠点、公民館、学校、博物館等の文教施設、民間団体や事業者等が設立又は運営している環境学習施設、自然体験活動を行う各種の施設、全国・都道府県地球温暖化防止活動推進センター、民間団体等を支援するための施設、見学を受け入れている工場等各種拠点との**連携の強化や役割分担**を図っていきます。

▶ 6

■法令上でのEPOの位置づけ(まとめ)

- ▶ 「持続可能な社会」を構築するために、「環境保全の意欲の増進」を効果的に推進するための拠点とするもの。
- ▶ 国は、国民、民間団体等並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進(=地域のニーズ)への支援を行うことで、環境保全意欲の増進を図る役割を担っている。



- ▶ **地域のニーズ**と相まって、4つの機能(①情報収集及び提供、②各種相談対応と助言、③交流の機会の提供、④環境保全意欲の増進)を担う拠点としての体制の整備を行う。
- ▶ 「協働取組」の在り方、その有効かつ適切な実施の方法、協働取組相互の連携の在り方について、周知を行う。

▶ 7

■地方事務所にとってのEPO中部(これまで)

- ▶ 地方EPOでは、環境保全活動等を行おうとする地域の自発的なニーズに応えるための機能(①情報収集及び提供、②各種相談対応と助言、③交流の機会の提供、④環境保全意欲の増進)を担っていただいていた。
- ▶ 地方事務所では、上記の基本的機能を担っていただくための必要な経費を中心として、その他の政策的にお願いしたい経費も組み合わせながら、予算の範囲内で運営資金を提供してきた。
- ▶ EPO中部のあり方や運営方法について検討する場(運営協議会等)をどのように持つかについては、明確な決まりはない。逆に言うと、地域の関係者の理解と協力を得ながら、より地域のニーズを的確に把握できるような形で、造っていくことができる。

▶ 8

6. 2. 4 プレゼン資料2：コメント（石川県環境部地球温暖化対策室 新広昭 課参事）

プレゼン資料2
(石川県新氏)

■ 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方についてコメント（新）

スライド12へのコメント

・このスキーム像はおおむねこんなものかと思うが、課題改善事業型とリゾーム（根茎）型はスライド11にあるような二分化されるものではなく、連続的なもの（グラディエーション）であると思う。

※リゾーム型それぞれの主体が持つ、課題・ニーズの流れがある時点で合流し、「窓」が連続的に開いていき、協働取り組みが広がっていくという運動モデル（次図参照）

※このモデルは、実際に協働取り組みの実践をしている人の実感に合っていると思う。

・課題改善事業型は、ある優れたリーダー（スライド12では委員会等の委員）が課題・ニーズを設定し、解決ツールを示し、賛同主体がそれに従うといった（20世紀タイプの）事業のように見える（誤解があったら訂正してください）。

・「課題・ニーズは委員会等で設定」となっているが、実際は、委員会等の委員は課題・ニーズについて結局は個人のリゾーム（ネットワークと考えていただいてもよいが…）の中で拾い上げてくることになり、リゾーム型の事業のなかで特に成果が上がってきたものを「結果として」課題改善型と呼ぶにすぎないと思う。

・したがって、EPO中部の役割は、リゾーム型の事業が持続的に生み出されていく「場」、わかりやすく言うと協働取り組みに必要な人・モノ・金を持ち寄り、取引する「市場」の機能を発揮することを中心として考えるのがよいと思う。

・少なくとも、EPO中部自らが課題・ニーズを設定し、解決ツールを示し、人・モノ・金を手配し、自らの事業を起こしていくということはEPO中部の役割ではないと思う。

・これは、けっしてEPO中部の役割を矮小化して見ているわけではないことは理解していただきたい。

・次図にあるように、EPO中部がリコー中部の「エコひいき」事業を石川県に持ち込んでいただいて、石川県の里山保全・生物多様性の事業が進んだことは事実であるし、ユニーの件についても、石川県ではESDや企業CSRの推進に大きく役立った。

・のと共栄信用金庫の取り組みについても、EPO中部北陸ミーティングをきっかけに富山にも広がりを見せている。

・これらの件は、すべてリゾーム型で「流れの合流と窓空き」が連続的に起こった結果であり、EPO中部がなければ、そこでミッシングクロスが生じて「流れの合流」は起きなかった。

スライド13へのコメント

・体制についてであるが、常任委員会のあり方に疑義がある。

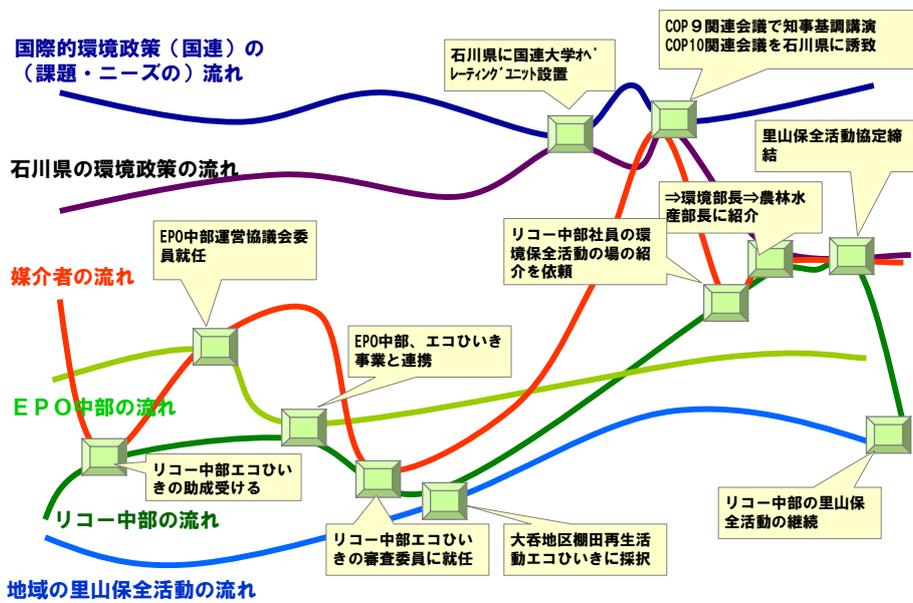
常任委員会EPO中部の責任組織となっており、経営や事業の精査を行い、資金調達を行い各事業の責任を有するとなっている。

常任委員会は諮問組織なのか？経営組織なのか？このスライドからは判然としないが、もし経営組織だとしたら、EPO中部自体は常任委員会を責任主体とする独立した主体（法人）であることになる。

・もしそうであるならば、常任委員になれる人材は極めて限られてしまうことが想定される。少なくとも、行政、大学等教育機関の委員は困難が予想される。

- ・ これまでも、EPO中部の責任の所在があいまいだという指摘があるが、そもそもこのような協働取り組み支援組織は、文化が異なる様々な主体を相手に、リゾーム的（アメーバ的と表現してもよいが…）に活動することになるのだから、責任のグレーゾーンがどうしても生じる。
- ・ そこは、突き詰められない部分であり、突き詰めたらこのような（EPO中部のような）組織は存続できないと思う。
- ・ 責任論を真綿でそとくんで、各主体がそれぞれ片目ををつぶりあうような知恵を出し合う必要があると思う。現在のような状態は頭から否定されるべきではないと思う。
- ・ 常任委員は、やはり「市場」の活性化に知恵を出し、主体的に「市場」を活用してやろう、「市場」からメリットを引き出してやろうと考える人が集まって構成すべきだろう。
- ・ まずは、常任委員が関与した事業を中心に成功事例を積み重ねて情報発信し、市場参加者を増やしていくことが地道ではあるが、EPO中部の存在意義ではないか。
- ・ EPO中部のチャンネルで地域の取り組みを情報発信（宣伝）していただくことも大なるメリットである。

補完性の原則に基づく「協働の窓」



6. 2. 5 プレゼン資料3：EPO 北海道の活動状況

EPO北海道の活動状況 + α



EPO HOKKAIDO

2010年2月9日

EPO北海道 久保田学 (財団法人北海道環境財団)

1

EPO北海道の当初の使命

～「整備運営検討業務報告」(2005年9月)より～



■ 事業のねらい(活動コンセプト)

持続可能な地域づくりのために、道内の様々な立場と国や地域の環境政策をつなぎ、対話と相互理解を促進してパートナーシップを組み、人と取組を育て、北海道の地域環境力を強化する。

■ 当面の目標

- (1) 環境政策をめぐる地域と国、地方公共団体のミスマッチの解消
- (2) 地域環境力を担う人づくり
- (3) 異なる主体のパートナーシップによる事業の実践
- (4) 地域づくりへの貢献
- (5) 道内の情報発信力の強化

+

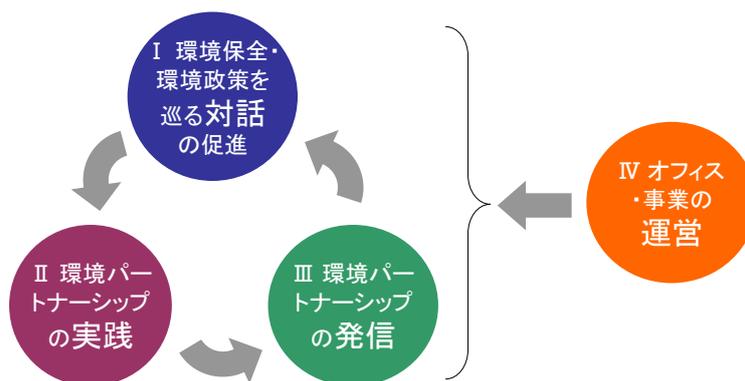
既存の拠点との役割分担

2

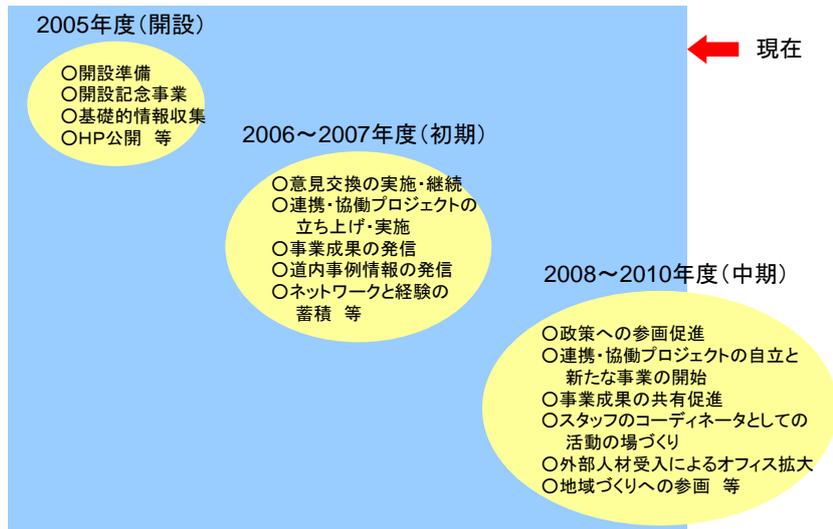
運営の基本的な考え方 ～運営計画書(2005年11月)より～

- ① 検討プロセスの継続
- ② 地域と環境政策のつなぎ役
- ③ 「いっしょに」やる
- ④ 中間支援組織としての蓄積の活用
- ⑤ 既存の拠点施設との一体的な事業運営

事業の柱 ～運営計画書(2005年11月)より～



当初の事業展開見込み



I 環境保全・環境政策を巡る対話の促進 ① 意見交換会等の開催実績

青色：札幌以外の開催

テーマ		2006年度	2007年度			2008年度	
公開意見交換会	重点施策 政策提言	11/16 札幌	11/28 北見	11/29 釧路		11/26 帯広	
	21世紀環境 立国戦略		10/16 富良野	10/17 札幌	12/12 富良野		
	市民活動、 環境教育等	2/8 函館				11/20 稚内	
他事業関連	コミュニティファンド 支援事業		1/24 札幌	1/25 函館	2/5 札幌		
	環境CSR	10/31 札幌	7/10 東京	8/24 恵庭			
関係者間協議	G8関連情報共有 (関係機関)			11/9, 1/21 札幌		4/21, 6/11, 9, 29 札幌	
	環境分野中間支 援拠点連絡会議					7/14, 8/21, 9/29 札幌	

「富良野からはじめる！
環境観光立国」

帯広での意見交換会(2008年11月)

形を変えて
継続の要請

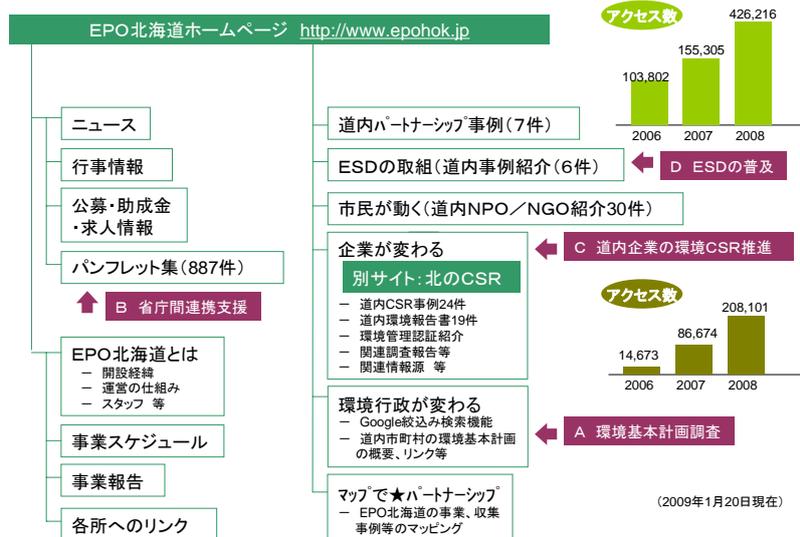
II 環境パートナーシップの実践① 3年間に実施した主な事業

テーマ	2006年度	2007年度	2008年度
A 地方公共団体の環境政策支援	道内市町村の環境基本計画ヒアリング調査、報告書作成配布、ネットワーク形成等	市と連携した意見交換会の開催(富良野、北見、釧路)	道内市町村に各種情報提供、コンサルティング等を実施
B 省庁間連携支援	行政機関の環境政策広報パンフレットDB作成、WEBで公開		
C 道内企業の環境CSR促進	事業者向けセミナー(2回) CSRに関する意見交換会 ステークホルダー会議への参加	ワークショップ、ビジネスセミナー、見学会等の開催等	CSR活動と道内環境保全活動とのマッチング試行
D ESD(「持続可能な開発のための教育の10年」)の普及	道内事例調査、パンフ制作	事例調査・発信、NPOとの連携による担い手ミーティング実施	
E コミュニティファンドによる環境ビジネス振興支援	当別モデル事業フォロー、事例報告会、等	モデル事業採択案件をテーマとするWS開催(札幌2件、函館1件)	モデル事業採択案件の広報支援(下川)
F 環境分野の中間支援拠点間の連携促進	在札の環境分野の中間支援拠点関係者の情報交流と意見交換の場を設置、運営		
G 環境省の各種施策への協力	各種説明会、行事、意見募集、広報活動への協力等		
H G8関連活動支援	ふれあいマップ事業への協力		
			環境総合展における活動PR
		G8環境パートナーシップ会議設置、開催市民フォーラムの支援等	

(p9の意見交換会事業と一部重複掲載あり)

7

III 環境パートナーシップの発信① WEBサイトを中心とした情報発信

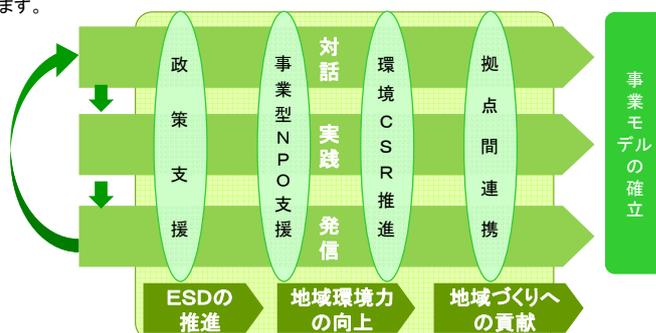


8

第Ⅱ期(2009～11年度)は事業を絞り込み、ESDを基調とする活動に

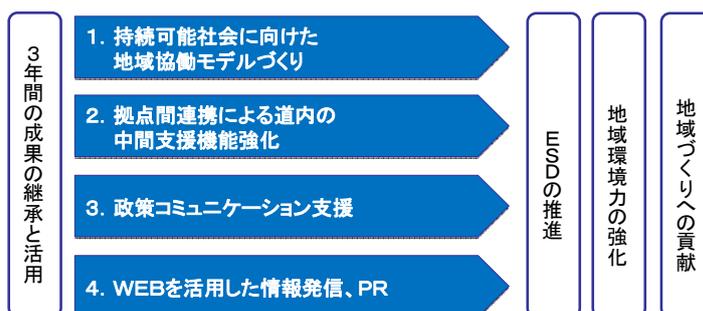


- 限られたマンパワーで使命を果たすべく、**事業数を絞り込んで集中的に取り組み、ひとつの事業で複数の使命への貢献をめざし、費用対効果向上と多様なニーズへの対応を両立させる**。また、**対話、実践、発信**を分けて考えるのではなく、一つの事業の中にこれらのプロセスを内包し、事業の現場でこれらを一体のものとして進めていく。
- EPOの活動は、異なる「立場」、「地域」、「分野」をつなぐことで持続可能社会づくりに貢献しようとするものであり、**ESD**と考え方と共通する。そこで、次期3年間は**各事業におけるESDの導入、展開に重点をおき、これを基調にNPO、企業、行政等の支援や協働モデルづくりに取り組む**ことで、地域への貢献をめざします。



9

第Ⅱ期の4つの重点分野

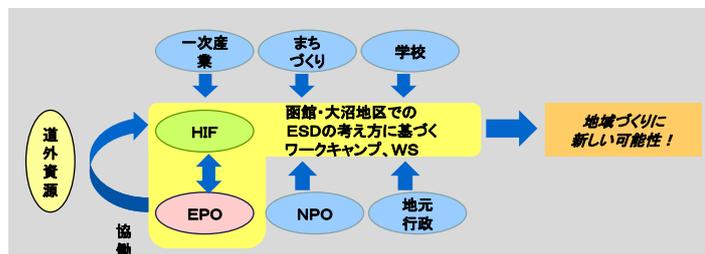


約10本の事業を実施中
(詳しくは<http://www.epohok.jp>をご参照ください)

10

事業例① ESD活動プロデュースと実践(函館地区)

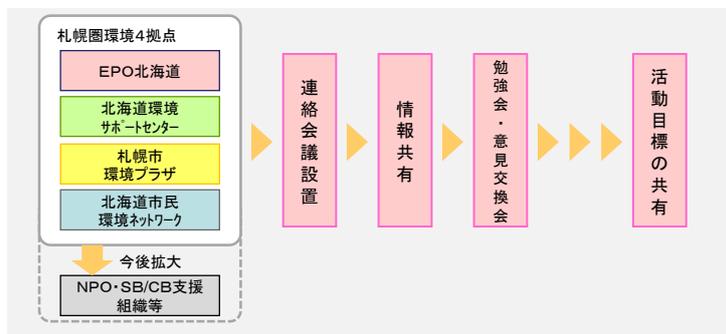
- ねらい
 - 環境、農林水産業、まちづくりのつながりを参加者とともに体験的に学ぶ場を継続し、地域づくりの新たな可能性を広げる。
 - EPOと地域の協働により、函館地域にESD事例を創出し、事例として発信する。
- 事業概要
 - 函館地区でワークキャンプの手法で国際交流や開発教育に取り組む財団法人北海道国際交流センター(HIF)と連携し、**函館、大沼地区**をフィールドに、ESDの視点に基づく学びの場を開く。
 - 地元の一次産業関係者、NPO、行政、大学、各種機関等の協力、参画を得ることで、**地域産業、観光・まちづくり、環境保全活動の相互交流と融合**を図り、それぞれの新たな活動メニューとしての定着を図る。
 - 事業の実施に当たっては、**EPOネットワークを活用**した道外有識者との交流やESD関係者への発信に努める。



11

事業例② 札幌圏4拠点の中間支援機能の強化

- ねらい
 - 札幌圏の環境学習、環境保全活動支援拠点が活動目標を共有して活動する状況を目指します。
 - 拠点間で相互補完することで、全体としての対外サービスや社会貢献能力の向上を図ります。
- 事業概要
 - 札幌圏4拠点(EPO北海道、北海道環境サポートセンター、札幌市環境プラザ、北海道市民環境ネットワーク) **連絡会議**による**対話を継続**し、そこから共同事業を創出し、実践します。
 - 2008年度に構築した**行事情報共有システム**を軌道に乗せ、4拠点全体としての**情報発信機能を強化**します。
 - 4拠点協働の**勉強会**や**ステークホルダーとの意見交換会**を実施し、4者での戦略共有や効果的な役割分担の構築を図ります。
 - 可能であれば、NPO支援組織等に**連携を拡大**します。



12

オフィスの体制、位置づけ等

- **専任スタッフ2名、兼任スタッフ1名の体制**
- 事業の費用対効果と既存拠点施設との役割分担をふまえ、「公開施設」ではなく、**スタッフの活動拠点**として管理運営（平日10:00～18:00の営業、土日祝日及び年末年始は休業）
- 出張等でスタッフが不在となる場合には、オフィスは一時的に閉館する。（その間の来訪者や照会対応等は、必要に応じて請負団体が行う。）
- 公開施設ではないものの、**環境省及び全国のEPOの刊行物等を常時配置**し、来訪者に**資料閲覧**や**各種リーフレット**等を提供。
- 大学や企業、NPO等、外部からの**インターン**や**ワークボランティア**を積極的に受け入れる。（基本的には中長期推奨）

13

事業運営体制

- オフィス常駐スタッフ、地方環境事務所担当官、財団担当スタッフの3者による**スタッフミーティング**を**月1～2回程度開催**し、業務に必要な**情報共有と実務レベルの意思決定**を行う。
- **多様な立場の意見を事業に反映**するために、道内のNPO/NGO、事業者、自治体の実務担当者、有識者等で構成する「**EPO北海道運営協議会**」を設置し、**年2回程度**、事務所と協働で開催し、事業計画、事業の進捗状況、事業報告、内部評価等について協議する。
- 道内各地でEPOの使命と合致した活動をする人材や団体を一定の条件の下に「**EPO北海道パートナー**」として指定する。パートナーには、EPO北海道と常時情報を共有し、連携した活動を行うとともに、地域における情報交流のハブの役割を期待し、これにより道内各地に部分的にEPO事業を担う機能を広げていく。

14

地方EPO/ネットワークの課題 EPO連絡会・勉強会での議論 地方EPOに求められることは？



EPO HOKKAIDO

※ 以下の記載はEPO会議・勉強会等を代表するものではなく、
多分に久保田個人の見解を含みます。

15

地方EPO/ネットワークの抱える課題 (過去2年間のEPO会議で繰り返し指摘されてきたこと)

- ① 「EPOならではの」ブランド不足
 - 国(環境省)の事業であることのメリットが必ずしも生かされていない
 - 全国ネットワークであることを活かしていない
 - 民業圧迫の問題
- ② 力量不足
 - トップランナーにはなかなか貢献できない
 - ネットワークに偏りがある
- ③ 業務量と人員の問題
 - 現在の予算規模、雇用人員に比して業務量が多すぎる
 - 雇用が不安定で待遇面からも長期間働ける見通しが立たない(事業の持続性可能性)
- ④ 目標共有の問題
 - 全国事業としての目標設定や進行管理が不十分
 - 施設の公開維持と、外へ出て行くことの両立が困難
 - 事務所とのコミュニケーション、合意形成に苦労している例がある(仕様書問題等)
 - 中央・大都市圏と「地方」をとりまく状況の違い

16

問題解決、方向付けに向けた意見交換の必要性 (2009/6/29・札幌EPO会議での提起)

① 民間団体による環境保全活動促進のための環境省の政策ツール(環境白書等)

目標設定も評価も行われておらず、環境教育推進法の推進ツールとしての位置づけが今ひとつ弱いのでは？

② 環境省の事業であることの意味

公共の信頼性(環境省のお墨付き)と民間団体の企画力、ネットワーク等、それぞれの強みは十分に活かされているか？

③ 具体的な使命や手法は、地方事務所ごとに決定(実態)

請負団体にとって、自由度が大きくて動きやすい反面、丸投げになっていないか？

大きなテーマに対して、事業全体としての戦略が必要なのではないか？(今のEPOの活動を続けることで、社会にインパクトをもたらすことはできるのか？)

④ 環境省自身が民間非営利団体とパートナーシップを組む実験場(？)

ここでの経験が環境省側でどのように活かされるのかは不明。

【A】環境教育・環境保全活動推進政策を概観したうえで、EPO活用、貢献の可能性を意見交換してみても？

【B】環境省と請負団体は、「環境省と請負団体の協働」に何を期待するのかを意見交換してみても？

【C】そのうえで、EPOの当事者である我々は、どうなりたいたいのか、イメージを出しあって意見交換してみても？

17

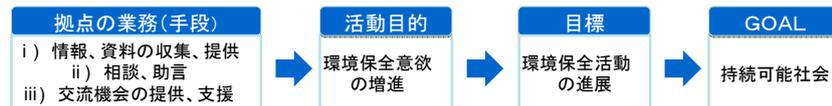
EPOは「事業仕分け」に耐えられるのか？

- ① 事業全体として、これまでどのような成果をだしてきたのか？
- ② EPO事業は、国の環境政策にどんな貢献しているのか？
- ③ 環境省は、事業全体をとおして何を達成したいのか？自治体や民間に任せるべき活動では？
- ④ 周囲の動きの中で活動の陳腐化や力量不足により求心力が弱まり、地域で埋没していないか？
- ⑤ 本来手段である「パートナーシップ」が自己目的化していないか？(または、それでよいのか？)
- ⑥ 目標として何を共有し、具体的にどのようなインパクトをめざすのか？

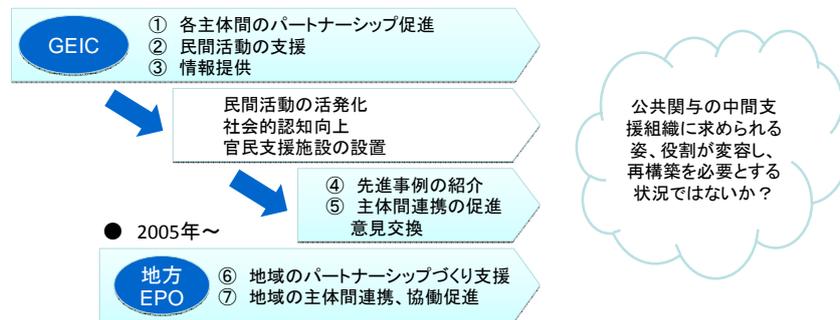
18

環境教育推進法・基本方針上の役割

● 法律(2003年)上の位置づけ



● 基本方針(2004年)上の役割



19

(今後のEPO事業を考える)EPO勉強会

●位置づけ

EPO事業の当事者により、「今後のEPO事業の方向性について」の提案をまとめる場（環境省としての公式の検討の場ではない）

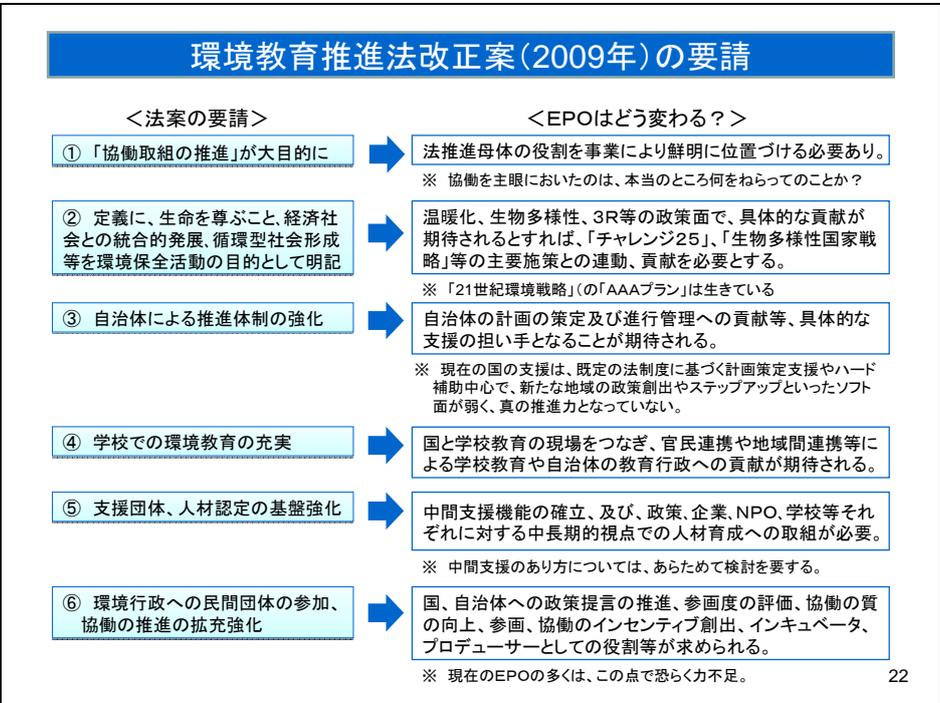
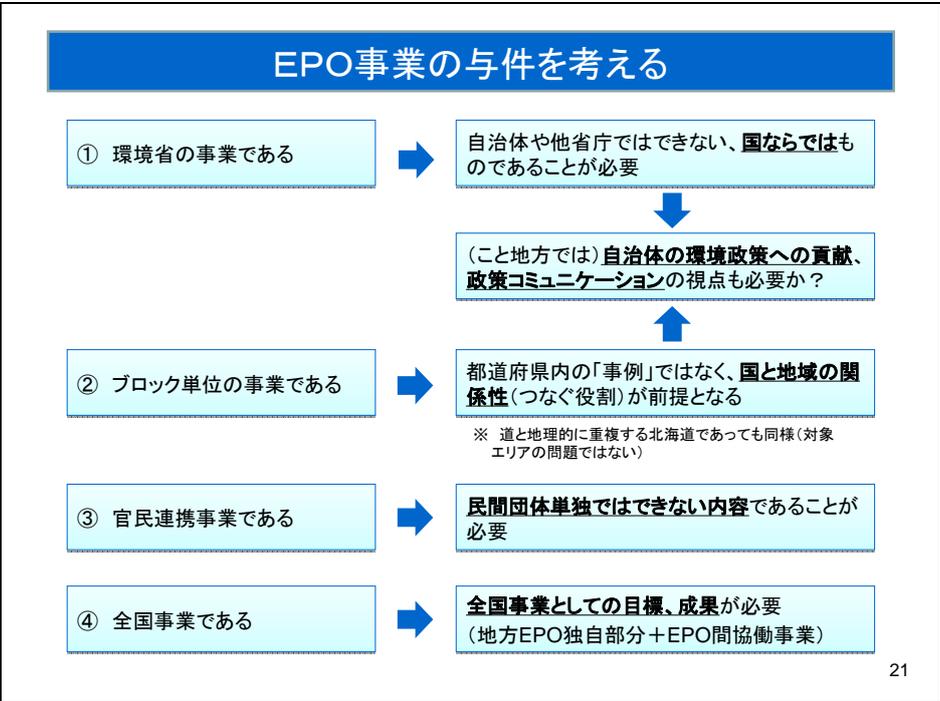
●メンバー

GEIC(川村、須藤、平田、星野)
地方EPO(澤/九州、久保田/北海道)
環境省民活室(岡本室長、香具補佐、渡辺補佐)

●検討状況

これまでに、2009年12月19日、2010年1月15日、2月3日の3回開催
2月末まで提案をまとめ、EPO間で共有(したい)
さらに地方事務所を交えた意見交換等が必要(未定)

20



10年前とは異なる新たなニーズは何か？

- ① 産学民官の環境行動・配慮の普及、進化
(⇔ トップランナーと裾野の格差拡大)
- ② 地方分権、官民委譲の流れの中で、置き去りにされかねない地域の環境対策、環境政策
- ③ 新政権による環境政策の変化(期待と矛盾)
- ④ 地域再生、雇用対策等の社会の強い要請

⇒ このような中で、環境分野の非営利セクター、中間支援組織にどのような役割が求められるのか？

6. 2. 6 プレゼン資料4 : GEIC

GEICの概要、経緯

1996年 環境庁と国連大学が設置

2007年 一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC)が受託

場所: 国連大学1F 青山ビルB2F

体制: 計8名

EPC 5.5名 日環協0.5名 環境省民活室2名(室長・補佐除く)

事業: 持続可能な地域づくり みんなでつくる環境政策 企業との連携 情報とコミュニケーション 全国EPOネットワーク・関東EPO事業



全国8か所にあるEPOのひとつであり、2007年から全国EPOネットワーク機能をもつ

全国のEPOの特徴を活かしながら、連携を図りつつ、各地での環境活動の活性化・パートナーシップ促進を目指します。



課題収集とその事業化についての課題と提案 その1

■(前提として)課題収集に対するEPOとGEICの違い

GEICで重視されているのは「地域の課題」よりも、若干範囲の広い「社会の課題」。気候変動・CBD・CSRなど、テーマ的な課題が主要課題となり、地域固有の課題はあまり追いかけていないのが実情(関東EPO事業で実施)。

したがって、あまり参考にならない部分もある

例: 企業とNPOの連携を衣食住に分けた協創円卓会議

『エンカルを着る』では国際NGO・アパレル業者・デザイナー・メディアが、衣における持続可能性についての問題提起と議論する場を提供

■課題収集のための業務は、位置づけられているか?

イベント・セミナーは目的ではなく、あくまで連携による課題解決を促すきっかけ。「スピンアウト」「パートナーシッププロセス」を事業展開の指標に入れてきたが、年を追うごとに業務が膨張。「種まき・芽出し・収穫」の「芽出し」以外の業務は、必要な業務と採算運営委員会で言われているが、明文化されていない。

本質的な問題として

○「連携の機会創出」を求められているが、仕様書では位置づけていない

という問題があり、請負契約としての契約実行+つなぐという役割をこなすことが二重構造になりつつある。同様の構造はEPOでも見られるのではないか。

■EPCが今後GEIC事業展開として民活室に提案しようと思っていること

次ページへ



課題収集とその事業化についての課題と提案 その2

■EPCが今後GEIC事業展開として民活室に提案しようと思っていること

◆訪問による情報交換とレポーティング業務を仕様書に位置づける

○全国EPO事業として

地方EPO7か所を訪問し、会合などを通じて情報交換する。会合の結果は、全国EPOネットワークへ提供する資料として取りまとめる。

○関東EPO事業として

該当エリア9県の環境NPO・中間支援組織等を訪問し、情報交換する。会合の結果は、全国EPOネットワークへ提供する資料として取りまとめる。

■この提案によって変わること、事務局が変えなければいけない仕事の仕方

○「つなぐ」ための前段業務が、仕様書上に位置づけられる

単にWEB上で得られる情報でなく、対面の情報が、つなぐ前段には不可欠

○レポーティングが重要

「会っただけ」では情報が属人的になる。いつ・誰が・誰と・どこで(何で)・何を話し、その結果どうなったのか、をレポートし、ストックする仕組みの構築。

例:事業型環境NPO支援事業では、関係者とのやりとりはすべてレポートし、内部共有できるようにシステム化している。

■情報収集と事業化への提案

北陸・長野地区への訪問会合は、業務として仕様書に位置づける

レポート体制を構築すると、情報に幅・厚み・深みがでるのでは



資金調達と責任との体制作りについての課題と提案

■企業連携 『環境ボランティアの旅』で得た教訓

東ボラと連携し、(株)ガリバーインターナショナルの社員ボランティア研修を実施。地方EPOと連携した全国9か所研修はガリバー・EPO・受入れ団体ともに好評。

しかし事務局のGEICの疲弊はすさまじかった。

- ・外部資金を入れても、持ち出しになることがある
- ・GEICとクライアントの要望のすり合わせは簡単ではない

⇒教訓を踏まえて、外部に軸を持つ取り組みと連携

例:Foe JAPAN政策連携、NNネットSRセミナー協力



■資金調達・体制作りへの提案

・EPOスタッフが、持ち込み事業の事務局を担わないこと

2. 5人体制で基盤業務(リゾーム)を担いながら、事業を回すことは不可能。

『なにをしないか』を経営資源を考慮しつつ決める体制が必要(経営判断)。

また、委員に有償で事業担当を担ってもらい、EPOスタッフは肉付けを行う。

委員の評価は、どれくらい地域に効果的な事業(人・モノ・カネ)をEPOに引っ張ってきたか、どれくらい効果的な事業を展開したか。この際、委員はEPOスタッフと同様の責任を担うことになり、それなりの覚悟が必要になる。責任と権限の範囲を決めない限り、業務は回らない。



GEIC/関東EPO/環境省との今後の展開内容について(将来展望)

■理想と現実のギャップを実例で埋める

環境省が掲げる官民共同によるパートナーシップ社会の実現は、理想の一つではあるが、その実現には環境省側も、民間側(受託団体・運営委員)も問題がある。

ただ、他省庁、他府県、基礎自治体レベルでのパートナーシップになると、問題はさらに大きく、相対的にはこのやり方は、相対的に「どこでもやっている」状態とはいえない。環境問題における官民協働は、客観的に見た必要性はまだまだ高い。

理想的でない現状がある中で、受託団体であるEPCとしては課題を指摘するよりも、実例をつくっていくというアプローチをとっている。

例: 中部EPOを習って、民間資源を取り入れての事業実施(EPOの既成事実)

例: 協働契約書の締結(ペンディング中)

例: 事業型環境NPO支援事業における支援体制の構築(EPOの性質変化)

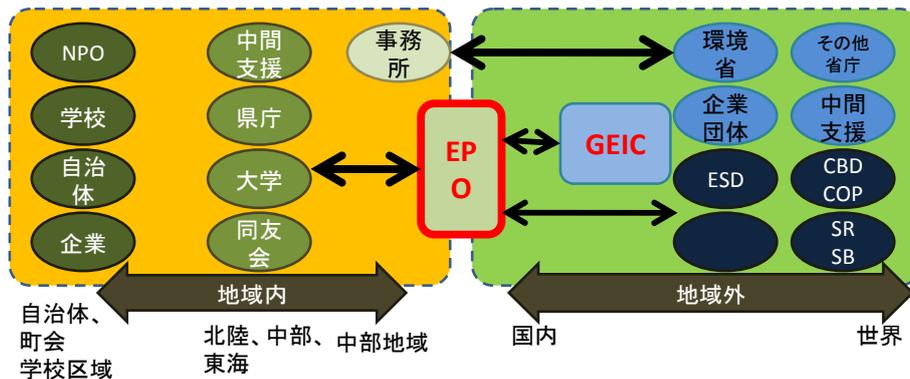
■外部資金の入れ方への提案

「民間でできることは民間で」「地域でできることは地域で」が社会の流れであるなかで、なぜ環境省がこの事業を実施するのか、について環境省・地方事務所は見解を統一する必要あり。「地方事務所のイベントをお手伝いする」などの事例も聞かれるが、資源や目的を考えれば、それはEPOの役割ではない。

EPO受託団体WGでは、「環境」「パートナーシップ」というテーマの特殊性をふまえ、全国ネットワークの強化、政策コミュニケーターとしての機能強化、などを項目として挙げている(現在議論中)。



今後地方EPOに求められる、求めること 補完性の原則をふまえたEPOとGEICの立ち位置は？



例: CBDに関するGEICとEPOの連携

2009年度、GEICでは政策事業をすべてCBDで統一し、国連やCBD市民ネットとの連携で事業を展開してきたが、中部EPOとの組織的連携は行われていない。上記の図を具体化するEPOの動き方としては、外部との接触に時間を費やしなが、中部の事例・情報をアウトプットするという往復運動が考えられる。左足は地域に、右足は地域外に。



6. 2. 7 参考資料1：EPO 中部の成果について

中部環境パートナーシップオフィス 【成果について】		参考資料 1
以下について整理して、「平成20年度事業評価資料(協働評価事業について)」及び「平成21年度事業評価・事業評価委員会アテンド結果」より抜粋し、一部要約したものです。得意の在り方を考えるに当たり、参考にしていただければ幸いです。		
		成 果
EPO	0. 目的・目標・方針、全体推進体制について	限りある推進体制、人材で、各セクター間のパートナーシップ事業や広域事業を行い、一定の目標を成し遂げた。
	1. 環境・環境パートナーシップ促進のための資源の提供とコーディネート	地域や市民団体等の情報を発信し、市民活動と接点を持たない企業に対する支援を行った。 企業やNPO等から環境学習のノウハウが提供され、立場や関わり方を学べる機会がつけられた。 参加要請等事業に採択する企業立案などの作業を通して、パートナーシップの持つ意義や問題解決手法を提供する機会となった。 企業の環境活動を初級段階より、より広範囲に広げることができた。 企業の社員からすれば、実際に地域の環境現状や環境活動に触れることにより、地域を理解することにつながった。 企業活動が持つ社会的な意義を、EPOを通じて社会に広く発信することができた。
		2. 地域基盤の強化
3. 各主体間の協働形態の促進		不慣れた部分を補い合い、得意な部分は協力し合い相乗効果を高め、協働体制を執ることができた。 責任や成果の所在も、事業態に作り上げることで環境保全意欲を増進することにつながった。
基本推進業務について	1. 環境情報の収集・整理及び提供	ネットワークを駆使し関係機関を招集した。 事業に関連する政府・自治体・NPO・企業等との意見交換・情報収集の実施。 新たな交流の場づくりとなった。 自己の活動に活用できた。 地域の先進事例にアプローチができた。 NPOと企業との発想の違いや持続可能性につながる知識、事情の理解できた。
	2. 地域課題の収集と整理	各団体の取組と地域の事情・課題を把握することができた。 地域の情報拠点の位置付けを確立しつつある。
	3. 環境・パートナーシップに関する資源の提供とコーディネート	提供可能な資源・技術を明確にし、事業に関するステークホルダーへ周知した。 各事業に於いて、参加者を誘導するコーディネートや課題解決に向けた有効的な手法が共有された。 各事業に於いて、課題解決に向けた有効的な手法が共有された。 事業実現に向けて、案件持込者や事業に関するステークホルダーの誘導、コーディネートが為された。 小さな仕組みや自発分散個人の参加役、コーディネートする機能を果たした。 中間支援組織としてコーディネーターの養成役にもなった。 事業の着地点を見据え、参加者を誘導するコーディネートは地域の信頼を得ることにつながった。
	4. 人材の育成	パートナーシップの手法や各セクターへの対応等、若い部分のノウハウを得ることができ、担当者のスキルアップにつながった。 一般市民、学生が企画立案から実施まで関わることで、環境に対する意識付けにつながった。 ポトムアップによる合意形成や課題を認識するワークショップ方法、現場の事例調査を実施することで学習する機会となった。
	5. 各主体の強化	地域課題が明確になり、それらの改善(強化)に向けた動きにつながった。 自治体は、自治体間の相互交流や個別テーマの課題共有等に対して、一定の成果を得た。
	6. 地域基盤の強化	委員等からの課題提起に対して、地域課題が提示され、解決策の議論がされた。結果的に、参考になるヒントは数々が得られ 小学校から企業、行政など広範な分野との協働により、地域の課題を築めることに貢献した。 人的資源が限られている状況と考えれば、成果はあったと評価できる。
	7. 主体間の協働体制・形態の促進 (1) 運営協議会の協働	アドバイス機関や関係機関であるならば、年に2回程度の協議会開催で、事業計画・予算などの報告・承認が良い。 賛成でありながら、地域が必要としている協働事業を担うことができた。 外部資金事業の成功例をつくり要約EPOの存在が認知されるようになった。 広域的に事業に参画し、環境パートナーシップを促進する役割になった。
(2) EPO機能についての協働	企業からのNPOとの協働依頼案件が多く、企業ニーズに即した事業の推進ができた。 各セクターのユニークな活動を知ることができ、相互理解と情報の共有化が深められた。 行政の参画により、NPOプログラムがスムーズに展開した。 関係する適切な協働者の選抜とコーディネートにより、推進体制整備に寄与した。 賛成している課題について、適切な助言と協働者のコーディネートを実施した。 各所にどのような人材がいるのかを把握し、繋げる役割を担っている。	
(3) 事業内容についての協働	会議合議のように地域毎で協働の場の協働の場や各地域から課題を持ち寄る機会を重ねることは有効である。 要道地域だけでなく、多野や止瀬地域でも各主体間の関係から協働の重要性が考え始められた。 新規事業の立ち上げる場合の相談機能等も担っている。	

6. 2. 9 参考資料3：詳細内容

参考資料3
(詳細内容)

**中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の
今後の在り方について**



〈当日資料〉

2010/03/24 1

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

目 次

1. 基礎概要
 - (1) 中部環境パートナーシップオフィスの運営に関する今年度の活動フローについて
 - (2) 上半期運営検討・提案会議(東海)後の各委員へのフォローアップ
(ヒアリング、北陸会議)
 - (3) 中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議
について
 - (4) 下半期運営検討・提案会議について
 - (5) 外部評価委員会について
2. 中部環境パートナーシップオフィスのこれまでの経緯等について
3. 課題事項の整理
 - (1) 各側面に於ける課題点の整理
 - (2) 協議会委員及び事業関係者からの意見の集約と整理
4. 課題改善の検討
 - (1) 在り方に対する検討
 - (2) 追補情報
5. 仮説像の立案と検討
 - (1) 在り方の仮説像から検討
 - (2) 推進体制について
 - (2) マイルストーン、目標・目的・方針の検討

2010/03/24 2
All Rights Reserved

1. 基礎概要

(1) 中部環境パートナーシップオフィスの
運営に関する今年度の活動フローに
ついて

— 活動フロー —

7月
(2009年)

上半期運営検討・提案会議(東海)後の各委員へのフォローアップ(ヒアリング、北陸会議)

各委員の個別ヒアリングを行い、意見のフォローを実施。

2月
(2010年)

中部地方における環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方会議

中部地方で求められる環境パートナーシップづくり支援拠点の今後の在り方について議論します。

3月
(2010年)

下半期運営検討・提案会議

素材を基に議題設定し、次期運営改善についての議論を行い最終調整を図る。

3月
(2010年)

外部評価委員会

下半期運営検討・提案会議をベースに外部評価委員会へ報告する。

1. 基礎概要

(2) 上半期運営検討・提案会議(東海)
後の各委員へのフォローアップ
(ヒアリング、北陸会議)

— 結果については別紙参照 —

※ 要約したものは次項にて掲載

1. 基礎概要

(3) 中部地方における環境パートナーシップ
づくり支援拠点の今後の在り方会議に
ついて

— 会議の説明 —

1 (3)-1 会議概要

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

日時 平成22年2月9日(火) 10:00~16:00 (昼食を含む)
場所 環境省中部地方環境事務所 第1会議室

開催趣旨 地方で環境協働を推進するために、EPO中部や地方EPOなどが抱える推進課題を踏まえ、中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の中長期の在り方やその運営のための施策や仕組みなどを検討し、それを基にEPO中部の次期3年間(H24~26)の在り方へのインプット材料を取り纏めることを目的に開催します。

議題

<午前>	10:00-	開会
	10:10-	現状課題提起
	10:45-	意見交換
		①課題から見える2つのスキーム(仮説)について
		②スキームの運営(協議会、資金、主体など)について
<午後>	13:30-	地方EPOの課題と全国連絡会討議内容について
	13:50-	GEIC/EPOの課題と展望
	14:00-	意見交換
		①常任委員会のような組織はどう可能か(責任・主体・資金)
		②上記議論を踏まえ、次期(H24~26)で何をインプットするか
	15:30-	まとめ
	15:50-	閉会

2010/03/24

All Rights Reserved

7

1 (3)-2 参加者一覧

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

H21~23 EPO中部運営検討・提案会議委員

- ・金沢大学フロンティアサイエンス機構 鈴木克徳 特任教授
- ・日本福祉大学国際福祉開発学部 千頭聡 教授
- ・愛知中小企業家同友会 平沼辰雄 副会長
- ・名古屋環境局環境都市推進部生物多様性企画室 増田達雄 室長

H18~20 EPO中部運営協議会委員

- ・社団法人環境創造研究センター 児玉剛則 専務理事
- ・NPO法人地域の未来・支援センター 萩原喜之 代表理事
- ・NPO法人ぎふNPOセンター 駒宮博男 理事長代行

地方EPO/GEIC

- ・EPO北海道 久保田学 氏 ((財)北海道環境財団企画事業課長)
- ・地球環境パートナーシッププラザ(GEIC/EPO) 平田裕之 氏
((社)環境パートナーシップ会議環境ソーシャルビジネス支援担当)

環境省

- ・総合環境政策局民間活動支援室 香具輝男 室長補佐
- ・中部地方環境事務所 細川真宏 統括環境保全企画官
- ・中部地方環境事務所環境対策課 伊藤正市 課長
- ・中部地方環境事務所環境対策課 中井啓三 課長補佐
- ・中部地方環境事務所環境対策課 高木文子 企画係

EPO中部(請負団体)

- ・NPO法人ボランティアネイバーズ 大西光夫 理事長
- ・中部環境パートナーシップオフィス 新海洋子 チーフプロデューサー
- ・中部環境パートナーシップオフィス 桜井温子 NGO/NPOコーディネーター
- ・中部環境パートナーシップオフィス 鶴飼哲 プログラム・オフィサー

計17名

All Rights Reserved

8

1 (3)-3 議論の枠組みについて

課 題

広範囲な中部圏域の地域課題を対象にした産官学民のパートナーシップに於ける取り組みを展開するには現行のEPO中部の体制では、限界がある。

目指すべく環境パートナーシップづくり支援拠点の在り方について検討

中長期在り方 (ex.2020年) 中部地方の環境パートナーシップづくり支援拠点の中長期の在り方を検討。

EPO中部の過去の成果・課題を参考とするが、現行の体制に捉われずに議論を行います。

バックキャストイング

EPO中部第3期 (H24~26) 第3期中長期在り方に向けて具体的に実施しなければならない方法を議論。

実現化させる為の組織体制、期間を検討します。

1 (3)-4 論点領域について -政策/施策スケールの沿革について-

政策/施策スケール毎で検討

・環境保全活動・環境教育推進法

・環境省施策(地方環境パートナーシップオフィスについて)

・中部地方環境事務所施策 (中部環境パートナーシップオフィス、運営検討・提案会議など)

【要点】
本検討ポイントはこのスケールを議論とします。

中部は、地域からパートナーシップ拠点設立の動きがあり、連携を図った

沿革	備考
H16: 前面施行 H19: 自民党環境部会環境教育小委員会がヒアリングを実施 H21: 自民党環境部会環境教育小委員会が見直しの方向性について整理、与党で改正法案の条文化作業を開始 H21: 政権交代の基、改正法案は廃案	環境保全活動、環境教育、環境保全の意欲の増進に加え、主には「協働取組」を追加し、俯瞰した内容として検討 ※別紙参照
H16: 地方環境パートナーシップオフィスとして始めに中国が設置 H19: 最後に九州が設置	設置仕様は変わっていない ※別紙参照
H17: 中部開設、第一期運営 H21: 第二期運営	地域毎に異なる。中部は、年々変更(仕様書は第一期から二期へ大幅変更、協議会設置要領は若干変更) ※別紙参照

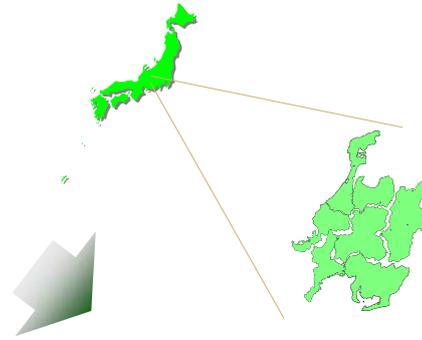
政策/施策スケール毎で検討

・環境保全活動・環境教育推進法

・環境省施策(地方環境パートナーシップオフィスについて)

・中部地方環境事務所施策
(中部環境パートナーシップオフィス、
運営検討・提案会議など)

中部は、地域からパートナーシップ
拠点設立の動きがあり、連携を図った



左記スケールにおいた仮説
立て、そして検討を行う。

1. 基礎概要

(4) 下半期運営検討・提案会議について

- 在り方会議での成果を基に協議し、
次期運営体制についての最終調整を
図ります —

1. 基礎概要

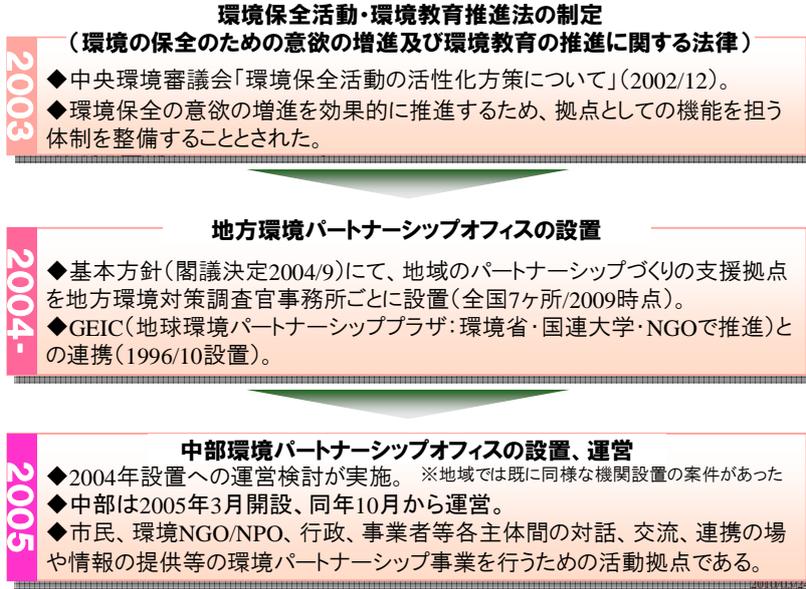
(5)外部評価委員会について

- 在り方会議の検討結果も含めて下半期運営検討・提案会議資料をベースに、外部評価委員会へ報告し、評価いただきます —

2. 中部環境パートナーシップオフィスのこれまでの経緯等について

2 -1 設置経緯について

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu



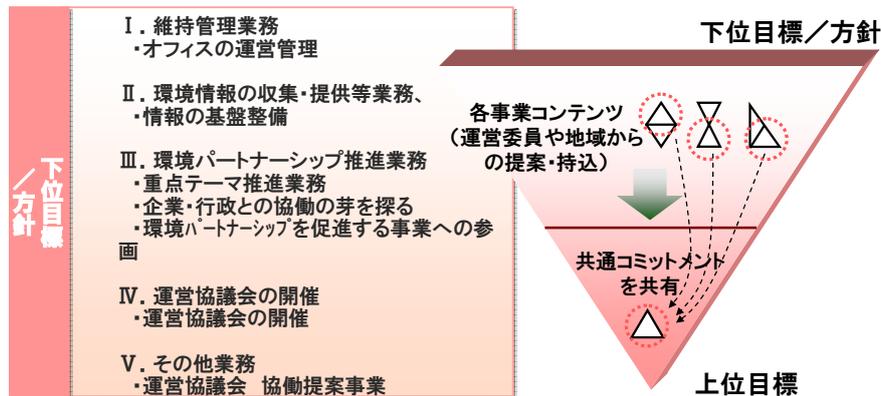
All Rights Reserved

15

2 -2 目的、目標、方針について

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

- 目的** 市民、環境NGO/NPO、行政、企業、等社会を構成する主体によるパートナーシップにおける取り組みを実施し、持続可能な地域づくりが行われることを目的とする。
- 上位目標** 市民、環境NGO/NPO、行政、企業等社会を構成する主体によるパートナーシップにおける取組を推進するための基盤形成が促進される。

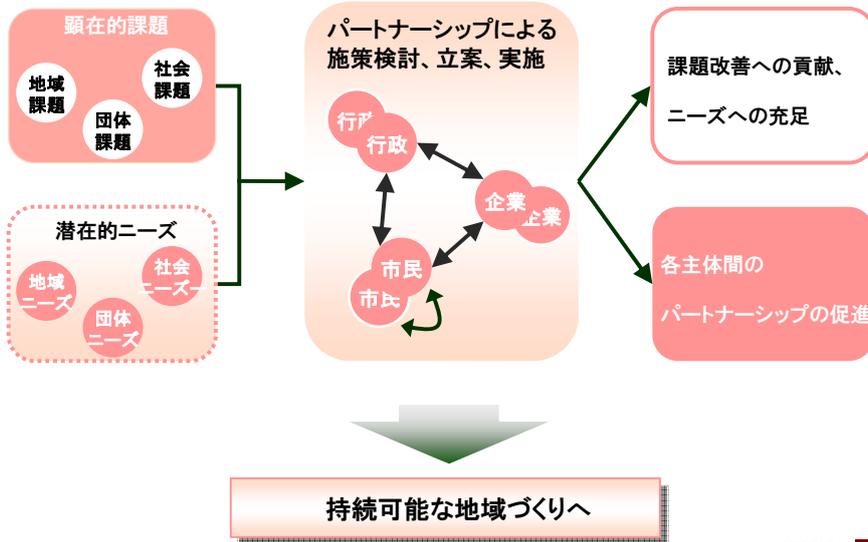


2010/03/24

All Rights Reserved

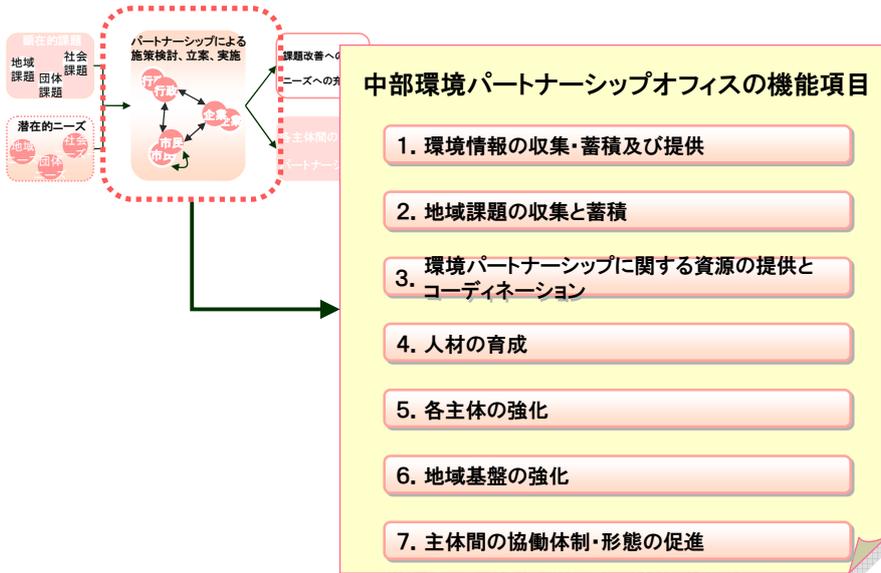
16

2 -3 機能概念について



2010/03/24

2 -4 機能項目について

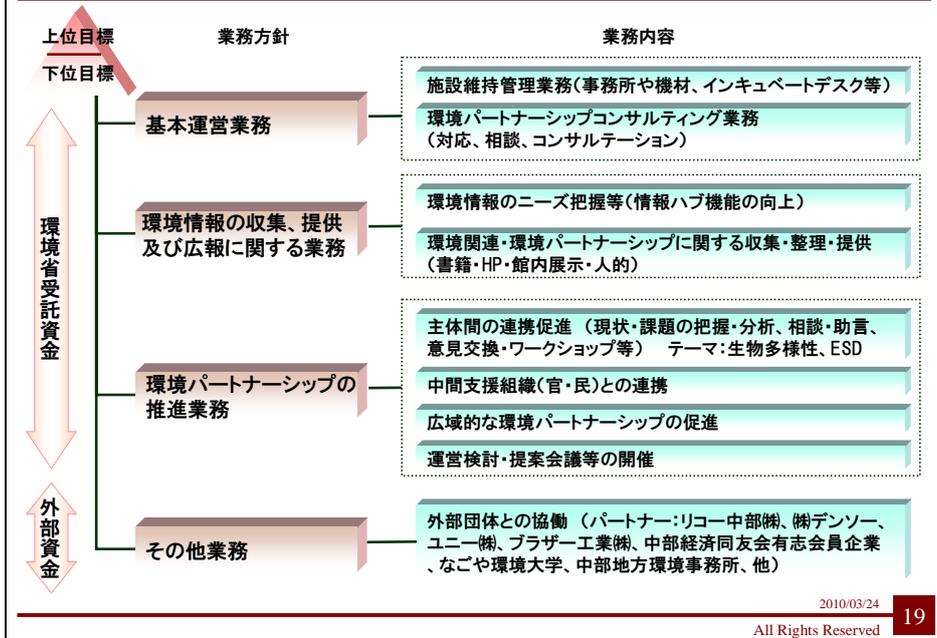


※ 平成20年下半期運営協議会にて(事務局資料から)

2010/03/24

2 -5 業務方針、業務内容について

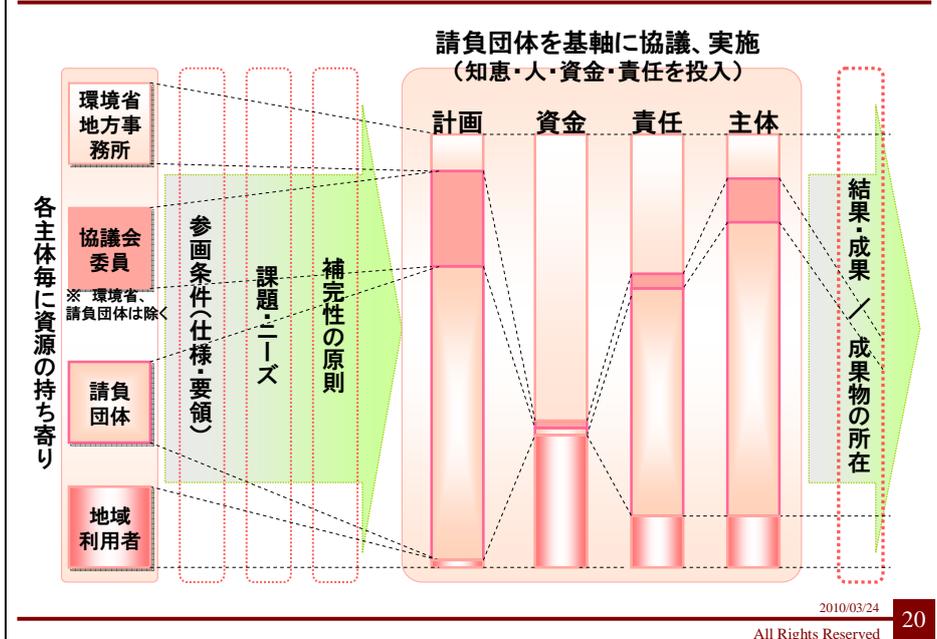
(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu



19

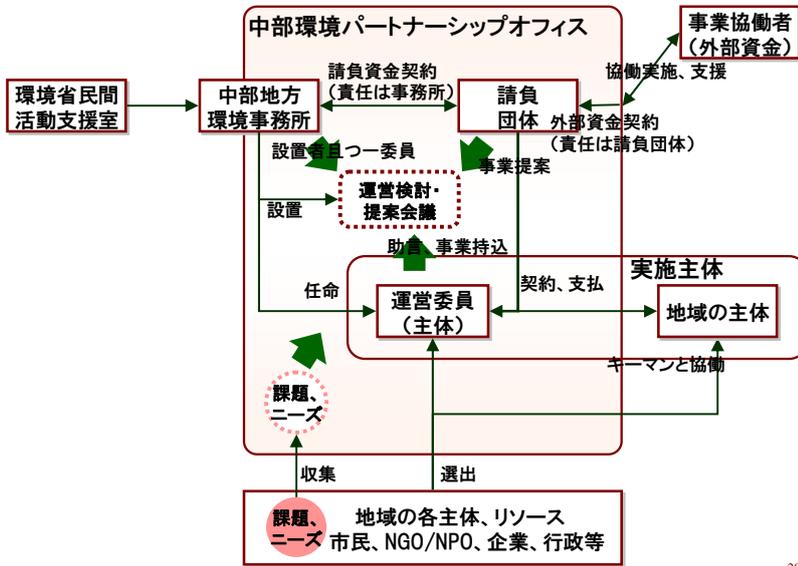
2 -6 運営推進フローについて

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu



20

2 -7 運営体制について



2010/03/24

2 -8 各業務における役割分担について

業務フロー	環境省	協議会委員	請負団体
1. プロポーザル仕様	仕様書作成	※ 環境省、請負団体は除く	
2. 協議会委員の意向		協議会成果をアウトプット	
3. プロポーザル提出			上記2項を汲取り解釈し提案
4. 協議会の設置	協議会設置、委員は任命		
5. 方針・企画素案		外部資金事業を提案	プロポーザル等を基に作成
6. 方針・企画協議	協議会で協議（原則年間2回）		
7. 事業推進運営			
- 環境省重点事業	責任、資金		実施主体
- 請負重点事業	責任、資金		実施主体、(地域団体も主体に)、(一部外部資金もあり)
- 協議会重点事業		支援、アドバイザー (資金は外部企業から)	責任、実施主体
8. 内部スタッフ評価			年次報告書の作成
9. 内部協議会評価	随時事業毎に助言、評価	評価	
10. 外部評価	外部委員(任命)による評価		

2010/03/24

3. 課題事項の整理

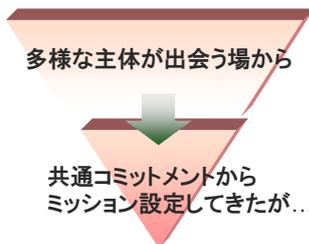
(1)各側面に於ける課題点の整理

— 目標、業務、運営体制から —

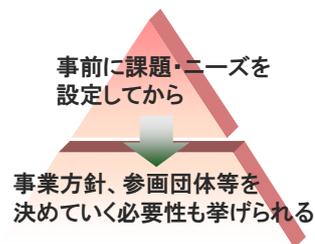
目的 市民、環境NGO/NPO、行政、企業、等社会を構成する主体によるパートナーシップにおける取り組みを実施し、持続可能な地域づくりが行われることを目的とする。

上位目標 【現在】
下位目標/方針 多様な場から生み出す

【他方の考え方】
事前設定の基に展開



OR



メリット ・広域、多様な案件からパートナーシップ型事業の創出ができる

デメリット ・方針が定まらず不安定な経営(設定条件が不明瞭さにも連動)

メリット ・経営のブレを防ぎ重点に注力できる

デメリット ・設定者、テーマの設定が難題
・広い意味でのパートナーシップ的形
成が希薄

3 (1)-2 業務内容から見る課題点について(メリットと課題)

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

業務内容	推進メリット	推進課題
1 施設維持管理 コンサルテーション	・常時事務局作業が可能 ・相談業務が拡大	・机上事務作業と外へのネット ワーク拡大(営業)の両立は困 難(予算規模の問題) ・事務局の過労問題
2 ニーズ把握、ハブ 情報(書籍、HP)	・事業実施から活用情報 の獲得 ・環境パートナーシップに特化 した情報	・定性的と定量的把握の両 立は困難
3 相談、意見交換 官民の連携 広域パートナーシップ 運営協議会	・リアル/ホットなネットワーク、情 報、ノウハウを基軸とした支 援	・広域事業と深度事業の両 立は困難
4 外部団体協働 (外部資金)	・企業リソースを活用した環 境パートナーシップ事業の展 開(広域、内容深化)	・地域課題解決に即している か(私企業支援だけではない、 資金に振り回されない)

利点を活かした課題改善スキームは
如何なるものか

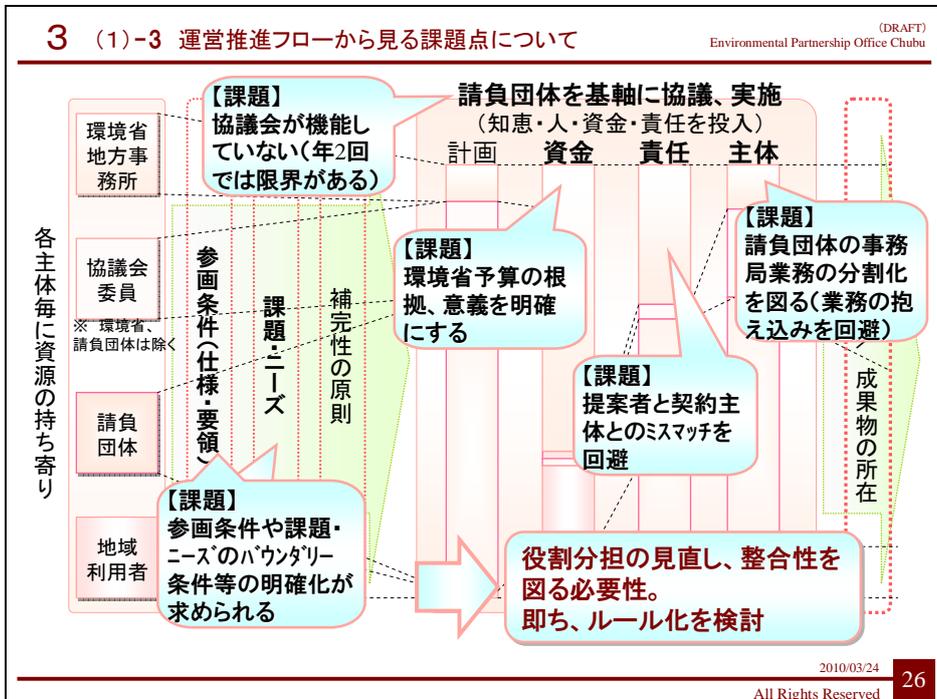
2010/03/24

25

All Rights Reserved

3 (1)-3 運営推進フローから見る課題点について

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu



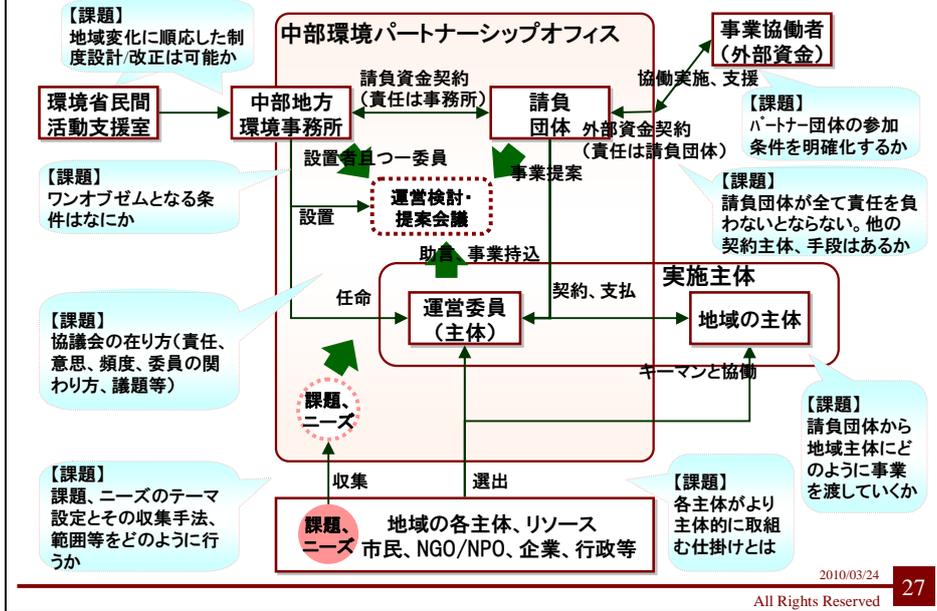
2010/03/24

26

All Rights Reserved

3 (1)-4 運営体制から見る課題点について

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu



3 (1)-5 各提案事業に対する業務毎の関係度合いについて

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

提案事業	業務対象者	課題・ニーズ提供	主体参加	素案作成	事業立案	資金	責任	実施	成果物所在
省 地方事務所	省	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	請負	○	○		◎		○	○	
	委員 一般 利用者								
請負団体	省	△	○		△	◎	○	○	◎
	請負	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
	委員 一般 利用者		○		△			○	
協議会委員	省		◎	◎	◎		◎(契約)	◎	
	請負	◎	◎	○	◎	◎(企業)	○	△	◎(企業)
	委員 一般 利用者		△		△			△	
一般利用者	省		△		△	◎			
	請負	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
	委員 一般 利用者	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎

凡例(業務に対する対象者の関係度合) ◎:大 ○並 △:少 空白:なし

2010/03/24

28

All Rights Reserved

3 (1)-6 関係度合いから見える課題点について

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

提案事業	業務フロー	課題・ニーズ提供	主体参加	素案作成	事業立案	資金	責任	実施	成果物所在
省 地方事務所	対象者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	請負	○	不時の業務をどのように位置付けていくのか(資金も含めて)						
	委員 一般利用者								
請負団体	省	△	○		△	◎	○	○	◎
	請負	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
	委員 一般利用者		利用したくなる機能であるか(客観的評価)、解り易いサービスであるか						
協議会委員	省	協議会委員提案事業にどのような関わり方ができるか							
	請負		◎	◎	◎		契約者問題	主体限界	
	委員 一般利用者	◎	◎	○	◎	◎(企業)	○	△	◎(企業)
一般利用者	省		△		△	◎		△	
	請負	◎	請負事業のウエイトをいかに委員やパートナー団体へ移行していけるか 相談から事業支援への条件設定必要						
	委員 一般利用者	◎	◎	△	◎	◎		◎	◎

凡例(業務に対する対象者の関係度合) ◎:大 ○並 △:少 空白:なし 2010/03/24

All Rights Reserved

29

3 (2) 協議会委員及び事業関係者からの意見の集約と整理

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

3. 課題事項の整理

(2) 協議会委員及び事業関係者からの意見の集約と整理

— 「第1期3年間協働評価」及び「今年度運営検討・提案会議委員ヒアリング結果」から課題の整理 —

2010/03/24

All Rights Reserved

30

「EPO中部」から見た運営の課題について～目的・目標/運営組織・体制～

テーマ	課題	今後の方向性
目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆EPOの将来像が見えていない(まず、環境省はEPOをどうしたいのか) ◆存在価値が明確ではない。公設民営の型の中間支援センターとしてどうありたいか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中長期ビジョンを明確にする ◆上位目標を造り、どう近づけてゆかかを議論する ◆環境パートナーシップ促進のためのEPO中部の機能の整理
運営組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆協議会・委員の位置づけが不明確 ◆目指すべき組織像が共有されていない(独立した組織化を目指すべきか?) ◆EPOで生まれる商品価値は誰がどのように責任を持って誘致、商品化するのか ◆協議会が年2回では何も議論できない。地域ごと・部会毎に議論が必要 ◆一部のネットワークと能力に頼りすぎている 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営協議会及び委員の役割や権限等の明確化 ◆主体的に参画するための役割、時間、金銭等の明確化 ◆社会的汎用性のある地域課題及び協働の成功事例を整理し、地域協働の仕組みづくりを構築する ◆スタッフの拡充・組織基盤の骨太化 ◆主体的意志と行動力を持つ委員により構成

平成20年度運営協議会資料(資料4協働評価事業について)及び平成21年度運営検討提案会議委員ヒアリング結果より抜粋要約 2010/03/24

「EPO中部」から見た運営の課題について～個別機能～

テーマ	課題	今後の方向性
環境情報の収集・蓄積及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆目標設定が不明確 ◆スタッフ内に情報が有り、明文化(HPなどで公表)されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆外部が活用できる情報収集とその見せ方(特に行政情報) ◆情報の可視化
地域課題の収集と蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ◆限られたスタッフで情報の収集・蓄積は物理的に難しい ◆収集のスタンスとどれだけ収集したかが不明 ◆ターゲットを絞ることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の情報ソースの把握・集積する基盤整備 ◆拠点機能の広報の強化と人材確保
資源の提供とコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ◆使い勝手の良さが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政等を巻き込んだパートナーシップをさらに有効に機能させる仕組み ○地域リソースに応じた行政等の資源の提供及びコーディネート
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たな人材育成には至らなかった ◆人材育成の到達目標が明確ではなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ◆目標を明確にした計画づくり ◆新規人材育成の手法の確立
各主体の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆主体間が重複し、活動範囲も狭い 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主体間の役割を見据えた計画づくり
地域基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆評価の基準に対する議論が不十分 ◆スタッフ人材の力量が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域課題及びその改善を明確化してゆくマネジメント機能の発揮 ○対象基盤の設定とその成果の地域共有化
主体間の協働体制・形態の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆方向性の決まった事業として実施された ◆参加主体に権限を委譲すべき ◆中長期展望にたった財政的・人的支援の仕組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆協働主体への適切な助言及び主体の選択等のコーディネート ○運営体制の明確化

平成20年度運営協議会資料(協働評価事業について)及び平成21年度運営検討提案会議委員ヒアリング結果より抜粋要約
○:運営協議会提案事業からの提案 2010/03/24

「EPO中部」から見た運営の課題について～まとめ～

テーマ	課題からの対策
目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆EPO中部の目的、ビジョン(中長期)づくり ◆環境パートナーシップ拠点に求められる機能の整理
運営組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営協議会(仮)及び委員の役割や権限等の明確化 ◆地域の主体による運営とそのしくみ ◆資金等の明確化 ◆スタッフの拡充 ◆組織を支える基盤の骨太化と新規開拓
個別機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆目標・役割を明確にした計画づくり ◆広く誰でも活用できるための情報の可視化 ◆拠点機能の広報 ◆情報や事業運営のための基盤整備 ◆リソースに応じたコーディネーションとマネジメント ◆新規人材の確保と育成 ◆成果の地域共有化 ◆個別事業体制の明確化

各側面からの課題点に対して、
どのように改善スキームを再考するか



推進課題を充足させる中長期の在り方を検討する

4. 課題改善の検討

(1)在り方に対する検討

— リゾーム型、先行課題・ニーズ設定型の2つのスキームの比較検討 —

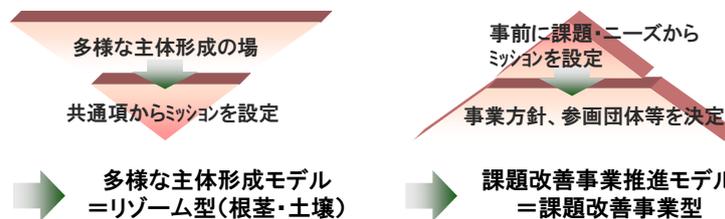
在り方の見直し、検討

運営体制に挙げられる前項のような種々の課題に対して、中長期を踏まえた新たな在り方について検討する。

大枠の機能として、次の2点が挙げられる。

- 多様な主体形成を重視するモデルか
- 課題改善事業の推進を重視するモデルか

また、以下のように目標/方針についても同様の課題とされることから、この2つのスキームを用いて在り方を検討する。

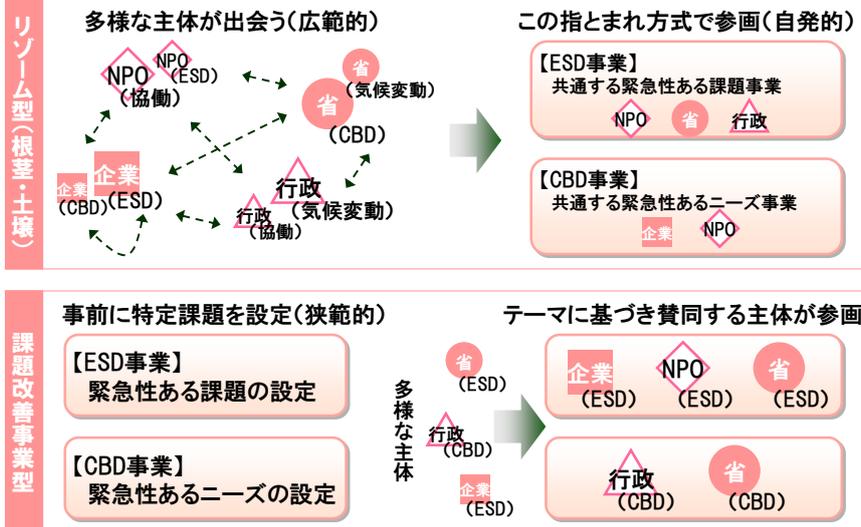


4 (1)-2 「リゾーム型」と「課題改善事業型」の概要

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

両スキームを以下のとおり設定し、検討する。

※ テーマは一例



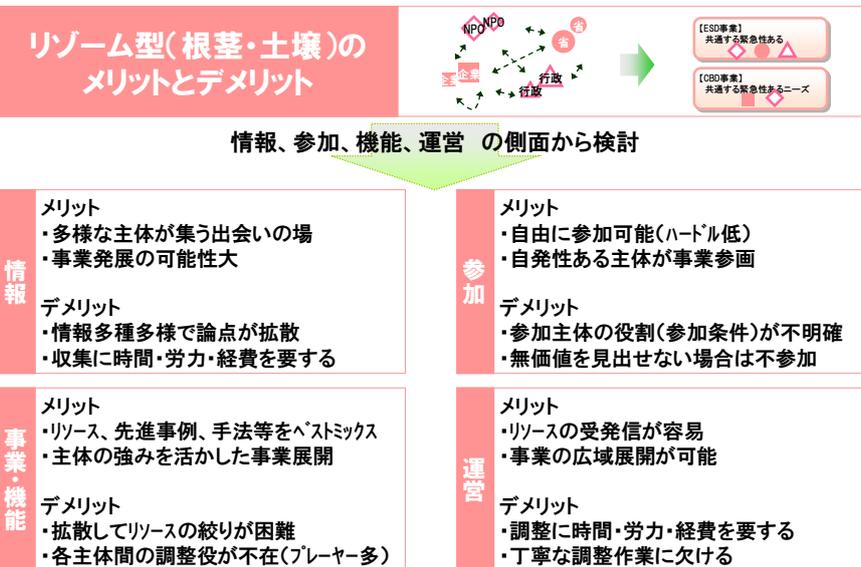
2010/03/24

37

All Rights Reserved

4 (1)-3 「リゾーム型」のメリットとデメリット

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu



2010/03/24

38

All Rights Reserved

4 (1)-4 「課題改善事業型」のメリットとデメリット

先行課題・ニーズ設定型の メリットとデメリット

情報、参加、機能、運営 の側面から検討

情報	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の、集中した情報が集中 ・深度な情報の受発信 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多角的テーマや横断的な展開に弱い 	参加	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミッション明確で参加がし易い ・各主体の役割が明確 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関心外、テーマと不一致なら不参加
事業・機能	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深度ある事業展開が可能 ・モデル事業ができれば横展開が可能 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界外やテーマ外事業に対する硬直性 	運営	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点的に注力が可能 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ設定者及びテーマ設定の慎重性 ・テーマ外の主体者、情報の参画が乏しい

2010/03/24

4 (1)-5 機能項目から見る各スキームを比較する

機能項目	リゾーム型	課題改善型	両型からの求められる要点
1 環境情報の収集・蓄積及び提供	定性△、定量◎	定性◎、定量△	ニーズに順応する受発信の為のコーディネート、しくみ
2 地域課題の収集と蓄積	定性×、定量○	定性◎、定量△	実情ある課題収集・蓄積の為のコーディネート、しくみ
3 環境パートナーシップに関する資源の提供とコーディネート	定性△、定量○	定性◎、定量△	協議会と事業とが異なる性質をコーディネート、しくみ
4 人材の育成	定性△、定量△	定性○、定量△	対象者が定期参加するコーディネート、しくみ
5 各主体の強化	定性△、定量△	定性○、定量△	対象主体がコアとして参画するコーディネート、しくみ
6 地域基盤の強化	定性△、定量○	定性○、定量△	質と量ともに効果出るコーディネート、しくみ
7 主体間の協働体制・形態の促進	定性△、定量○	定性◎、定量△	浅い、深い、ケースに即したコーディネート、しくみ

2010/03/24

4 (1)-6 各主体の役割から各スキームを比較する

主体	リゾーム型	課題改善型	両型から
1 環境省 地方事務所	環境施策の広域・量的展開をハック的支援(非主体)	省としてミッションを持ち個別事業にコミットする(主体になれるか課題)	省のミッションを何とし、どのようにコミットするかを明確化させる
2 協議会委員	資源調達者、伝達者、実施主体として参画	緊急性資源の調達者、課題改善能力を要した実施主体として参画	情報伝達者、アドバイザー主体者、事業実施主体者、などの関わり方を明確化させる
3 請負団体	地域資源の発掘、提供等のリゾーム運営業務	テーマ設定者やテーマ設定、参画主体者等のコーディネート業務	どの資金でどこまでのコーディネートをするのか、非主体か主体か、を明確化させる
4 地域の利用者様 (外部関係者含む)	課題・コース持込者、運営資源持込者、(テーマは多種多様)(非主体と主体)	特定の課題・コース持込者、運営資源持込者(主には主体)	省、請負、委員どこどのプロセスで案件の持ち込みが可能かを明確化させる

各主体がより参画する為には

4 (1)-7 改めて、論点

EPOの存在意義は何か？
何の為、誰のためのものか？
社会、地域に必要とされる機能は何か？

【環境省が設置、運営する意義は何か】

「官庁設置、官公庁・民間運営」であり、
“官庁＝環境省”が設置する意義とは、
地方公共団体ではない意味は何処にあるか

- ・環境保全活動・環境教育推進法
- ・環境省施策(地方環境パートナーシップオフィスについて)
- ・中部環境パートナーシップオフィス運営業務仕様書
- ・中部環境パートナーシップオフィス運営検討・提案会議設置要領

【追補情報】 上位の観点から

全国の環境パートナーシップオフィスが
求められているものは何か？

行政刷新会議にて、「地球温暖化防止活動センター等基盤整備形成事業」、
「温暖化対策一村一品・知恵の環づくり事業」の廃止が結論付けられる。

環境省施策(予算)に危機感

社会性の変化、運営基盤が脆弱体制、求められる役割への対応難、
不安定な人員、etc...

混沌とした現場

時代変化に充足できる体制への転換が必要

今後のEPO(全国)の在り方...

全国EPOの共通軸は何か？

全国EPO連絡会ワーキングから

「政策コミュニケーター」を基軸に事業展開

- 環境政策決定プロセスに参画する場を設ける
- 「ハコ」から「人」へ
- 環境法テラス

現在当議論と平行して全国EPOにて検討中

4 (2)-4 改めて、論点

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

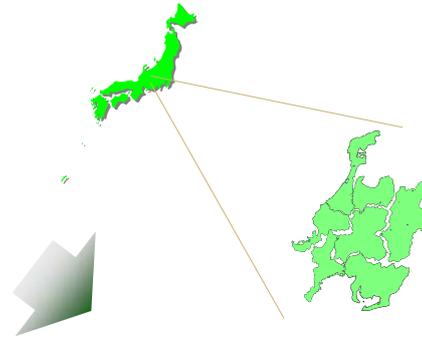
政策/施策スケール毎で検討

・環境保全活動・環境教育推進法

・環境省施策(地方環境パートナーシップオフィスについて)

・中部地方環境事務所施策
(中部環境パートナーシップオフィス、
運営検討・提案会議など)

中部は、地域からパートナーシップ
拠点設立の動きがあり、連携を図った



以上の観点を踏まえて、
左記スケールにおいた仮説
立て、そして検討を行う。

2010/03/24

All Rights Reserved

47

5 仮説像の立案と検討 (1) 在り方の仮説像から検討

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

5. 仮説像の立案と検討

(1) 在り方の仮説像から検討

— 「リゾーム型」、「課題改善事業型」の
統合化スキームから検討する —

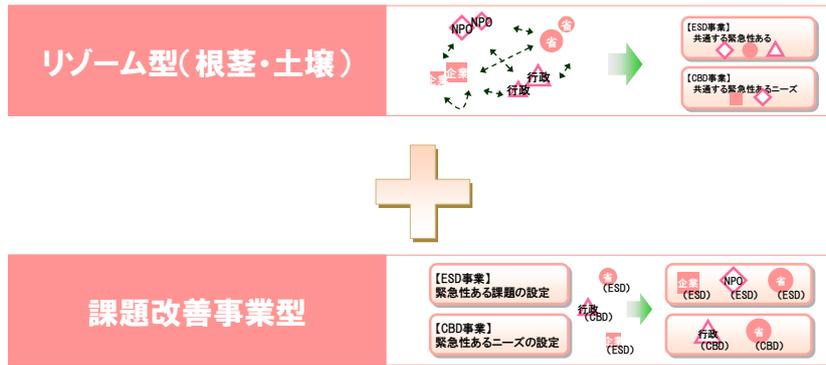
2010/03/24

All Rights Reserved

48

5 (1)-1 両型が統合化したスキームを仮説する

両スキームの統合化した仮説像からスキームの在り方を検討する。



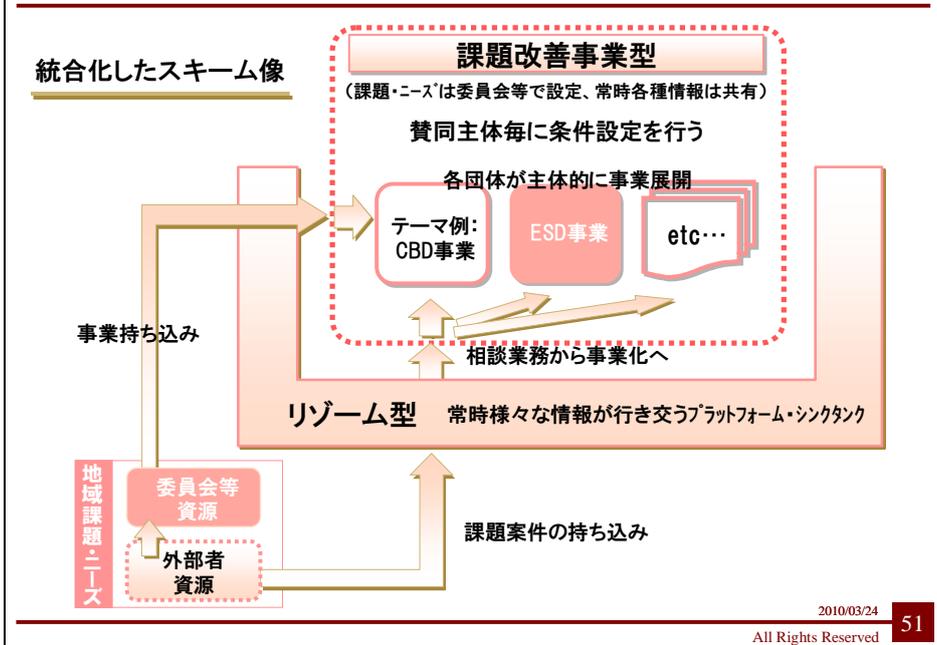
➡ 前項に挙がる課題を踏まえ、利点を活かし統合化スキームを仮説立てる

5 (1)-2 統合化スキームから見える将来像 - ボトルネック解消のための方法(おたき台)

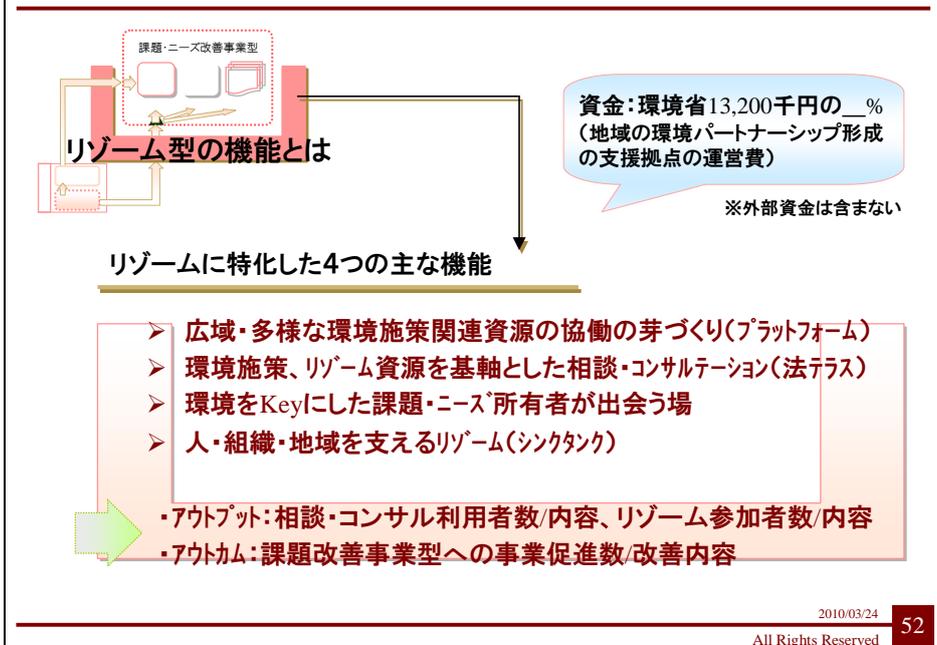
EPOが地域や社会に提供するサービスを大きく2つの機能(課題改善機能とつなぐ機能)に二分化した上で、各課題点を体系的に改善するための仕組みとしては以下のようなものが考えられる。

スキーム	地域課題・ニーズを現実的に改善する事業の実施(課題改善事業型) 地域や社会の緊急性・公共性ある課題・ニーズに対し、行政区分なく、産官学民等によるパートナーシップ型で改善に向けた事業を実施する。	多様な課題、主体等が出会う場の創出(リゾーム型) 地域や社会の潜在的・恒常的課題・ニーズや人材、資源(施策、資金、手法など)が共有される場。コーディネーション機能の充実が求められる。
運営		
運営基盤(運営組織)	常任委員会 経営改善・事業審査を主として協議し、運営の円滑化を図る機関。 - 別途、各事業毎に事業運営会議も行う。	ステークホルダー交流会 様々な案件を持ち寄り、地域資源が自由に行き交う場とする場。
主体	自発(責任)型 事業遂行の為に自走する体制且つ調整能力を持ち、責任を持って事業を進めていける主体の参画による。	受け身(共有)型 情報提供・共有をメインとし、将来の具体的な案件へ参画する為の基盤となる主体の参画による。
資金	事業資金導入(流動的) 地域の課題や各組織に於ける課題改善を図る為に持ち込まれる外部資金。公共団体や環境省の施策意図により持ち込まれるものもあり。	広範支援拠点運営費(固定的) 基本的には、多様な課題、主体などの情報受発信作業、マッチングアドバイスなどの相談、コーディネーション、場づくりの予算とする。基本運営資金を公共(環境省含む)から捻出。将来的には会費基本運営などを目指すなど。

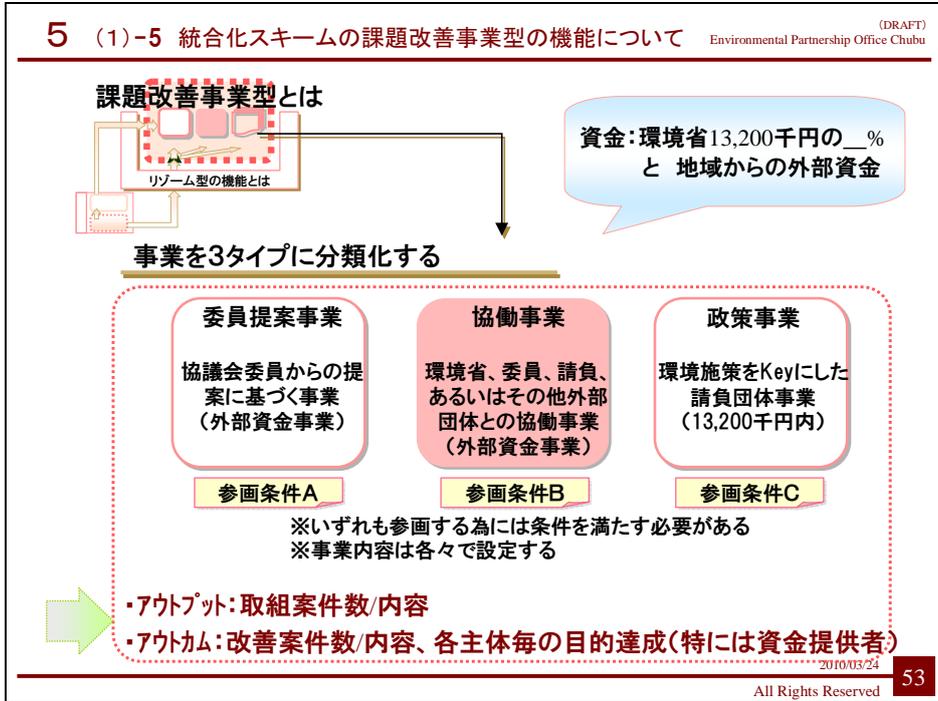
5 (1)-3 両型が統合したスキームの全体について(仮設定)^(DRAFT) Environmental Partnership Office Chubu



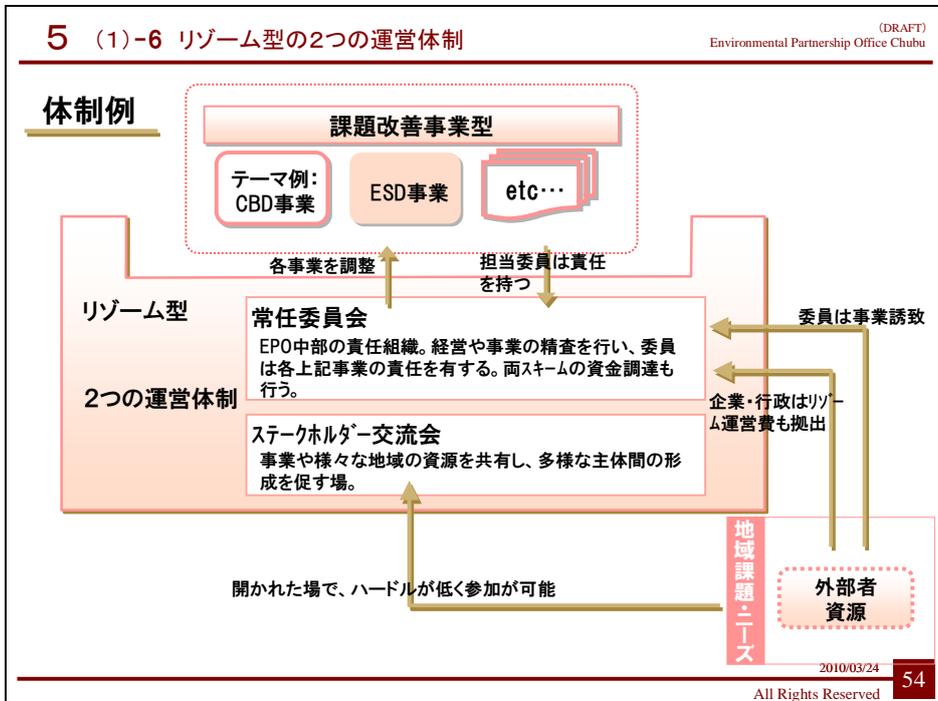
5 (1)-4 統合化スキームのリゾーム型の機能について^(DRAFT) Environmental Partnership Office Chubu



5 (1)-5 統合化スキームの課題改善事業型の機能について

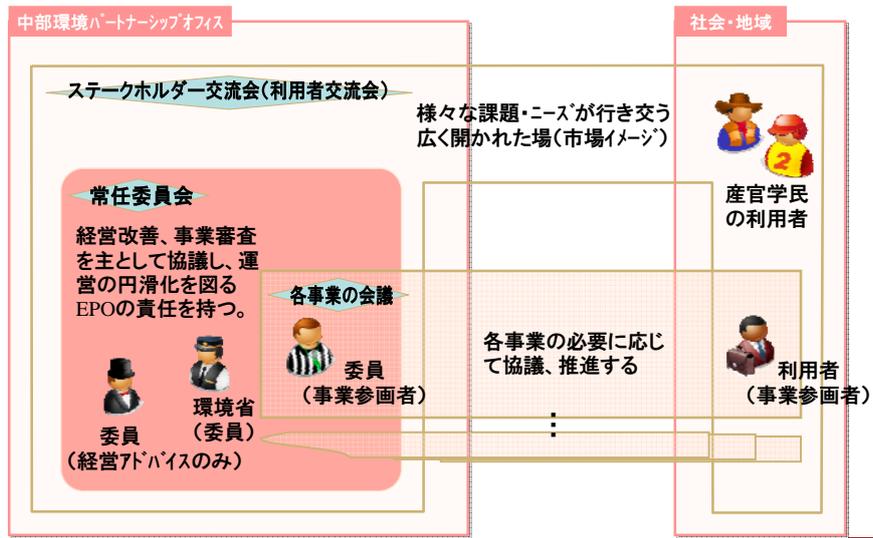


5 (1)-6 リゾーム型の2つの運営体制



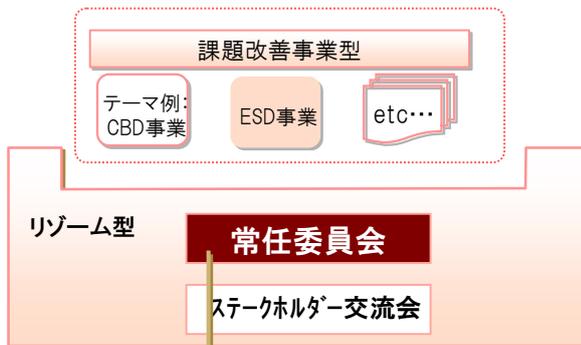
5 (1)-7 運営組織の構成について

例:3つの会議体を持って運営を推進



2010/03/24

5 (1)-8 リゾーム型の2つの運営体制例

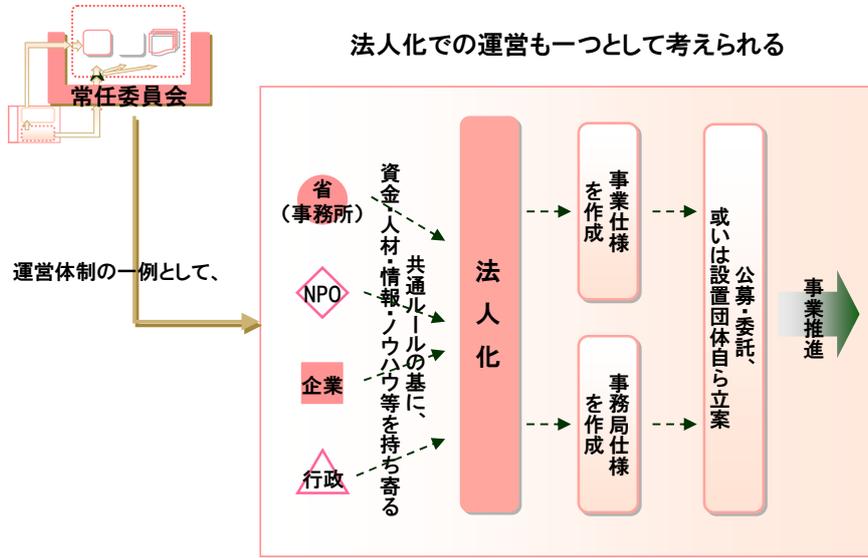


委員の役割を明確にし、円滑的な事業推進の為にはどのような形態での推進が適切か？

例:運営にあたっては
委員による新たな組織化(契約主体)がいいのか、
現行のように既存団体での請負形式がいいのか？

2010/03/24

5 (1)-9 常任委員会の運営体制例として

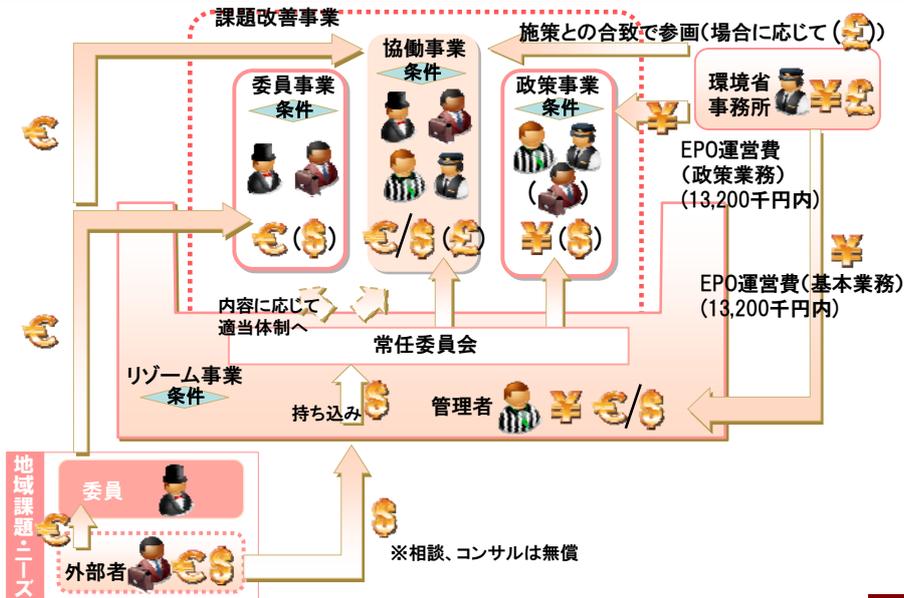


2010/03/24

57

All Rights Reserved

5 (1)-10 全体像について 一資金と主体の流れについて

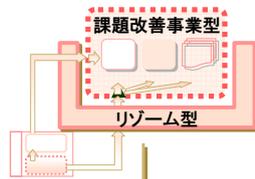


2010/03/24

58

All Rights Reserved

5 (1)-11 両型のスキームによる改善内容について



2つの型により
機能改善に貢献

課題点に対して

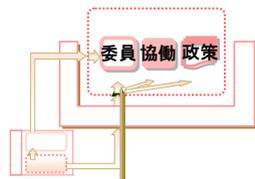
目標目的	<ul style="list-style-type: none"> 目的が明確化(多様な主体が出会う場と課題改善事業との両立が可能)。
業務施設情報	<ul style="list-style-type: none"> 多様・深度情報、定性・定量ともに受発信可能。 地域毎の情報が活き易い。
業務事業機能	<ul style="list-style-type: none"> リゾーム、特定テーマ両面から凝縮した議論展開が出来、スキームの深化が期待できる。 請負団体の負担を回避。自立型事業推進へ。
参加	<ul style="list-style-type: none"> 関わり方が明確、参加方法に選択肢がある。 資源の持ち寄りが円滑化される。 組織基盤が弱くても参画条件を満たせば利用が可能(主体基盤の強化)。
運営	<ul style="list-style-type: none"> 重点注力により運営円滑化。 仕組み化により、調整労力の削減。 地域毎の取組みがスムーズに展開。

2010/03/24

59

All Rights Reserved

5 (1)-12 3つの事業タイプによる改善内容について



3つの事業タイプにより
機能改善に貢献

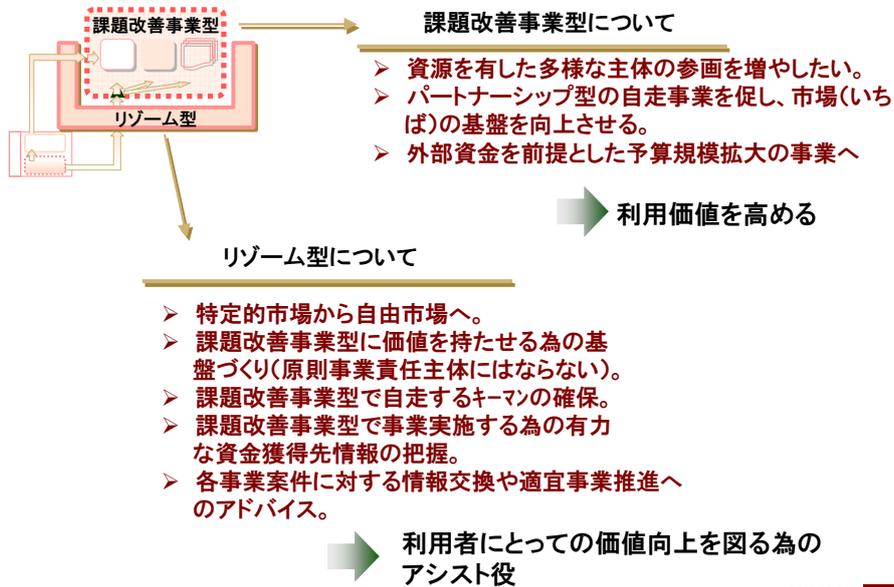
課題点を3つの事業から見ると

委員提案事業	<ul style="list-style-type: none"> 資金管理・責任・主体と、現場(請負)との乖離を回避。 合理的なマネジメント体制の必要性。 各地域、組織状況に順応した事業展開。
協働事業	<ul style="list-style-type: none"> 産官学民の各々の役割・スキルが融合することで有効的に課題・ニーズ改善が可能になる。 持続的社会的の実現を目指すべく協働形態への野心的な挑戦(組織ロールモデル)。
政策事業	<ul style="list-style-type: none"> 官庁設置・官公庁/民間運営組織の強みを活かした環境施策へのアプローチ。 中央と中部圏域の環境施策とを連動させる。 中部圏域内の環境施策立案・実施へ貢献する。

2010/03/24

60

All Rights Reserved



5. 仮説像の立案と検討

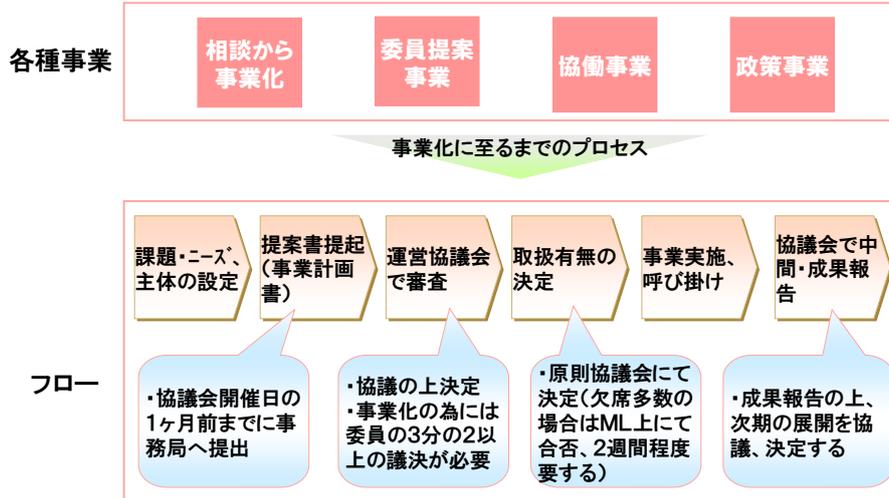
(2) 推進体制について

— 会議体全体像、事業化のプロセス、条件等の検討 —

5 (2)-1 事業化に至るまでのプロセスについての例示

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

事業化に至るまでには、各プロセスを経ることが必要である



2010/03/24

All Rights Reserved

63

5 (2)-2 事業化への前提条件の例示について

(DRAFT)
Environmental Partnership Office Chubu

事業化には、以下の条件を満たす計画、推進体制が必要となる

課題・ニーズ	課題・ニーズが的確に汲取られており、パートナーシップでの取組が求められるものであるか。
主体	実施する代表主体が明確に設定されており、関係主体も想定されている。
素案立案	事業計画書が整っており、内容も明確である。 ※どの事業カテゴリーに属するか予め想定されている。
事業立案	関係主体との調整能力があり、最終の事業計画を責任を持って上げられる。
資金	収支計画及び経営体質に問題ない。正当な対価をペイできる資金計画であるか。
責任	事業を責任を持って成し遂げられる意欲があり、また関係主体にも問題がないか。
実施	結果・成果に向けてトライ＆エラーで取組むことができる実施体制がある。
結果・成果	社会・地域・組織等への課題・ニーズへの充足でき、波及効果が期待できる。
成果物	機密情報等の管理体制を有し、成果物の的確な保持対応ができる。

2010/03/24

All Rights Reserved

64

5. 仮説像の立案と検討

(3) マイルストーン、目的・目標・方針の検討

EPO中部のマイルストーン、目的・目標・方針の設定例

目的

市民、環境NGO/NPO、行政、企業、等社会を構成する主体によるパートナーシップにより、持続可能な社会づくりに貢献する。

事前に設定

中長期の在り方が関係者にてオーソライズされる。

常任委員会の設置、常任委員の選出。

マイルストーン

主体的に参加し、責任を持つ常任委員を中心にマイルストーン及び、目標・方針を協議し、設定する。

及び

➢ 設定期間については、常任委員の任期に関わらず設定するが、必要に応じて年度毎で見直しを図る（緊急性ある課題や重点課題等へ順応する）

組織、委員の
確定後に設定

目標・方針



EPOの存在意義は何か？
何の為、誰のためのものか？
社会、地域に必要とされる機能は何か？

地域や社会に利用され愛され続ける為の

EPOでなければならない

或いは次世代の一步を踏み出す組織へ

6. 2. 10 参考資料4：平成 21 年度中部環境パートナーシップオフィス運営業務仕様書

平成 21 年度中部環境パートナーシップオフィス運営業務仕様書

1. 業務の目的

平成 15 年 7 月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成 15 年法律第 130 号)第 19 条において、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、拠点としての機能を担う体制を整備することとされ、また、同法の基本方針(平成 16 年 9 月閣議決定)において、地域のパートナーシップづくりの支援拠点を地方環境対策調査官事務所(当時)ごとに設置していくこととされた。

中部地方環境事務所においては、市民、環境NGO/NPO、行政、事業者等各主体間の対話、交流、連携の場や情報の提供等の環境パートナーシップ事業を行うための活動拠点として、「中部環境パートナーシップオフィス」(以下「EPO中部」という。)を平成 17 年 3 月に開設した。

本業務は、こうした各主体によるパートナーシップ促進基盤を形成するため、EPO中部の施設の維持管理を行うとともに、環境パートナーシップを推進するための各種事業等の企画・運営を行うものである。

2. 業務の内容

本業務の適確かつ計画的な実施を図るため、EPO中部の中期運営業務計画・業務目標(案)及び平成 21 年度の業務計画(案)を平成 21 年 4 月 20 日までに作成し、関係者と協議するとともに、以下に掲げる業務を実施する。

(1) 基本運営業務

①施設維持管理業務

- i オフィスの解錠・施錠管理を行う。開館日は月～金曜日(ただし、毎月第 4 金曜日は資料整理のため閉館日とし、祝日、旧盆〔3 日間〕及び年末年始〔12 月 29 日～1 月 3 日〕は休館日とする)とし、開館時間は午前 10 時から午後 7 時を原則とする。(年間開館日数：228 日)
- ii オフィスの運営に必要な機材等をそろえ、その使用料の支払等の維持管理に必要な事務を行う。ただし、オフィスの借料・光熱料金、複写機・通信機器(電話機及びFAX)の借料及び基本使用料の支払に係るものを除く。
- iii 来館者が快適に利用できるよう、オフィス内外の必要な清掃作業を行う。ただし、中部地

方環境事務所が別途株式会社三菱地所プロパティマネジメントと契約している錦パークビル清掃業務に係るものを除く。

iv 来館者が親しみやすく利用しやすいよう施設・設備の維持管理に努めるとともに、ミーティング等少人数の打合せのための貸しスペース、EPO中部がサポートすべき事業のためのインキュベートデスク及び環境NGO/NPOの活動の展示や交流の場を、別途中部地方環境事務所が作成する規程に則り提供し、それらに伴う必要な事務を行う。

②環境パートナーシップコンサルティング業務

i オフィスにかかってきた電話やメール、訪れた来客者に対して必要な情報提供を行う等の対応を行う。また、今後専門的な相談案件に対応できるよう、専用カルテを作成し、コンサルティング対応の蓄積を図る。

上記①及び②の業務を行うため、オフィスに常駐職員を1名以上配置する。また、来客者数、電話件数及びその内容について、様式1により記録する。

(2) 環境情報の収集、提供及び広報に関する業務

① 環境情報ニーズの把握等

EPO中部に求められる環境情報のニーズを、各種業務を通じて把握するとともに、中部地方の環境情報ハブ機能向上のための戦略を作り、以降の業務の参考とする。

② 環境パートナーシップに関する情報の収集、整理及び提供

中部地方環境事務所管内の環境パートナーシップに関連する団体及び活動、活動事例等の情報を収集・整理・分析し、提供する。

③ 環境関連書籍・資料等の収集、整理及び提供

環境に関する書籍や、環境NGO/NPOや企業、行政等から環境情報資料等を収集・整理し、提供する。

④ ホームページの維持管理

業務を通して得られた情報や協働促進のための情報等を収集・整理し、速やかにホームページに掲載する。また、不要となった情報についても速やかに削除を行う。ホームページの更新は、原則として月2回行う。

また、情報発信機能を強化するため、EPO中部以外の団体による協働促進に関するイベント等の情報を積極的に収集、掲載するページを作成する。

⑤ 館内展示の企画及び実施

オフィスを訪れる来館者に対し、EPO中部の業務及びその目的や中部地方を中心とした協働活動や活動団体をわかりやすく理解していただく等のための館内展示を年間4回程度企画し、そのために必要な作業を行う。

(3) 環境パートナーシップの推進業務

① 様々な主体間における連携の促進

中部地方環境事務所管内の環境パートナーシップの現状及び課題を把握、分析する。それをもって、環境問題の解決に向けた市民、環境NGO/NPO、行政、企業等、様々な主体間の連携を促進するため、個別の環境活動の取組等に関する相談、助言を行うとともに、意見交換会やワークショップ等の様々な主体間の交流を促進する場を開催する。

連携の促進を図るため、以下の事業を中心として業務を行うこととする。

i 生物多様性保全中部イニシアティブ

生物多様性条約第10回締約国会議が平成22年10月に名古屋で開催されることもあり、中部地方の環境問題に関する気運の高まりも期待されている。

そのため、中部地方を中心に生物多様性をテーマとしている行政・企業や市民団体としてどのような団体が存在しているのか、また、どのような取組を行っているのか、行おうとしているのか現状を把握し、環境パートナーシップの可能性を検討する。

また、ネットワークの拡大・強化を図るための企業や市民団体との交流の場を関係団体の協力を得て設けることとする（年3回程度、会場：EPO中部もしくは中部地方環境事務所）。

ii ESD（持続可能な開発のための教育）中部イニシアティブ

中部地方で行われているESD関係事業や様々な主体間が連携協働し、ESD活動推進の仕組みづくりのための課題の整理を行い、それらを解決するために必要な事業をESD関係団体（中部ESD拠点など）と連携し、実施する。

特に、学校教育現場との連携を強化するため、各県教育委員会及び自治体環境教育関係部局の施策の動向を把握するためのアンケート調査を実施する。

② 中部地方における中間支援組織（官・民）との連携体制の構築

環境パートナーシップを促進するための場を発展させるため、中部地方における官民を問わない中間支援組織との連携体制の構築と連携促進を行うための戦略づくりを行う。

③ 広域的な環境パートナーシップの推進

県域を越える広域的な環境パートナーシップの展開及びそのための地域基盤形成に必要な戦略づくりを行う。

④ EPO中部運営のための協議会等の開催

EPO中部で実施する事業に関する助言等を得るため、大学教授等の有識者を構成員（3～6級相当）とした中部環境パートナーシップオフィス運営協議会（仮称）を年2回程度名古屋市内で開催し、そのために必要な調整・事務を行う。

なお、同協議会委員は別途中部地方環境事務所の指定した者とし、検討会の実施に際しては、検討員に対して旅費及び謝金を支給することとし、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に

従って支給するとともに、謝金は検討員 1 人に対して 1 回あたり 16,100 円以上を支給するものとする。

⑤ 中部地方環境事務所主催会議のための資料の作成

中部地方環境事務所が E P O 中部の運営上必要な会議等（外部評価委員会等）を実施するにあたっては、中部地方環境事務所と調整の上、必要な資料等を作成すること。

(4) その他

① 業務を行うに当たっては、定期的（月 2 回程度）に業務打ち合わせを行い、必要に応じて中部地方環境事務所と連絡調整を行うこと。

② 上記業務のほか、中部地方環境事務所において E P O 中部の目的上必要と判断する業務について、請負者と双方協議のうえ、実施することができる。

3. 業務実施期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

4. 完了報告

請負者は、以下の提出期限までに、業務実施報告書を中部地方環境事務所環境対策課に提出し、検査を受けるものとする。

・提出期限

第 1 四半期分	平成 21 年 7 月 31 日
第 2 四半期分	平成 21 年 10 月 31 日
第 3 四半期分	平成 22 年 1 月 31 日
第 4 四半期分	平成 22 年 3 月 31 日
年間分	平成 22 年 3 月 31 日

5. 成果物 … 以降は省きます

6. 2. 11 参考資料5：中部環境パートナーシップオフィス運営検討・提案会議 設置要領

環境省中部環境パートナーシップオフィス運営検討・提案会議 設置要領

1. 目的

中部環境パートナーシップオフィス（以下「EPO中部」という。）及び中部地方環境事務所（以下「中部事務所」という。）は、EPO中部の事業方針並びに毎年度の事業計画及び事業実施について、有識者に検討・提案を頂き、運営の方向性を形成するため、中部環境パートナーシップオフィス運営検討・提案会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2. 構成

- (1) 運営会議は、学識経験者や中間支援団体、行政機関、企業団体等関係者から成る委員で構成する。
- (2) EPO中部及び中部事務所は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

3. 任期

委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4. 組織

- (1) 運営会議は、別表の委員をもって組織する。
- (2) 運営会議に座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 座長は、会議を統括し、会議の進行にあたる。
- (4) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

5. 会議

- (1) 運営会議は、年2回程度開催する。
- (2) 運営会議は、公開で開催する。

6. 庶務

運営会議の庶務は、EPO中部及び中部事務所環境対策課が処理する。

7. 委 任

この要領に定めるもののほか、その他会議の運営に関し必要な事項は、運営会議の承認を得た上で座長が定める。

附則

1. この要領は、平成 21 年 7 月 日から施行する。
2. この要領の施行後初めて任命される委員の任期は、施行の日から平成 23 年 3 月末までとする。

以上

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。